

沼田市第六次総合計画

こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち沼田

平成29年3月
群馬県沼田市



『こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田』

を目指して



私たちのまち「沼田市」は、豊かな自然環境、先人たちが築き継承してきた歴史・文化を有するまちです。

本市では、これまで平成28年度（2016年度）を目標年度として平成18年9月に策定した「第五次総合計画」を市政運営の基本指針として、「水と緑の大地 田園空間都市」をまちづくりの将来像に各施策の推進に努めてきました。

しかし、この10年間の社会情勢は圧倒的な速度で変貌しており、厳しい財政状況、新たな行政需要に的確に対応できる体制づくりが求められています。

また、従来の行政主導による「足し算型」、「右肩上がり型」の施策展開は既に限界を迎えており、今後は市民の視点を重視し、市民との共創・協働による本市独自の施策への転換が必要となっています。更に、加速度的に進む人口減少・超高齢化社会への対応は、本市においても早急に取り組まなければならない最重要課題となっています。

このような社会情勢を踏まえて、沼田市第六次総合計画は、本市のまちづくりの基本となる、「沼田市民憲章」と「森林文化都市宣言」の理念を引き継ぎ、市民が快適で安全な暮らしを営むことのできる持続可能な市政運営を目指す基本指針として策定したものであり、“ものの豊かさ”よりも“こころの豊かさ”を大切にす、一人一人が輝くまちづくりを進めていくものであります。

計画の策定にあたって、ご審議をいただいた総合計画審議会委員の方々、意識調査や市民構想会議を通じてご意見をいただいた皆さんをはじめ、さまざまな機会を通じてご協力いただきました市民の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、「こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田」の実現にご支援、ご協力をお願いいたします。

平成29年3月

沼田市長 横山公一

○沼田市民憲章

昭和58年9月10日

告示第35号

わたしたち沼田市民は、なによりも大切な平和を守り、人間性ゆたかなまちづくりをめざして、ここに憲章を定めます。

- 1 みどりを育て、美しいまちをつくります。
- 1 産業をおこし、活力あるまちをつくります。
- 1 ふれあいを大切にし、あたたかいまちをつくります。
- 1 郷土を愛し、文化のかおり高いまちをつくります。
- 1 きまりを守り、住みよいまちをつくります。

○森林文化都市宣言

平成2年12月21日制定

私たち沼田市民は、あらゆる生命の基盤である豊かな森林にかこまれたまちを誇りとし、人と自然が真にふれあう理想のまちをめざします。

それは、このまちに住む人・訪れる人がつくるうるおいと文化のかおり高いまちであります。

ここに、森林文化につまれた人間都市…沼田の創造をイメージして「森林文化都市」を宣言します。

目 次

第1部 総論	1
第1章 総合計画の策定にあたって	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の期間	2
第3節 計画の構成	3
第2章 計画策定の背景	4
第1節 沼田市の概況	4
第2節 時代の潮流	9
第2部 基本構想	15
第1章 まちづくりの目標	16
第1節 まちづくりの理念	16
第2節 まちづくりの将来像	17
第3節 将来目標人口	18
第2章 施策の大綱	19
第1節 保健・医療・福祉 ～ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり～	19
第2節 自然環境・生活環境 ～人と自然にやさしい持続可能なまちづくり～	20
第3節 教育・文化 ～未来を担うたくましいひとづくり・まちづくり～	21
第4節 都市基盤 ～歴史・文化が息づく自然ゆたかなまちづくり～	22
第5節 地域経済 ～ブランド力と交流による元気創生のまちづくり～	23
第6節 構想の推進 ～市民協働のまちづくり～	24
第3部 基本計画	25
第1章 保健・医療・福祉（ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり）	26
第1節 生涯にわたり健康で暮らせるまちづくりを進めます（保健・医療）	27
第2節 地域で支え合う福祉力を高めます（地域福祉）	29
第3節 高齢になっても安心して暮らせるまちづくりを進めます（高齢者支援）	31
第4節 未来を担う世代を育みます（次世代育成）	33
第5節 障害のある人の生活の安定を図ります（障害者支援）	36
第6節 安心して暮らせるようセーフティネットを強化します（社会保障）	38
第2章 自然環境・生活環境（人と自然にやさしい持続可能なまちづくり）	41
第1節 自然環境を保全し、水と緑を守ります（環境保全）	42
第2節 環境負荷の少ない、未来にやさしいまちをつくります（循環型社会の構築）	44
第3節 安心して暮らせる地域づくりを進めます（防犯、交通安全、消費生活）	46
第4節 日頃から危機への対応力を高めます（防災、国民保護）	49

第3章 教育・文化（未来を担うたくましいひとづくり・まちづくり）	51
第1節 たくましく生きる力を育む学校教育を推進します（学校教育）	52
第2節 学ぶ喜びを実感できる学習活動を推進します（生涯学習）	54
第3節 文化・芸術活動を創造します（文化・芸術）	56
第4節 青少年の健全育成を推進します（青少年健全育成）	58
第5節 生涯にわたるスポーツ活動を推進します（スポーツ）	60
第4章 都市基盤（歴史・文化が息づく自然ゆたかなまちづくり）	61
第1節 魅力のある都市空間の形成を図ります（中心市街地、道路、まちづくり）	62
第2節 利便性の高い地域交通の充実を図ります（公共交通）	65
第3節 快適な住環境を創出します（住宅、公園・緑地、景観）	66
第4節 上下水道の充実を図ります（上水道、下水道）	68
第5章 地域経済（ブランド力と交流による元気創生のまちづくり）	71
第1節 地域資源を活かした農林水産業を振興します（農業、林業、水産業）	72
第2節 商工業の振興と雇用の安定を図ります（商業、工業、労働）	74
第3節 魅力ある資源を活かし観光を振興します（観光）	77
第4節 都市間交流を進め、移住・二地域居住を促進します（都市間交流、移住、二地域居住）	79
第6章 構想の推進（市民協働のまちづくり）	81
第1節 相互に支え合う地域力を向上させます（情報公開、市民協働、コミュニティ）	82
第2節 共に生きるこころの豊かさを育みます（男女共同参画、人権と平和、交流）	85
第3節 都市経営を担う行政力を強化します（行財政）	89
資料編	93
1 策定経過	94
2 審議会	96
3 市民構想会議	99
4 用語解説	105

※本計画書は、議会で議決し、市長が決定したのち、よりわかりやすくするため総論や写真、図表、現状と課題、指標等を加えて編集したものです。

第1部 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、これまで平成28年度（2016年度）を目標年度として平成18年9月に策定した「第五次総合計画」を市政運営の基本指針として、「水と緑の大地 田園空間都市」をまちづくりの将来像に各施策の推進に努めてきました。

この間、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成26年度から始まった「地方創生」など、地方自治体を取り巻く環境に大きな変化がありました。

本市のまちづくりの基本となる「沼田市民憲章」、「森林文化都市宣言」の理念をふまえつつ、地方分権への対応と人口減少時代の地方創生など、こころ豊かな暮らしが実感できる沼田市を創造していく必要があります。

「第六次総合計画」は、一人一人が輝くまちづくりの方向と施策の具体的展開を示すものです。

第2節 計画の期間

総合計画は、まちづくりの将来像を実現するため総合的なまちづくりの方針や施策の方向性を体系的に示すものであることから、長期的な視野に立った内容が求められます。このため、第六次総合計画の基本構想及び基本計画の計画期間は、平成29年度（2017年度）を初年度とし、平成38年度（2026年度）を最終年度とする10か年計画とします。

■総合計画の期間

年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
基本構想	→									
基本計画	→									
実施計画	→				→					
	→		→			→				
	→	→		→		→			→	
	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

※ 着色部分が平成28年度策定。実施計画は、平成33年度中に後期実施計画を策定。

第3節 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

1 基本構想

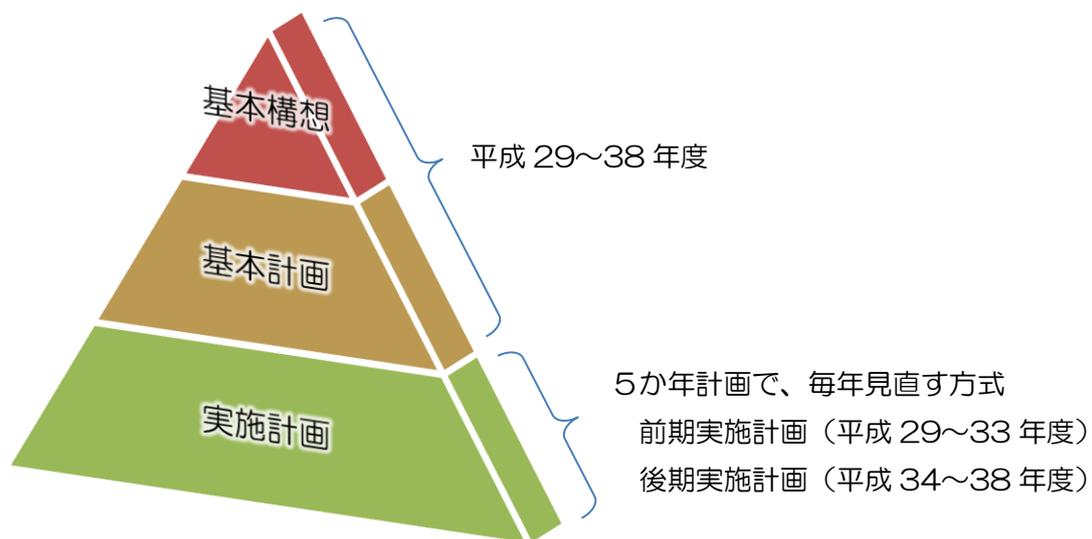
基本構想は、「沼田市」の将来に希望が抱ける都市像を示すとともに、これを達成していくための基本的な考え方を明らかにします。

2 基本計画

基本計画は、基本構想の具現化に向けた施策の展開を図るため、計画期間中の主要重点施策の考え方と方向性をより具体的に明らかにします。ただし、時代の変化等に対応するため、必要に応じて、変更、修正を行います。

3 実施計画

実施計画は、基本計画の実現を図るため、財政状況を踏まえながら、計画期間中の平成29年度から平成33年度までの前期5か年に推進する主要な事務事業を掲げ、ローリング方式により毎年度見直すものとし、平成34年度から平成38年度までの後期5か年についても、その後の財政状況や前期計画の実績等を踏まえて策定します。



2 歴史

歴史的に見ると、天文元年（1532年）に沼田氏が居城して以来、明治に至る300有余年の間、真田、本多、黒田、土岐氏の城下町として、利根地域の中心地として繁栄しました。大正13年（1924年）には当時の国鉄上越線が開通し、農林産物の集散地として一層の発展を見ました。

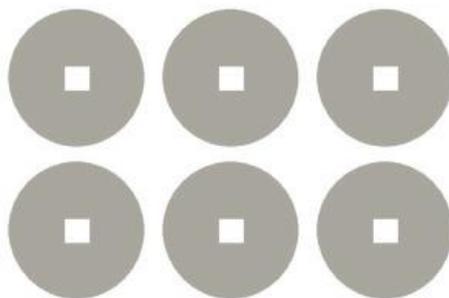
戦後は、森林資源を背景に木材関係の工場が増加し、次第に産業の基盤整備が進み、昭和29年（1954年）4月、沼田町を中心に利南村、池田村、薄根村、川田村の1町4か村が合併して沼田市として市制が施行され、平成17年（2005年）2月、白沢村及び利根村との合併により、新「沼田市」が誕生しました。



沼田城発掘調査



沼田の歴史を学ぶ



2016年大河ドラマ「真田丸」

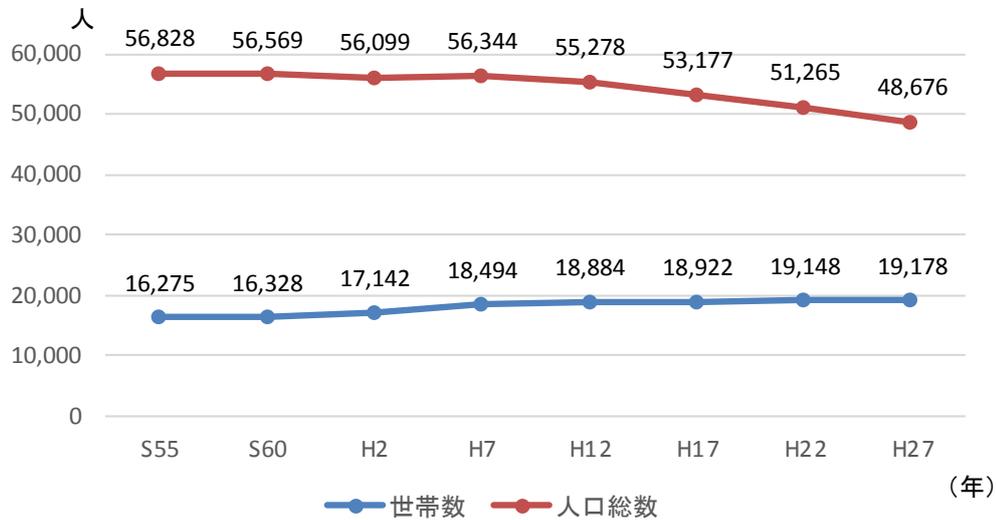
3 人口・世帯の状況

本市の平成27年10月現在の国勢調査人口は48,676人で、平成22年度時点の51,265人から5年間で5.1%減少しています。

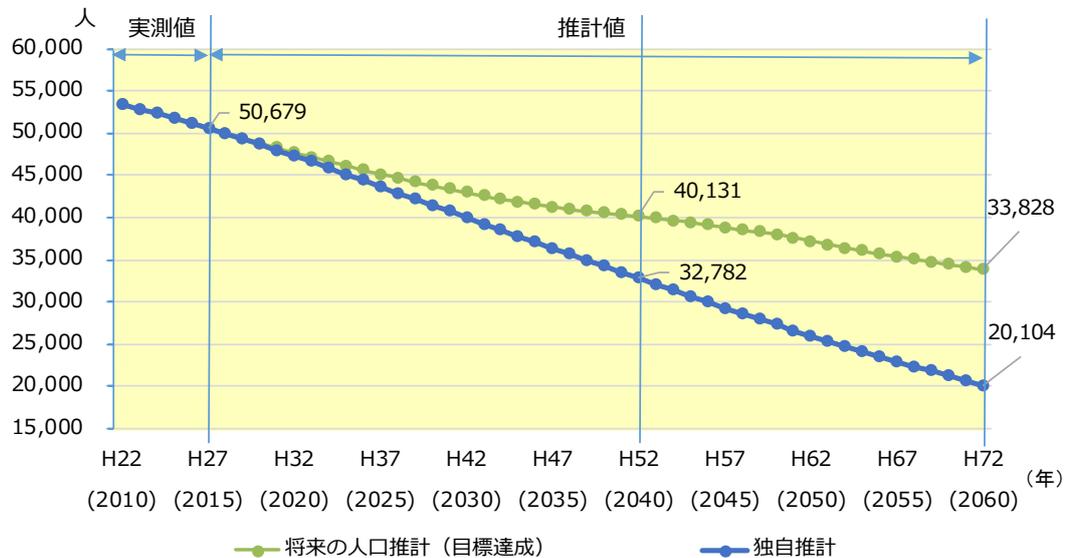
「沼田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」では、今後もこの減少傾向は続いて平成38年には42,900人になると予想されますが、人口増にかかる施策を推進することによって44,700人を目標人口としています。なお、超長期的には、近年の減少傾向で推移すると平成72年には約20,000人になると予想され、人口増加策を推進することによって約34,000人になると推計されます。

世帯数では、生活意識の変化などを背景に世帯分離、核家族化が進み、増加傾向にありますが、今後、減少に転じると予想されます。

■人口の推移（国勢調査）



■人口推計（沼田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）



4 産業の状況

本市の産業別就業者は、平成22年の国勢調査によると、第1次産業が11.8パーセント、第2次産業が25.1パーセント、第3次産業が60.9パーセント（分類不能が2.2パーセント）となっています。第1次産業は1割程度、第2次産業は3割程度、第3次産業は6割程度で推移しています。

農業（農業センサス）をみると、総農家数は平成27年で2,089戸であり平成22年の2,315戸から226戸、9.8%の減少となり、農業就業人口は2,105人で平成22年の2,431人から326人、13.4%の減少となっています。主にえだまめやトマトなどの野菜、果実、他に米などが生産されており、これらの農産物等を活かした6次産業化を推進しています。

商業（商業統計調査、経済センサス）は、旧沼田市中心の商圈と国道120号沿線の新しい出店により、年間商品販売額は平成26年で747億円となっていますが、商店数・従業者数・商品販売額ともに減少傾向にあります。

工業（工業統計調査、経済センサス）は、木材、食料品等の小規模経営の製造業が多く、製造品出荷額等は843億円（平成26年）で平成20年のリーマンショック以降減少傾向となり、平成23年の東日本大震災の年を底にやや回復しました。事業所数および従業者数は、減少傾向にあります。

観光は、豊かな地域資源に恵まれ、迦葉山、玉原高原、吹割の滝、白沢高原温泉、老神温泉など全国でも有数の観光地を有し、また、スキー場やゴルフ場が整備され、平成27年（群馬県観光客数・消費額（推計）調査）では、観光入込客数が約324万人、消費総額は約62億円で、平成26年までの横ばい傾向から平成27年は増加しました。平成28年のNHK大河ドラマ「真田丸」効果により、さらなる増加が期待されます。



ぬまた起業塾開講式



観光案内所

5 交通の状況

本市は、JR上越線と国道17号によって東京と直結し、上越新幹線（昭和57年）や関越自動車道（昭和60年）の開通によって利便性が増しています。

新幹線では東京から隣接するみなかみ町の上毛高原駅まで約80分、高崎・上越線では上野駅から沼田駅まで約130分（一部区間特急利用）、関越自動車道では練馬ICから沼田ICまで約90分、他に月夜野ICと昭和ICが至近距離にあり、首都圏はもとより全国からのアクセスを可能にしています。

また、沼田ICにつながる国道120号は「日本ロマンチック街道」として位置付けられており、平成25年11月の椎坂バイパス開通により、老神温泉、吹割の滝などの観光地を有する利根町地域へのアクセスが大幅に向上しています。沿線は雄大な眺望を有し、観光農園や道の駅・白沢などの観光施設があります。

市内には、一般国道4路線、主要地方道5路線、一般県道12路線があり、JR上越線・沼田駅などを中心としたバス路線によって地域交通網が形成されています。



天空の城下町（雲海と市街地）

第2節 時代の潮流

沼田市第六次総合計画を策定するにあたって、ふまえるべき時代潮流を整理しました。

- 1 地方創生への取り組み
- 2 人口の減少と少子・高齢化の進行
- 3 観光の振興、そして地域経済の活性化
- 4 中心市街地の衰退と空洞化
- 5 安全・安心志向の高まり
- 6 市民協働の推進
- 7 地方分権の推進
- 8 環境問題への対応
- 9 グローバル化の進展

1 地方創生への取り組み

わが国では、世界に先駆けて人口減少・超高齢社会を迎える中、地方に活力を取り戻すため、「まち・ひと・しごと創生法」（以下、「創生法」という。）及び「地域再生法の一部を改正する法律」の地方創生関連2法が成立（平成26年11月21日）し、地方創生に関する総合的な取り組みを進めています。平成26年12月27日には、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」とこの長期ビジョンをふまえて2015年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

創生法第10条では「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が努力義務とされており、このため、平成27年度には全国の自治体において策定が進められました。人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、独自の戦略を自ら考え、自ら実行していくことが、各自治体に求められています。

【沼田市】

本市においても人口が急激に減少していくと予想されていることから、人口減少対策を最重要課題と位置づけ、長期ビジョン及び総合戦略に基づき、長期的な人口減少の中で自立した都市経営を行うための取組を推進していく必要があります。



2 人口の減少と少子・高齢化の進行

日本の人口は、平成27年の1億2,709万人が、平成42年に1億1,662万人、平成60年に1億人を割って9,913万人、平成72年に8,674万人になるものと推計されています（国立社会保障・人口問題研究所、出生中位(死亡中位)推計）。中でも、生産年齢人口が減少することから、女性や高齢者の就業機会の拡大、労働生産性の向上を図るとともに、

高齢者をはじめとして誰もが生き生きと暮らせる環境づくりが求められています。また、団塊世代の高齢化は、社会保障制度に大きな影響が予想されます。

平成27年の合計特殊出生率は1.46であり、長期的に人口を維持できるとされる数値の2.07を大きく下回っています。育児負担や子育てに要する経済的負担の軽減、男女共同参画社会の実現等、子どもを生み育てやすい環境づくりに社会全体で早急に取り組む必要があります。

【沼田市】

本市の人口減少と少子・高齢化は、国以上に進んでおり、地域コミュニティを維持することが困難となることが予想されます。今後の行政サービスや地区行政のあり方について、市民とともに早急に検討していく必要があります。また、住み続けられるまちづくりのため、健康づくりや子育て支援の充実などをはじめとした取組を推進していく必要があります。

3 観光の振興、そして地域経済の活性化

観光の形態は、個人・家族・小グループによる観光が中心になり、その目的は、個性化・多様化しています。観光業においても旅行者のニーズに応える地域ならではの特色を活かした魅力ある観光地づくりが求められており、観光立国推進基本法（平成19年1月施行）や中小企業地域資源活用促進法（平成19年6月施行）などが制定されています。

我が国経済をみると、企業は国境を越えグローバルに活動しています。平成20年の世界同時金融危機、平成23年の東日本大震災などにより、経済的にも大きな影響を受けましたが、近年、克服しつつあります。一方、派遣社員や契約社員など労働力供給における構造変化や勤労者意識の変化によって就業形態が多様化しており、雇用の不安定化の問題が指摘されています。

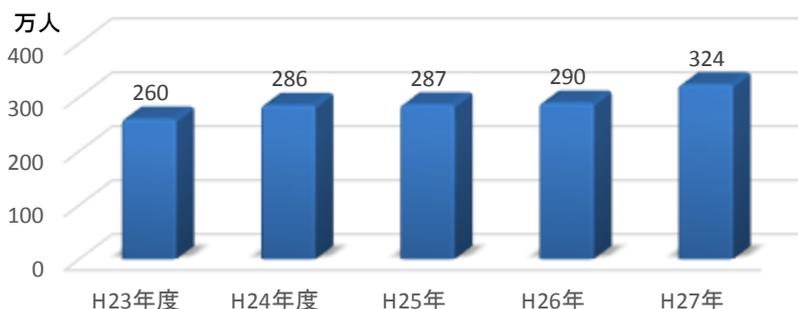
地方創生の取組と連動しつつ、地域経済の活性化、雇用の安定を図っていくことが求められています。

【沼田市】

本市の活力を維持、増進させていく上で、観光の振興は重要です。自然、歴史・文化など、恵まれた資源を活かし、観光振興を図っていく必要があります。特に、NHK大河ドラマ「真田丸」の放送を契機として、シティセールスを図っていくことが求められます。

また、観光を軸としつつも、商業や製造業、サービス業、農林業など、バランスある産業振興を図るとともに、就労の場の安定確保を図っていく必要があります。

■観光入込客数の推移



4 中心市街地の衰退と空洞化

中心市街地は、古くから商業を中心として様々な都市機能が集積し、人々の生活や娯楽、交流の場となり、また、長い歴史の中で地域独自の文化や伝統を育むなど、その街の活力や個性を代表する「顔」となっていました。しかし、多くの都市で、モータリゼーションの進展への対応の遅れ、商業を取り巻く環境の変化、中心部の人口の減少と高齢化などを背景に、中心市街地の衰退・空洞化などの問題が深刻化しています。

中心市街地は、これからも地域経済の発展や豊かな生活の実現に大切な役割を果たす場所であり、これからの時代のニーズに対応した地域コミュニティの中心として、人が住み、育ち、学び、働き、交流する場として、その再生が求められています。

【沼田市】

本市の中心商店街では、空き地・空き店舗が発生し、土地の有効活用が図られていません。また、街路、公園、下水道による都市基盤整備が遅れているため、居住者も減少しているほか、JR沼田駅前の交通結節点としての機能も低下しています。

都市基盤整備を進めるとともに、居住環境と商業活力の向上を図り、にぎわいのある魅力的な都市空間、歴史や文化に根ざした街を創造していく必要があります。



整備が進む本町通り商店街



グリーンベル21（テラス沼田）

5 安全・安心志向の高まり

近年、エボラ出血熱や中東呼吸器症候群（MERS）、デング熱、鳥インフルエンザなどの感染症、地震や火山噴火、集中豪雨などの自然災害、殺人や詐欺などの犯罪、さらには食品偽装など、多くの事件・事故の報道が相次ぎ、また、少子高齢化の進行、医療・介護人材の不足や偏在、社会保障制度の動向などが社会問題となっています。社会や経済の先行きが不透明な状況にある中で、人々が将来に対して不安を抱いており、安全で安心して暮らせる社会を望む声が高まっています。

また、住民意識の変化、就業者のサラリーマン化、単身世帯の増加などにより地域のつながりの希薄化も進んでおり、その結果、地域の防犯、災害時の安全確保、地域の教育力など、コミュニティ機能の低下も、安全・安心志向の高まりの一つの要因と考えられます。

防災・減災、防犯対策を進めるとともに、地域コミュニティにおける支え合いの促進が、重要となっています。

【沼田市】

本市では、地域防災計画に基づき、災害対策に取り組んでいますが、大規模災害に備え、危機管理体制を更に強化していく必要があります。

自主防犯活動、自主防災活動など、地域における活動が全市域で行われるよう、その支援を行う必要があります。

また、伝染病等についても、適切な情報提供を進め、未然防止、拡大防止の取組を推進する必要があります。



地域防災訓練



消防ポンプ操法競技大会

6 市民協働の推進

平成10年に特定非営利活動促進法が制定され、NPOが活躍の場を拡げています。NPOでは、これまで地域コミュニティが担ってきた日常の助け合いなどの機能のほか、従来の公共サービスでは十分に対応できなかったさまざまな分野における課題解決に向け活動が行われています。企業においても、地域や社会に対するさまざまな貢献を行い、社会的責任を果たそうとする動きがみられます。

また、福祉や環境、まちづくり、防災などの分野において、住民自らがボランティアやNPO活動など多様な形態を取りながら、自主的、主体的に地域社会づくりに参加する動きが加速しているほか、公益的な部門への民間の参加も進んでおり、市民が主体的に参画し、協働する社会づくりが求められています。

【沼田市】

本市においても、観光案内ボランティアの活動など、地域をよりよくするための市民活動が、様々な場面で行われています。

市民が活動しやすい環境づくりを進め、市民が中心となった協働のまちづくりを推進していく必要があります。



沼田市観光ガイド協会



市民活動交流会 つながりカフェ

7 地方分権の推進

地方が自らの判断と責任の下で主体的に住民本位の行政を展開することが基本であり、地域の創意工夫に基づいて、個性と活力に富んだ地域づくりを進められるよう、国から地方への権限と財源の再配分を促すとともに、自らの行財政改革に積極的に取り組むことが重要です。平成23年8月には「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、基本構想の策定義務が撤廃されたほか、平成23年4月から平成28年5月までの6次にわたる「地方分権一括法」により、市町村への事務権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなどの地方分権が推進されています。

【沼田市】

本市は、平成17年2月に白沢村、利根村と合併し、自立した自治体としての取組を推進してきました。合併に伴う地方財政支援措置がなくなることから、これまで以上に行財政改革等を推進していく必要があります。

また、自立した自治体として、市民とともに都市経営を進めていく必要があります。

8 環境問題への対応

地球温暖化は、海面上昇による砂浜消失や低地水没、農作物生産や生態系への悪影響を引き起こし、フロンガス等のオゾン層破壊による紫外線量の増加で、皮膚がんや白内障等の健康被害、植物の生産疎外等が警告されています。近年では、熱帯、亜熱帯に生息する動植物の北上が報告されるなど、地球温暖化は現実のものとなってきています。このため、国際的な取組が進められていますが、必ずしも十分とはいえない状況にあります。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という構造は見直しを迫られ、循環型社会の形成に向けた取組として、引き続き、環境技術の開発・普及やごみ分別の徹底による廃棄物の減量化・リサイクル化を推進していくことが不可欠となっています。

【沼田市】

本市の環境を保全・創造していくためには、沼田市らしさを代表し、貴重な観光資源となっている恵まれた自然環境の保全、活用が重要となります。また、地球温暖化など、多面的に環境問題への取組を推進していく必要があります。



吹割の滝



上発知のシダレザクラ

9 グローバル化の進展

通信・交通の高度化で日常生活や経済活動におけるグローバル化が進展し、「人」や「もの」、「情報」の動きが活発化して市民生活が豊かで便利になっている一方、人件費等経費が安く巨大な市場を抱える中国やインド等へ多くの企業が流出し、製造業の空洞化が生じています。このため、国際規模での分業化により国内産業は一層の経営革新に取り組むとともに、外国人労働者の受け入れなどによる活性化、国際規格に則した組織編成・体制づくりが求められています。

平成20年9月のリーマンショックにより顕在化した世界的な金融危機では、日本経済も大きな影響を受けました。

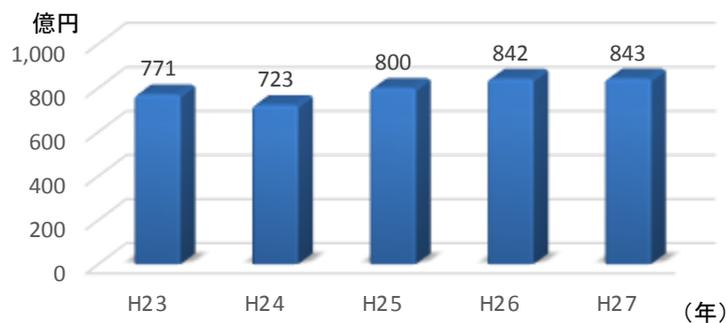
また、日本は成長の著しいアジア諸国との地理的・文化的関係も強く、経済成長に伴いこれらの国々から日本へ訪れる旅行者の増加や日本製商品に対する安全・安心意識などによる購買意欲の増加など、アジア市場を視野に入れたビジネス展開が期待されます。

【沼田市】

本市においても経済面のグローバル化の影響は大きく、リーマンショック以降の製造品出荷額等は減少を続け、平成23年を底に回復傾向となっていますが、十分な回復には至っていません。

国が観光立国を進める中、2020年東京オリンピック・パラリンピックをチャンスと捉え、シティセールスを進めるとともに、ホスピタリティを高めるなどして、外国人観光客の誘致にも取り組んでいく必要があります。

■ 製造品出荷額等の推移



第2部 基本構想

第1章 まちづくりの目標

第1節 まちづくりの理念

本市では、市民憲章にうたわれている“平和を守り、人間性ゆたかなまちづくり”と、森林文化都市宣言による“人と自然が真にふれあう理想のまち”の実現とその継承を基本理念として、まちづくりを進めてきました。

本市が有する森林や水をはじめとする大自然は、現代人が求める“精神的に豊かな社会への転換”や“環境”に深くかかわり、内外に向けて大いにその存在価値を示すことができ、また、“こころ豊かな暮らし”を実現する上で大きな要素となります。

私たちは、これまでに先人が築き継承してきた歴史・文化に学び、自分たちにとってのしあわせな暮らしとは何かを再確認し、本市にふさわしい、こころ豊かに暮らせるまちづくりを進めていくことが必要です。

このため、まちづくりの理念を以下のとおりとします。

1 沼田の風土を育んできた豊かな自然の保全と歴史・文化の継承

本市の普遍的なアイデンティティである恵まれた豊かな大自然や先人が築いてきた歴史・文化を保全・継承する、“暮らしの舞台づくり”を推進します。

2 誰もがこころ豊かな暮らしを実感でき、元気で誇りと愛着の持てるまちの実現

まちの主役である市民の暮らしを重視し、日々の暮らしに豊かさを実感し、まちに対する誇りや愛着を持てるまちを実現します。

3 市民が主役の市政運営と市民と力を合わせる市政の推進

市民が地域づくりの主役として市政運営に積極的に参画し、市民と行政が力を合わせる協働を進め、こころ豊かな社会、生活者が自立して暮らせるまちを創造します。

第2節 まちづくりの将来像

“ものの豊かさ”よりも“こころの豊かさ”を大切にするといった、真にゆとりと豊かさを実感できる、こころを大切にできる社会の実現が求められています。

本市は、あらゆる生命のよりどころである水源地域にあり、その水をかん養する広大な森林や雄大な自然環境、そして、様々な大地の恵みの中で日々の生活が営まれています。人が生きていくうえで欠くことのできない「水・緑・光・空気」を生み出す環境を有していることは、全国に誇ることができるものであり、本市の将来の振興発展を支えるかけがえのない財産です。平成2年12月21日には、これを「森林文化都市」として宣言しました。

このような暮らしの舞台の上で、市民の交流を深めながら、住む人にとっても、また、訪れる人にとっても居心地のよいまちを創造するため、まちづくりの将来像を以下のとおり設定します。

こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまち 沼田



河岸段丘（河岸段丘ビュースポットからの眺め）

第3節 将来目標人口

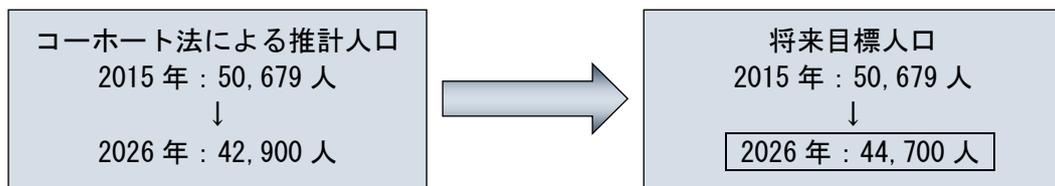
沼田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの長期的展望を受けて、第六次総合計画の目標年次（平成38年）における目標人口を44,700人とします。

近年の傾向で推移すると平成38年には42,900人になると見込まれますが、人口増加に係る施策を推進することによって、44,700人を見込むことができ、これを将来目標人口とします。

このため、

- 第一に、20歳代から40歳代までの若年層・子育て世代の転出を抑制する、
 - 第二に、子育て支援策を充実・推進し、合計特殊出生率の大幅な改善を図る、
 - 第三に、子育て後世代のUターンを促進し、50歳代以上の社会減を解消する、
- の重点施策に取り組めます。

■人口増加策による急激な人口減少傾向の緩和



資料：「沼田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（平成27年10月）より作成

※コーホート法：コーホートとは、同年（同期間）に出生した集団のこと。コーホート法とは、コーホートごとに出生、死亡、移動による変化率を求め、将来人口を推計する方法。

第2章 施策の大綱

第1節 保健・医療・福祉 ～ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり～

子どもから高齢者まですべての市民が、生涯にわたり健康で、生きがいを感じながら幸せに暮らせるまちづくりを進めます。このため、高齢者等の地域包括ケアシステムの構築をはじめ、少子・高齢化社会へ対応する諸施策を積極的に展開して、保健・医療・福祉の総合的かつ継続的なサービス提供を推進します。また、若者の結婚の希望をかなえるため、出会いの場づくりを進めるとともに、ニーズに応じた子育て支援サービスやワーク・ライフ・バランスの普及、介護サービスの基盤整備、地域医療の充実を図ります。

保健・医療については、生涯にわたって健康に暮らせるよう、生活習慣病対策や疾病予防、こころの健康づくりとともに、地域医療の充実を図ります。

また、身体のみならず、将来にわたり誰もが心豊かで、生きがいをもって生活できる地域社会の実現を目指すための取組を推進します。

福祉については、安心して暮らせる社会の構築を図るため、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない子育て支援、障害の有無にかかわらず社会参加のバリアを取り除いた障害者支援、地域の支え合いの活動を促進するとともに、地域包括ケアシステムの構築を基盤とした高齢者支援などに努めます。

社会保障については、国民健康保険や後期高齢者医療、介護保険など、市民生活のセーフティネットとしてその充実と安定に努めます。

- ・生涯にわたり健康で暮らせるまちづくりを進めます（保健・医療）
- ・地域で支え合う福祉力を高めます（地域福祉）
- ・高齢になっても安心して暮らせるまちづくりを進めます（高齢者支援）
- ・未来を担う世代を育みます（次世代育成）
- ・障害のある人の生活の安定を図ります（障害者支援）
- ・安心して暮らせるようセーフティネットを強化します（社会保障）



老人クラブスポーツ大会



めまた子育てフェスタ



介護予防のまちづくり
イベント

第2節 自然環境・生活環境 ～人と自然にやさしい持続可能なまちづくり～

本市の有する豊富な自然は、存在そのものが地域を豊かにしており、その魅力を維持・継承するとともに、スポーツやレジャーなどの場として活用します。さらに、環境にやさしく、こころ豊かに快適に暮らせる生活環境の整ったまちづくりを進めます。

良質な環境を創造するため、豊かな自然環境の保全とともに、環境保全意識の向上や公害対策、環境衛生の充実を図ります。

地球的な環境保全に資する循環型社会の形成を目指し、ごみの適正処理とともに、日常生活、産業、観光の場等でのリサイクル・リユース等に積極的に取り組みます。また、新エネルギーの利用を促進します。

安心して暮らせるよう、関係機関と連携した防犯まちづくりを推進するとともに、交通安全対策の推進、消費生活センター等を中心に消費生活の安定に努めます。また、防災まちづくりの推進とともに、消防力の強化、国民保護の推進を図ります。

- ・ 自然環境を保全し、水と緑を守ります（環境保全）
- ・ 環境負荷の少ない、未来にやさしいまちをつくります（循環型社会の構築）
- ・ 安心して暮らせる地域づくりを進めます（防犯、交通安全、消費生活）
- ・ 日頃から危機への対応力を高めます（防災、国民保護）



たんばら高原星空観察会



ソーラーパネル（利根町）



春の交通安全運動



消防ポンプ操法競技大会

第3節 教育・文化 ～未来を担うたくましいひとづくり・まちづくり～

少子・高齢化、情報化、グローバル化など、社会情勢の目まぐるしい変化に対応し、生涯にわたる学びを通して、豊かな心、たくましい意志、高い知性、優れた創造力をもった、心身ともに健康で活力あるひとづくりを目指して、教育行政を推進します。

学校教育では、基礎的な知識・技能、道徳性、健康・体力など、基礎・基本を身に付けさせる学習を展開する中で、思考力、判断力、表現力の育成を図り、心豊かでたくましく、自ら学び自ら考える子どもの育成に努めます。また、地域の自然や歴史・文化を理解し、愛着をもち、誇りに思うなど、郷土愛を育む教育の推進に努めます。

更に、児童・生徒数の推移に対応し、教育環境の充実を図ります。

生涯学習では、市民の学習ニーズを的確にとらえ、意欲を喚起する学習機会を設けるなど、持続的に学び続けることができる学習環境の整備を図るとともに、学びの成果を生かし、社会に還元できる仕組みづくりに努めます。

文化・芸術活動では、先人たちが築いた価値ある文化・芸術を次代につなぐとともに、本市の特質を踏まえた文化・芸術活動の創造、文化財の保護・活用に努めます。

青少年健全育成では、学校・家庭・地域・関係機関との連携のもとに、自然との触れあいやボランティア活動、伝統文化活動などの体験やさまざまな交流を通して、地域の一員としての自覚をもった心豊かでたくましい青少年の育成に努めます。

スポーツ振興では、多様化したスポーツニーズに対応した環境を整備するとともに、地域に根ざしたスポーツなどの振興を図り、市民の誰もが健康で活力ある生活が送れるよう、生涯スポーツの推進に努めます。

- ・たくましく生きる力を育む学校教育を推進します（学校教育）
- ・学ぶ喜びを実感できる学習活動を推進します（生涯学習）
- ・文化・芸術活動を創造します（文化・芸術）
- ・青少年の健全育成を推進します（青少年健全育成）
- ・生涯にわたるスポーツ活動を推進します（スポーツ）



沼田ネイチャーキッズ



伝統芸能発表会



市民大運動会

第4節 都市基盤 ～歴史・文化が息づく自然ゆたかなまちづくり～

身近な生活圏で行政サービスや都市機能が享受できるまちづくりを推進するとともに、広域的な生活を支える都市基盤を整えます。

魅力ある都市空間を形成するため、中心市街地の整備、活性化を図るとともに、秩序ある土地利用を推進します。また、幹線道路や生活道などの体系的な整備とともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

高齢者をはじめとする市民の生活に欠かせない公共交通を確保するとともに、公共交通機関の利用促進、利用者の利便性の向上を図ります。

住環境の向上のため、市街地や農村集落における居住環境整備を推進します。また、公園・緑地の計画的な整備を推進するとともに、優れた歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進します。

上水道については、安定した給水のため水源の確保と施設の維持管理に努めます。

下水道（污水处理）については、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進など、区域に応じた適切な施設整備・污水处理の推進を図ります。また、雨水排水については、浸水被害の防止対策を推進します。

- ・ 魅力ある都市空間の形成を図ります（中心市街地、道路、まちづくり）
- ・ 利便性の高い地域交通の充実を図ります（公共交通）
- ・ 快適な住環境を創出します（住宅、公園・緑地、景観）
- ・ 上下水道の充実を図ります（上水道、下水道）



沼田公園



新設バス路線「沼須線」



本町通り

第5節 地域経済 ～ブランド力と交流による元気創生のまちづくり～

活力に満ちた産業振興を進め、経済の強化、販路の拡大を図ります。

農業については、生産基盤の整備、特産品の開発などを進めるとともに、6次産業化の展開を強化するなど、消費者のニーズに応えた質の高い産業として振興を図ります。林業については、木材の集積地、また、豊富な森林資源を有する利点を生かし、地場産材利用促進の仕組みの構築、特用林産物の振興等を図るとともに、森林の持つ多面的機能の保全活用を進めます。水産業についても、稚魚の放流など資源の育成に努めます。

商工業については、中小企業の経営基盤の強化を支援します。また、中心市街地の空洞化や商業活性化の対策に努め、魅力ある商店街の形成を図ります。工業については、企業誘致を推進するとともに、新分野への進出を支援します。

起業や創業が活発に行われ、地域経済に活気を創造するとともに、これらを担う人材の育成を図ります。また、男女がともに子育て等をしながら働き続けられる職場づくりを推進するとともに、産業振興により雇用機会の拡大に努めます。

観光については、本市の観光資源の魅力化を図るとともに、それらのPRなどシティセールスの強化、訪日外国人旅行者の対応、観光客を受け入れる、こころのこもったおもてなしに努めます。

都市間交流については、広域的な連携やネットワーク化、受け入れ体制の強化などを図り、沼田市の存在感を高めるとともに、移住や二地域居住のきっかけづくりとして活用します。

- ・ 地域資源を活かした農林水産業を振興します（農業、林業、水産業）
- ・ 商工業の振興と雇用の安定を図ります（商業、工業、労働）
- ・ 魅力ある資源を活かし観光を振興します（観光）
- ・ 都市間交流を進め、移住・二地域居住を促進します（都市間交流、移住、二地域居住）



沼田花火大会



真田めし



えだまメンチ

第6節 構想の推進 ～市民協働のまちづくり～

こころ豊かに暮らし、しあわせを実感できるまちづくりを推進するためには、市民と行政の協働の取組が不可欠です。

地域コミュニティの活性化を図るとともに、住民自らの参加による自主的なまちづくり運動や各種団体、民間企業等との連携・協働によるまちづくりを進めます。このため、行政情報の積極的な提供を進めます。

共に生きる地域づくりのため、男女共同参画や、人権を尊重する社会の形成を図ります。また、市民の多様な交流を促進し、賑わいと活力ある地域づくりに寄与します。

市民と行政が互いに信頼関係を築き、対話とふれあいを大切にすることを基本に、広域行政や人材育成など、行政経営の効率化や高度化を図ります。

- ・相互に支え合う地域力を向上させます（情報公開、市民協働、コミュニティ）
- ・共に生きるこころの豊かさを育みます（男女共同参画、人権と平和、交流）
- ・都市経営を担う行政力を強化します（行財政）



市民活動実践講座



市内一斉清掃・道路愛護運動



地域コミュニティ拠点整備

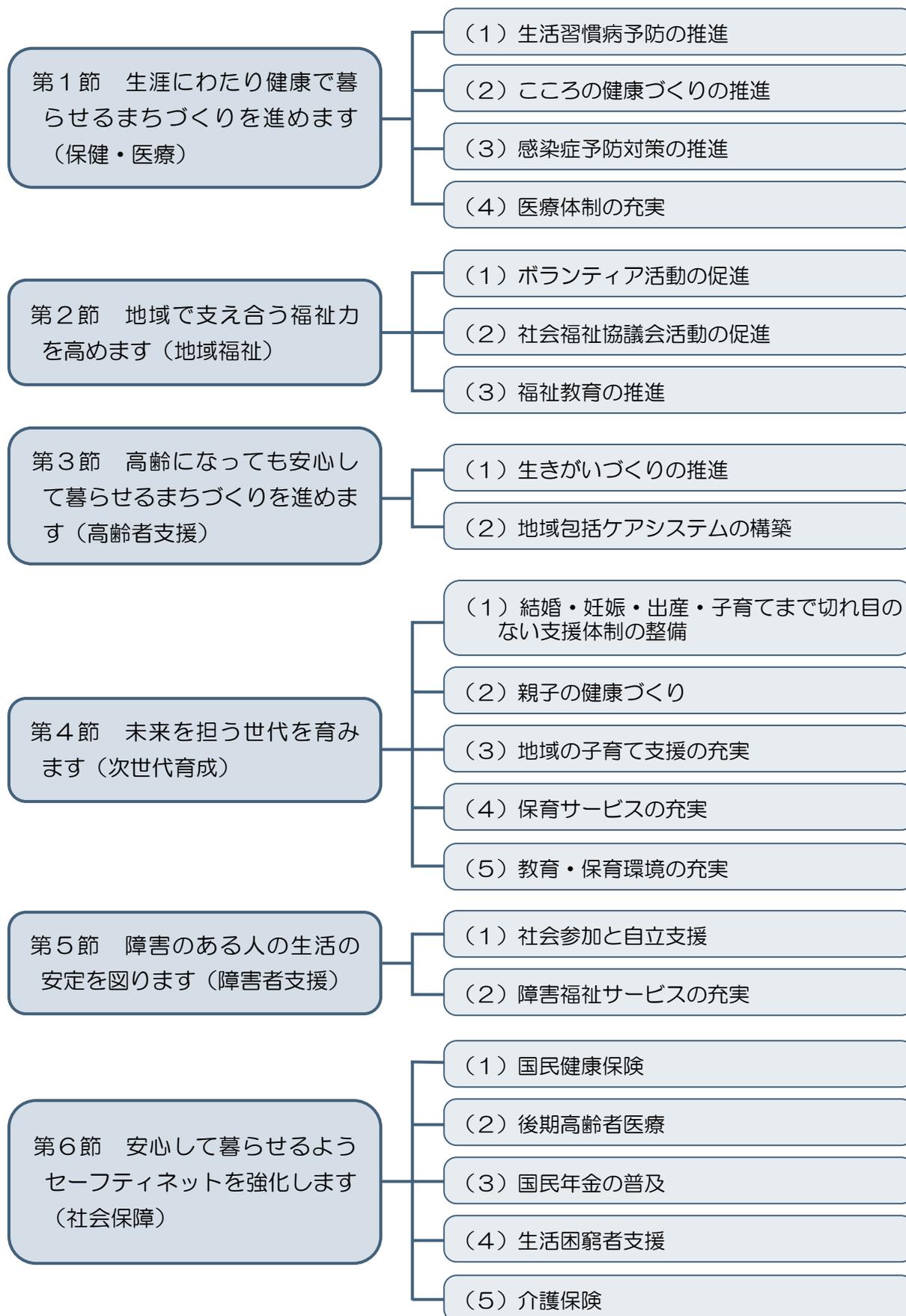


ドイツ・フュッセン市との姉妹都市提携
20周年記念歓迎交流会

第3部 基本計画

第1章 保健・医療・福祉（ふれ合いと支え合いの健やかなまちづくり）

■ 体系図

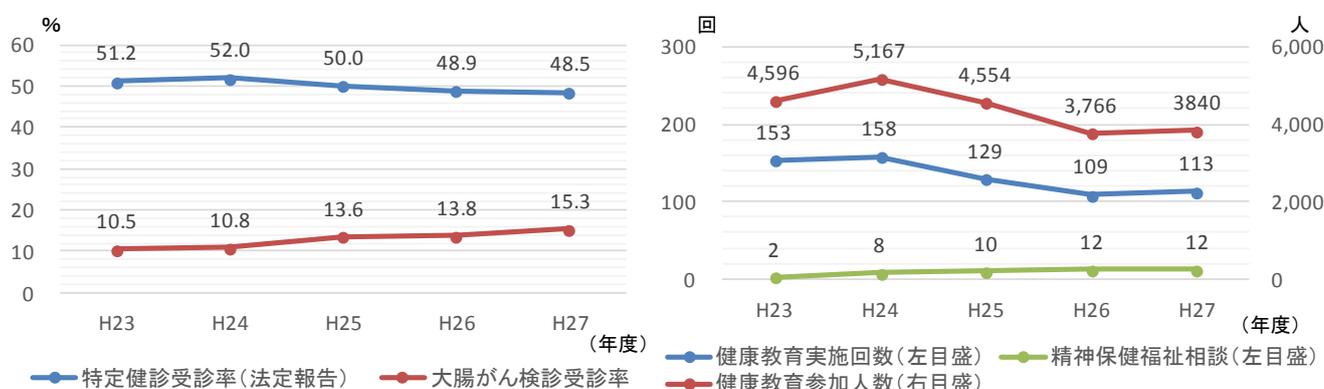


第1節 生涯にわたり健康で暮らせるまちづくりを進めます（保健・医療）

● 現状と課題

- ◆ すべての市民が、生涯にわたり健康で、生きがいを感じながら幸せに暮らせるまちを目指して、市民一人一人が若い年代から健康に関心を持ち、「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、心身の健康を保持・推進し、生き生きと暮らしていけるよう地域ぐるみで取り組むことが大切です。健康寿命の延伸を目指して、生活習慣病の発症と重症化の予防を中心に「沼田市健康増進計画（食育推進計画を含む。）」に基づき健康づくりを推進しています。社会環境の変化による新たな感染症の予防、また自殺予防等こころの健康づくりについても関係機関との連携のもと効果的な実施が重要となっています。
- ◆ 本市における死因の半数以上が、三大生活習慣病といわれる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患で占められています。
生活習慣病は、初期の段階では自覚症状が出にくいいため、特定健診やがん検診の受診を促進し、早期発見・早期治療につなげるよう受診率の向上が必要です。
また、これらの疾患の原因となる糖尿病の増加や重症化が課題となっており、糖尿病重症化予防を重点施策として推進しています。
- ◆ うつ病や自殺予防などの対策については、保健推進委員会などの地区組織との連携による普及啓発活動や専門医による相談事業などを実施しています。引き続き、関係機関と連携してうつ病や自殺予防などの対策に取り組むことが必要です。
- ◆ 新型インフルエンザ等の対策については、国や県等関係機関と連携し、対策への取組を推進しています。感染症については、まん延防止のため、情報収集や予防方法等の知識の普及に努める必要があります。また、有効な手段である予防接種の接種率向上が必要です。
- ◆ 緊急医療体制については、初期救急、2次救急の整備のため医師会や関係機関との連携により、休日急患診療や病院群輪番制などを推進しています。また、小児科、産婦人科などの医師不足による診療科の維持が懸念されています。高齢化に伴う慢性疾患の増加、新感染症、災害医療など多様な医療ニーズに対して、群馬県保健医療計画に基づき、医師会や関係機関と協力し体制整備の推進を図る必要があります。

■ 健康関連指標の推移



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
沼田市健康増進計画（食育推進計画含む）後期計画	H27～H31	病気の早期発見、早期治療、予防に重点を置き、健康づくりを総合的に推進するための計画
沼田市国民健康保険特定検査等実施計画	H25～H29 H30～H34	死亡原因の上位を占める生活習慣病予防のため、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査を行い、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を実施する。
沼田市新型インフルエンザ等対策行動計画	H27～	新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延の恐れのある新感染症に対する対策の強化を図り、市民生活・経済に及ぼす影響が最小となることを目的とした行動計画
沼田市子ども・子育て支援事業計画	H27～H31	国の取り組みや社会情勢を踏まえ、子どもたちが豊かな自然の中で、かけがえのない存在として育まれるまちづくりを進める。

● 基本施策

（１）生活習慣病予防の推進

- ・ 特定健診、各種がん検診の受診率向上を目指し、受診しやすい体制を整備します。
- ・ 健診等の未受診者に対して、啓発や受診勧奨により、受診を促します。
- ・ 生活習慣病の発症と重症化予防のため、健診データを活用し、若い年齢層への働きかけを重点的に行います。
- ・ 生活習慣に起因する糖尿病、高血圧の発症と重症化予防に重点的に取り組みます。
- ・ 保健推進委員会や食生活改善推進協議会などの健康づくり団体の活動を支援し、地域の健康づくりの普及に努めます。

（２）こころの健康づくりの推進

- ・ こころの健康に関する相談や教育を通じ、正しい知識の普及や相談機関の周知に努め、地域に密着した、こころの健康づくりを推進します。

（３）感染症予防対策の推進

- ・ 予防接種事業を推進し、感染症の発生やまん延を防止します。
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、対策に向けて準備を行います。

（４）医療体制の充実

- ・ 関係機関と連携し、救急医療体制の充実や高齢化の進展に対応した医療体制の整備を支援します。
- ・ 安心して出産・子育てができるよう、小児救急医療や周産期医療の確保に努めます。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
平均寿命	男 78.2 年、女 86.1 年	男 79.6 年、女 86.4 年	市区町村別生命表（厚生労働省）
特定健診受診率	48.9%	60%	特定健診実施結果（法定報告値）
大腸がん検診受診率	13.8%	50%	地域保健・健康増進事業報告
メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の割合	29.5%	25%以下	法定報告

第2節 地域で支え合う福祉力を高めます（地域福祉）

● 現状と課題

- ◆ 支援を必要としている人の生活課題は多様化、複雑化し、重複化したものも少なくなく、地域協働によるきめ細かな対応が必要です。このため、市民自身が主体的に地域福祉を推進することができるよう、市民の福祉意識に対する積極的な働きかけが求められています。

行政や福祉サービス提供事業者によるサービスの充実を基本として、市民をはじめボランティア等さまざまな人々が地域の支え合い活動に関わることができる人材を育成し、地域の課題解決に向け取り組んでいます。市民意識調査では、支援をしたいが自分のことで精一杯でその余裕がないとの回答が多く、担い手の確保が難しい状況となっています。

ボランティア活動への参加意欲は、やや高まっており、参加促進のためには、参加しやすい環境整備が求められています。

- ◆ 社会福祉協議会が設置する福祉員（見守り協力員）への支援を充実するとともに、設置町数を増やし、身近な地域における見守り活動などの地域福祉活動を行っています。また、地域住民同士がふれあいながら情報交換や相談ができるよう、自由で身近な交流の場を充実し、住民同士の支え合いを促進しています。

自助を支える地域福祉活動の創出として、地域と社会福祉協議会との連携を強化し、地域の課題を、住民参加のもと適切な福祉サービスに結び付けていくための継続的な取組が必要です。

- ◆ 家庭、学校、関係機関・団体、地域が連携し、高齢者や障害のある人、幼児などとの交流事業や福祉に関する体験学習を実施し、幼少期からの「福祉のこころ」の醸成を図っています。また、子育てや介護、障害のある人への支援などについての学習機会を提供し、市民の福祉意識の醸成を図っています。

福祉は限られた人のためのものではなく、普遍的なものであるとの考え方を広く市民に周知する必要があります。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
沼田市地域福祉計画	H26～H30	地域福祉活動を担う人材の育成や自助を支える地域福祉活動の創出、福祉意識向上の推進など地域福祉を推進するための計画

● 基本施策

（１）ボランティア活動の促進

- ・ボランティアの活動事例を広報紙やホームページなどにより広く周知し、市民のボランティア活動への参加を促進します。
- ・ボランティア養成やコーディネート機能の強化に向け、ボランティアセンターの機能強化に向けた支援を充実します。

（２）社会福祉協議会活動の促進

- ・地域福祉活動の中心的な担い手として、積極的に地域に出向き、地域のコーディネート役として社会福祉協議会活動への支援を充実します。
- ・見守り協力員の配置とふれあい・いきいきサロンの設置を、市内全域で取り組むよう促進します。

(3) 福祉教育の推進

- 地域の誰もが参加できる交流事業を開催するとともに、住民同士が何でも話し合える機会をつくり、福祉意識の醸成に努めます。
- 学校教育等において、福祉教育の推進を図ります。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
ボランティア保険加入数	1,342 人	2,000 人	社会福祉協議会報告数
福祉員（見守り協力員）設置町数	66 か所	96 か所	
ふれあい・いきいきサロン設置数	63 か所	70 か所	



一人暮らし高齢者交流会

第3節 高齢になっても安心して暮らせるまちづくりを進めます（高齢者支援）

● 現状と課題

- ◆ 全国や群馬県以上に本市の高齢化は進み、総人口が減少する中で、平成28年4月現在の高齢化率は30.4%に上昇しました。こうした状況の中で、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる地域づくりの推進を図っています。

高齢者が、地域活動や地域のサークル活動などに積極的に参加している割合は少なく、近所づきあいなど地域の繋がりが希薄になっています。

高齢者の生きがいづくりのため、地域におけるボランティア活動や老人クラブのより一層の育成強化に努めるとともに、高齢退職者の就業の相談や希望に応じた就業機会を提供するシルバー人材センターの活動を支援しています。老人クラブ会員の減少が全国的な問題となっていることから、新規会員の勧誘が必要です。また、高齢者の就業機会の増大と福祉の増進のため、高齢者の能力を活かしていく必要があります。

高齢者の自主的な交流や趣味活動の充実のため、高齢者福祉施設等の利用促進などを行う必要があります。

- ◆ 家に閉じこもりがちになり暮らし高齢者等を対象に生きがい対応型デイサービスを実施し、要介護状態への進行を予防するとともに、地域で自主的に実施している筋トレ団体等の継続的实施を支援しています。今後は、高齢者の増加や高齢化の現状に合わせた、身近な場所で参加しやすい介護予防事業の普及が必要です。

介護予防事業と地域支援事業を実施し、要支援、要介護状態にならないよう介護予防の促進と高齢者の自立支援の充実を図っています。高齢者に対し、サービスが適切に提供できるよう資源の充実を図るとともに、高齢者が在宅で生活できるよう関係機関との連携や地域づくりが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
生き生き長寿のまちづくり計画	H27～H29	高齢者が健康で生きがいを持って暮らし、社会の支援が必要になったときに適切なサービスが受けられる地域づくりを推進します。



認知症徘徊搜索訓練

● **基本施策**

(1) **生きがいくりの推進**

- ・各町の老人クラブで構成されている老人クラブ連合会の活動を支援します。
- ・シルバー人材センターの活動を支援します。
- ・地区で行う筋トレや自主的に行われている筋トレ団体の活動などを支援します。
- ・介護予防サポーターやボランティア等、地域における介護予防の担い手を確保するとともに、その育成を図ります。
- ・高齢者を対象に行っているサロンや通いの場の設置促進を図ります。

(2) **地域包括ケアシステムの構築**

- ・介護予防事業、総合事業を推進します。
- ・一人一人の要支援・要介護者のサービスを検討する地域ケア会議を実施します。
- ・生活支援体制の整備を推進します。
- ・在宅医療介護連携事業を推進します。
- ・認知症施策を推進します。

● **指標**

指標名	現状値	目標値	解説
地区筋トレ団体の充実	41 団体	50 団体	集落ごとに 1 団体の設置を目標とする。
介護予防サポーターの養成	203人	300人	毎年度 10 人の養成講座受講を目標とする。
認知症サポーターの養成	延 7, 100 人	延 15, 000 人	毎年度 800 人の養成講座受講を目標とする。
介護認定率	19. 5%	23. 5%	介護予防事業、総合事業の充実により、率の上昇を抑制する。



いきいき筋トレ大会

第4節 未来を担う世代を育みます（次世代育成）

● 現状と課題

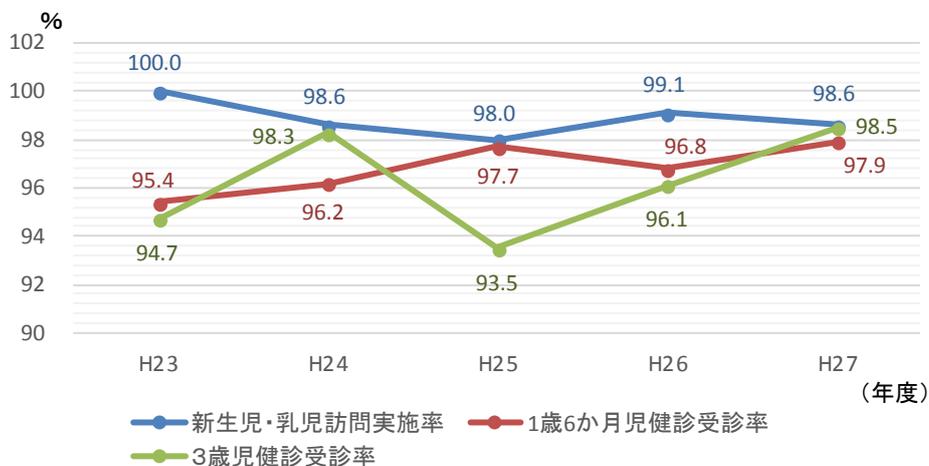
- ◆ 未婚者の結婚意思は約9割の高い水準・理想の子ども数は2人以上（国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」）となっていますが、実際の婚姻数、出生数からは理想と現実の大きなギャップが見られます。若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、結婚から子育てまで切れ目のない支援を進める必要があります。
- ◆ 平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度により、すべての子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量的拡充と質の向上を図るため、子ども・子育て支援事業計画により計画的に整備を進めています。

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化など妊産婦や子育てを取り巻く環境が変化し、出産や子育てに不安を感じる家庭が増えています。また、社会環境や生活様式の変化により、子どもの生活習慣や食生活の乱れも見受けられます。

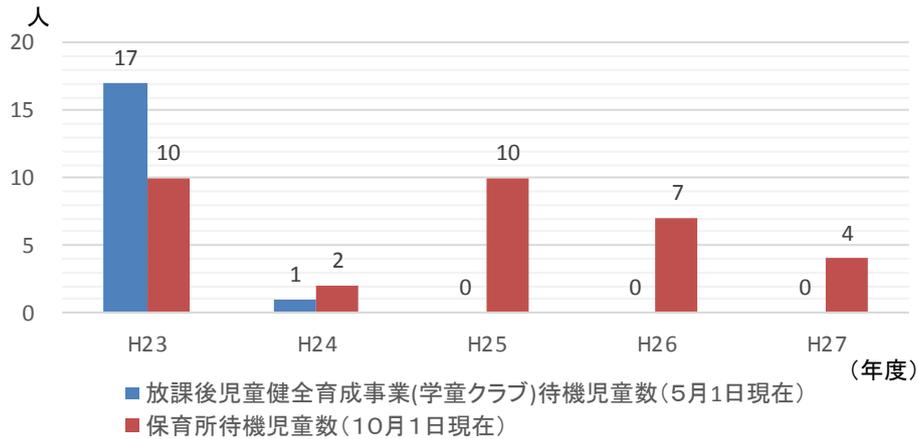
妊娠、出産、育児の不安や悩み、子どもへの関わり方など気軽に相談できる体制整備や子どもの頃からの基本的な生活習慣の獲得に向けた支援が必要です。

乳幼児健診では発達が気になる子どもが増えており、発達障害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応の取組が課題です。
- ◆ 子育て家庭の置かれた状況、ニーズは多様であり、複合的な課題を抱える家庭もあることから、保健、福祉、教育、地域等の連携協力による子育て支援体制が求められています。
- ◆ 少子化は進行していますが、保育の需要は増加傾向にあるため、受入枠が不足し、年度途中の受入れの対応が難しい状況となっています。また、保護者の就労形態の多様化や核家族化に伴い、延長保育、休日保育、一時預かり保育、病児・病後児保育、障害児保育など、多様な保育サービスの提供が求められています。
- ◆ 保育の需要が増加するなかで、安心・安全で快適な保育環境の確保が求められています。民間の力を活用した施設整備を推進しながら、公立保育園の統廃合を計画的に進める必要があります。

■ 母子保健



■ 子育て支援



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
沼田市子ども・子育て支援事業計画	H27~H31	国の取り組みや社会情勢を踏まえ、子どもたちが豊かな自然の中で、かけがえのない存在として育まれるまちづくりを進める。
沼田市健康増進計画(中間評価・後期計画)	H27~H31	病気の早期発見、早期治療、予防に重点を置き健康づくりを総合的に推進するための指針
沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略	H27~H31	人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指す計画

● 基本施策

(1) 結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援体制の整備

- ・若い世代に結婚に向けた意識啓発を図るとともに、結婚を希望する人の出会いの場づくりを進めます。
- ・妊娠中の保健指導の充実、乳児家庭全戸訪問、産前産後ケアの充実、不妊治療への支援等、妊娠出産育児に関する情報の提供と支援を行います。
- ・妊娠期から子育て期までの総合的相談支援を行うワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センターの整備を進めます。

(2) 親子の健康づくり

- ・乳幼児健康診査等の受診を促進し、疾病や障害等の早期発見、早期対応に努め、関係機関と連携し、支援を行います。
- ・子どもの生涯にわたる健康的な生活確立するため、親子の食育の推進、う歯予防を重点に取り組みます。

(3) 地域の子育て支援の充実

- ・地域子育て支援拠点(子育て支援センター、子ども広場)や学童クラブなど、子育て家庭の多様なニーズにあわせた子育て支援事業の充実を図ります。

- ・利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）及び家庭児童相談事業により子育て家庭の個別ニーズを把握し、適切なサービスの利用につなげます。
- ・児童扶養手当支給、就労に向けた資格取得への助成など、ひとり親家庭等の生活の安定と経済的な自立への支援に努めます。
- ・要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携により、支援を必要とする家庭の早期発見、早期支援に努め、虐待の未然防止を図ります。

（４）保育サービスの充実

- ・認定こども園、保育園、地域型保育事業など、多様な形態による保育を実施することにより、子どもの年齢や保護者の就労形態に応じた保育の量の確保及び質の向上を図ります。
- ・延長保育、休日保育、一時預かり保育、病児・病後児保育、障害児保育などの多様な保育サービスを提供することにより、子育て環境の充実を図ります。
- ・第3子以降保育料無料化制度を維持するとともに、保育料を国基準より軽減することにより、保護者の負担軽減を図ります。

（５）教育・保育環境の充実

- ・民間による施設整備を促進するとともに、公立保育園の統廃合を計画的に進め、安心・安全で快適な保育環境の確保を図ります。
- ・既存施設の認定こども園への移行を推進し、幼児教育と保育を一体的に提供できる環境の整備を図ります。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
新生児・乳児訪問実施率	97.2%	100%	健康課統計
1歳6か月児健診受診率	96.8%	100%	健康課統計
3歳児健診受診率	96.1%	100%	健康課統計
子育て世代包括支援センターの整備	0か所	1か所	
待機児童数（10月1日現在）	4人	0人	厚生労働省保育所等利用待機児童数調査
保育施設利用定員（従業員枠を除く）	1,141人	1,202人	目標値は、子ども・子育て支援事業計画の保育確保数

第5節 障害のある人の生活の安定を図ります（障害者支援）

● 現状と課題

- ◆ 障害のある人の社会参加と自立を促進するため、「沼田市障害者福祉計画」や「沼田市障害福祉計画」に基づき、障害者就業・生活支援センター等と連携した取組を進めています。平成27年に、就労支援事業所が1か所開所していますが、グループホームもまだ1か所で、支援のための施設が少ないことから、引き続き障害特性に合わせた就労支援が行える体制の整備推進が必要です。

利根沼田広域連携により、沼田市役所内に利根沼田障害者相談支援センター及び障害者就業・生活支援センターが設置されており、障害のある人の就業や暮らしについて、総合的な支援を行っています。在宅や地域で生活する障害者やその家族のための相談窓口ともなっています。今後も、働きたいという意欲を大切に、支援センター、ハローワーク、事業所、福祉担当課、学校などが連携しながら、就職活動や職場定着、健康管理や金銭管理等にかかわる支援を推進していくことが求められています。

また、群馬県心身障害者福祉センター、群馬県こころの健康センター、群馬県発達障害者支援センターとの連携を一層強化していくことも必要です。

- ◆ 障害のある人の地域生活を充実するため、障害福祉サービスを提供する事業所の整備を進めますが、市内に障害福祉サービスを提供する社会福祉法人等の事業者が少ないことから、その確保が課題です。

■ 障害者施設数

	就労支援事業所	グループホーム	地域活動支援センター
平成23年度	0	1	4
平成24年度	0	1	4
平成25年度	0	1	4
平成26年度	0	1	4
平成27年度	1	1	4

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
沼田市障害者福祉計画	H23~H32	障害のある人が社会で普通に生活できる条件を整備し、ともに生活・活動できる社会の実現を図る計画

● 基本施策

（１）社会参加と自立支援

- ・ 障害のある人の就労支援を行う事業所等の整備を促進します。
- ・ 福祉ショップ、福祉カフェを整備し、障害のある人の就労支援を行います。

（２）障害福祉サービスの充実

- ・ 障害福祉サービス事業者によるグループホームや生活介護事業所等の整備を促進します。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
就労支援等事業所等の整備	1 か所	2 か所	
福祉ショップ、福祉カフェの整備	な し	1 か所	
グループホームの整備	1 か所	5 か所	
生活介護事業所の整備	な し	1 か所	



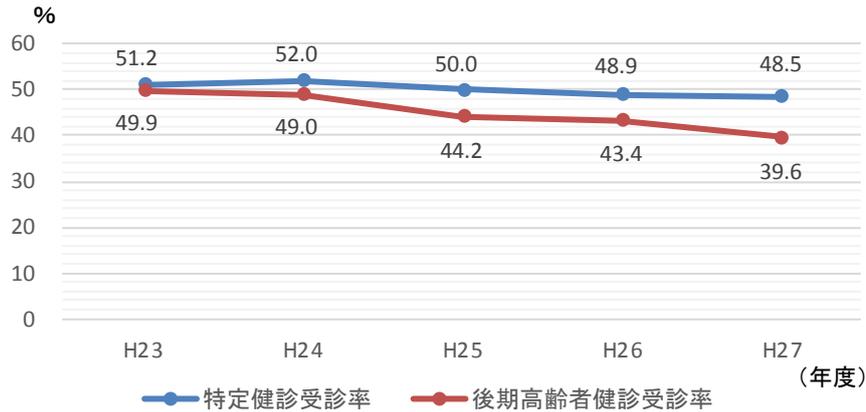
沼田市白沢福祉作業所

第6節 安心して暮らせるようセーフティネットを強化します（社会保障）

● 現状と課題

- ◆ 全ての国民を対象とする皆保険・皆年金制度を中核として充実が図られてきた日本の社会保障制度ですが、めまぐるしく変化する社会経済情勢や予想を上回る速度で進む少子高齢化などに対応するための制度改革が進められています。市民の生活を生涯にわたって支えることができるよう、保険財政の安定化とともに持続可能な社会保障制度を構築し推進することが求められています。
- ◆ 国民健康保険は、他の医療保険の加入者等を除く全ての住民を対象とする医療保険で、本市人口に占める被保険者の割合は30.6%となっており、自営業者だけでなく、企業等を退職後の受け皿となる医療保険であることから60歳以上の被保険者が全体の48.9%を占め、財政基盤の脆弱さ等多くの構造的な課題を抱えています。医療の高度化や被保険者の高齢化などにより上昇し続ける医療費の抑制とともに、安定的な制度運営のための財源の確保が重要な課題であり、都道府県が財政運営の責任主体として参画する平成30年度からの制度改革に向けて、適切な対応を図る必要があります。
- ◆ 後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を安定的に支えるため、それまでの老人医療に代わって都道府県を単位とする広域連合により運営される75歳以上の人加入する独立した医療制度として平成20年4月に発足し、患者負担以外の医療費は、後期高齢者の保険料1割と現役世代からの後期高齢者支援金4割のほか、5割の公費でまかなわれています。生涯にかかる医療費は75歳から79歳でピークを迎え、団塊の世代がすべて後期高齢者となる平成37年には、5人に1人が75歳以上の超高齢社会を迎えるといわれており、高齢者の医療費抑制と健康の保持増進が急務となっています。
- ◆ 公的年金は、20歳以上の全ての人加入する基礎年金としての国民年金と、会社員が加入する厚生年金等の被用者年金があり、高齢期の生活を支えるほか、障害や死亡など予期せぬ原因により自立した生活が困難にならないよう、あらかじめ保険料を納めることで必要なときに給付を受けることができる制度です。必要な手続きや保険料の納入を怠った場合には、将来の年金支給額が減少したり無年金者となるおそれがあるため、年金制度に関する啓発活動を充実し市民理解を深める必要があります。
- ◆ 生活困窮者自立支援法に基づいて、生活保護に至る前に、自立相談支援・就労支援・住宅確保給付金による支援を行うとともに、生活保護により必要な扶助と早期自立の支援を行っています。景気後退、家族関係の変化及び高齢化率の上昇にともない生活困窮者は増加しています。
- ◆ 高齢者の増加に伴い要介護及び要支援の認定者も増加しているため、介護給付費が年々増加しており、3年に一度の介護保険料の改定も大きく増加しています。また、必要とされる介護サービスが提供できるよう、サービスを展開する介護事業所の把握、確保が必要となっています。

■ 特定健診及び後期高齢者健診受診率



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
国民健康保険特定健康診査等実施計画	H25～H29 H30～H34	死亡原因の上位を占める生活習慣病予防のため、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査を行い、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を実施する。
国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	H28～H29 H30～H32	特定健康診査の結果やレセプト等のデータを活用し、対象者の健康課題を分析し、リスクに対応した保健事業を実施することにより、健康の保持増進と医療費の抑制を図る。
生き生き長寿のまちづくり計画	H27～H29	介護保険制度の持続的確保を基本に、地域包括ケアシステムの構築、サービスの効率化・重点化、負担の公平化を図る。



介護予防のまちづくりイベント

● 基本施策

(1) 国民健康保険

- ・被保険者の個々のニーズに応じた保健指導や啓発方法を検討します。
- ・ジェネリック医薬品の普及を図ります。
- ・特定健診や特定保健指導の効果的な実施により、被保険者の健康の保持増進に努めます。
- ・データヘルス計画の効果的な実施を図ります。

(2) 後期高齢者医療

- ・健診により生活習慣病の予防や病気の早期発見、早期治療に努めます。
- ・介護、保健部門と連携し、高齢者の健康維持を図ります。

(3) 国民年金の普及

- ・年金制度の重要性を啓発し、制度への理解を深め、保険料収納率の向上や未納者の解消に努めます。

(4) 生活困窮者支援

- ・自立相談支援により困窮原因の把握と解決策の提案を行います。
- ・就労支援により就労活動への援助を行います。
- ・住宅確保給付金により住まいの確保を支援します。
- ・生活保護法に基づく8種類の扶助により、最低生活の保障に努めます。

(5) 介護保険

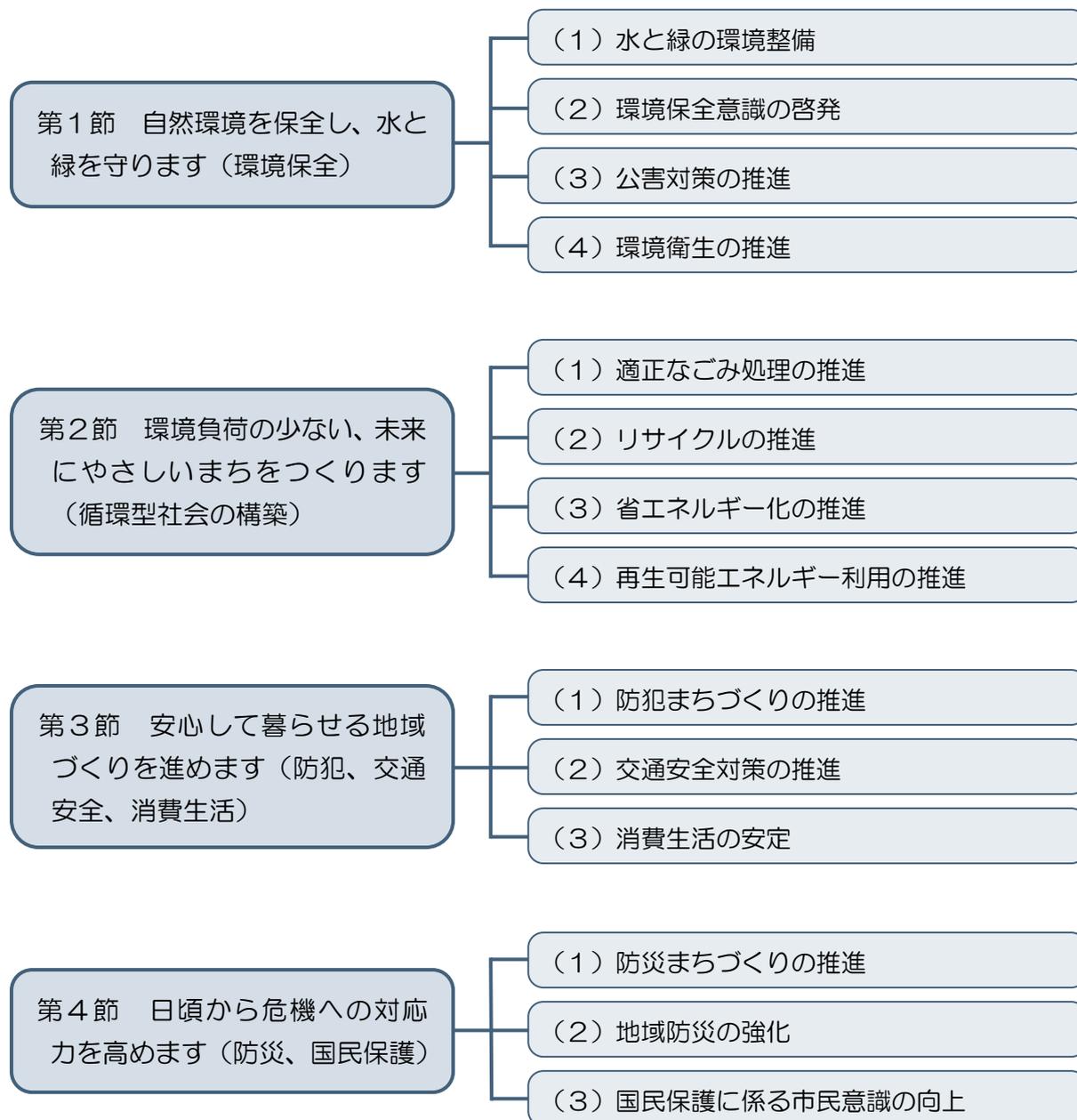
- ・介護保険事業に係る計画策定にあたり、高齢者へのアンケート調査を実施し、高齢者が求めている介護サービス・予防事業を把握して、介護事業所の整備や地域包括ケアシステムの構築を図ります。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
特定健診受診率	48.9%	60%	特定健診実施結果（H26 法定報告値）
ジェネリック医薬品使用率	62.5%	65%	国保連合会統計資料 H27/04~H28/03 診査分
後期高齢者健診受診率	42.4%	45%	後期高齢者健診実施結果 H27/04~H28/03 健診分

第2章 自然環境・生活環境（人と自然にやさしい持続可能なまちづくり）

■ 体系図



第1節 自然環境を保全し、水と緑を守ります（環境保全）

● 現状と課題

- ◆ 「第二次沼田市環境基本計画」に基づき、森林環境および水環境の保全のため、森林整備事業、林業の担い手育成、森林ボランティアとの連携、森林・木材に親しむ体験教室、治山・治水事業などを行っています。引き続き、様々な取組を継続していく必要があります。
- ◆ 環境保全意識の啓発を図るため、「環境フォーラム」や「緑のカーテン事業」などのイベントを含むさまざまな取組を行っています。効果的なイベントを開催し、環境教育を推進していく必要があるとともに、環境保全に取り組むボランティアの育成・支援が必要となります。
- ◆ 市内に多くの特定外来生物や要注意外来生物が侵入しており、自然環境に大きく影響を与えるものもあります。現在は、環境団体の協力を得ながら、玉原地区を中心に外来植物の除去を実施していますが、すでに広範囲に分布しており、大がかりな対策は困難であることから現状以上に広がることのないよう抑制することと啓発が課題となっています。
- ◆ 現在の公害は、従来の工場等での生産活動に伴う産業型公害から、人々の日常生活が環境に与える負荷によるものへと変化してきています。また、生活様式の多様化により周辺住民間の事案も増えています。騒音・振動の監視の徹底、公害苦情への適正な対応を行うとともに、PM2.5など公害発生時の情報提供を的確に行う必要があります。
 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の影響を低減するための除去作業は完了しましたが、市民の安心を確保するため、引き続き空間放射線量の監視を継続する必要があります。
- ◆ 環境衛生の推進のため、し尿の適正処理、公衆トイレの衛生的な維持管理などを行うほか、くらしの環境美化条例を制定し、公衆衛生並びに生活環境の向上に努めていますが、引き続き不法投棄や空き地等の対策が課題となっています。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
第二次沼田市環境基本計画	H27～H36	「さわやかな空気、澄んだ水、緑豊かな、自然にやさしいまち」を望ましい環境像に掲げ、自然と共生し、持続可能な社会を構築することを目的とする。



緑のカーテン(利根東小)

● 基本施策

（１）水と緑の環境整備

- ・ 森林整備事業を推進し、森林機能や水源環境の保全を図ります。
- ・ 体験教室の開催、ボランティアとの連携、担い手の育成を推進します。
- ・ 地場産木材の活用を推進します。
- ・ 河川環境を整備します。

（２）環境保全意識の啓発

- ・ 環境活動団体と連携し、環境保全意識の醸成に向けたイベント等を開催します。
- ・ 学校教育等を通じた環境教育を推進します。
- ・ 地域で活動する環境ボランティアの創出を図ります。
- ・ 特定外来生物や生物多様性についての啓発活動を推進します。

（３）公害対策の推進

- ・ 公害の未然防止対策を推進します。
- ・ 市民生活の安心確保のため、放射線監視を行います。

（４）環境衛生の推進

- ・ 環境衛生のため、し尿の適正処理を推進します。
- ・ 地域の環境保全や防犯のため、空き地や空き家対策を推進します。
- ・ 地域の環境美化のため、くらしの環境美化条例を推進します。また、不法投棄対策を強化します。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
ぬまた環境ネット加盟団体実施事業数	8事業	15事業	
不法投棄パトロール	年2回	年4回	



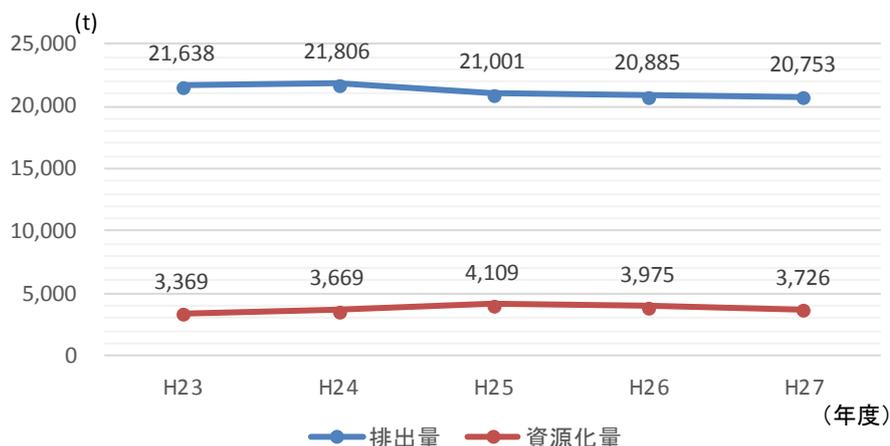
玉原高原ブナ移植

第2節 環境負荷の少ない、未来にやさしいまちをつくります（循環型社会の構築）

● 現状と課題

- ◆ ごみ処理については、ごみの分別の徹底とリサイクルの推進を図るため、新たに古着・古布などのリサイクル品目を増やし、ごみの減量化に取り組んできましたが、一般廃棄物最終処分場の埋立容量の減少から不燃ごみの最終処分を民間委託としました。循環型社会の構築のため、さらにリサイクルの推進やごみの減量化、最終処分場の確保に努め、ごみ処理の広域化を推進する必要があります。
- ◆ ごみの分別の徹底とリサイクルの推進のため、金属・ビン・ペットボトル・紙類に加え古着・古布や小型家電を実施し、リサイクル品目を増やしてきました。循環型社会の構築のため、リサイクルの推進、ごみの減量化、最終処分場やリサイクルセンターの新設と併せ、ごみ処理の広域化を推進する必要があります。
- ◆ 地球温暖化防止対策を推進するため、平成22年度に沼田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定し、啓発活動を行うとともに、市民・事業所・市による節電を中心としたさまざまな取組を実施しています。震災をひとつの契機として節電を中心に省エネ化し、市民レベルでも広く取り組まれています。更なる推進には、取組内容の徹底と今後設備的な部分が課題です。
- ◆ 平成21年度から住宅用太陽光・太陽熱普及のための補助事業を実施しています。小水力は可能性調査に基づき、そのうち1か所で基本設計を終えています。地中熱は2か所で実証実験を行いました。利用可能な再生可能エネルギーの把握と、市有施設等の有効活用、維持管理の面からも積極的に導入を進めていく必要があります。

■ ごみの排出量及び資源化量



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
第二次沼田市環境基本計画	H27～H36	「さわやかな空気、澄んだ水、緑豊かな、自然にやさしいまち」を望ましい環境像に掲げ、自然と共生し、持続可能な社会を構築することを目的とする。
沼田市一般廃棄物処理基本計画	H18～H32	ごみ減量化を最優先事項とし、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理原則の推進、本市は市民・事業者の取組を促進するための施策の実施など、三者の協働による取組を推進する。
沼田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	H22～H62	低炭素社会の実現を目指し、地球温暖化の防止対策として温室効果ガスの削減を図るため、削減目標を定め、部門ごとの取組をまとめたもの。

● 基本施策

（１）適正なごみ処理の推進

- ・廃棄物の減量化と資源化の推進を図ります。
- ・効率的な収集体制を確立するとともに、塵芥中間処理の推進、し尿中間処理の推進を図ります。
- ・最終処分場の確保を含め適正な最終処分を推進します。
- ・循環型の処理を目指したごみ処理の広域化計画を推進します。

（２）リサイクルの推進

- ・資源の有効利用のため、ごみの資源化を推進します。このため、効率的な収集体制の確立、塵芥中間処理の推進、リサイクル施設の整備を図ります。

（３）省エネルギー化の推進

- ・地球にやさしいライフスタイルの普及などにより、地域での温室効果ガス対策を推進します。また、再生可能エネルギーの活用推進、カーボンオフセット事業の推進などに努めます。

（４）再生可能エネルギー利用の推進

- ・家庭への再生可能エネルギー導入に対する助成を行うとともに、公共施設への積極的な導入を図ります。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
ごみ減量化指標	20,885t	17,121t	
資源化指標	3,975t	4,109t	
温室効果ガス排出量（t-co ₂ 換算）	505,531 t-co ₂	478,000 t-co ₂	現状値は平成24年
太陽光発電設備設置によるco ₂ 削減量（助成事業）	909.7t-co ₂	1,825.5 t-co ₂	現状値は平成26年
補助による太陽光発電設備設置件数	596件	1,196件	現状値は平成26年

第3節 安心して暮らせる地域づくりを進めます（防犯、交通安全、消費生活）

● 現状と課題

- ◆ 犯罪の発生しにくい環境づくりを目的に、各行政区の要望に基づき防犯灯を設置し、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図っています。地域住民が主体的に活動できる環境づくりの構築が求められます。
- ◆ 子どもや高齢者などを交通事故から守るとともに、市民の交通安全意識の向上を図るため、交通指導員やタフティクラブによる交通安全教室を実施したほか、交通安全機関と協力して街頭指導等による広報活動を実施しました。交通事故件数を減少させるため、更なる交通安全教育の強化や安全対策の推進が望まれます。

生活道路等については、車両・歩行者の通行の危険箇所や見通し不良箇所等が存在していることから、通行の安全確保のための防護柵、道路反射鏡等の保安施設の設置・更新が必要となっています。

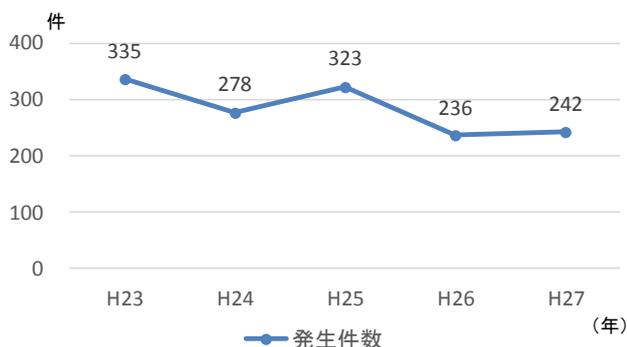
通学路、生活道路を中心に、道路施設の安全確保に努めています。また、警察や関係機関の協力を得て、事故防止対策を講じています。子どもや高齢者など交通弱者に配慮しながら、通学路などの生活道路を中心に交通安全施設整備の推進が望まれます。

- ◆ 消費者の保護のため、消費者講演会、出前講座などを実施し、消費者保護に努めています。また、東日本大震災による、食品の放射能に対する不安を払拭するため、食品放射能検査を実施しています。消費者は、自らが自らの目で物を見分け、自主的・合理的な消費生活の実現を目指して行動することが重要であり、行政は正しい知識や情報を的確に提供していく必要があります。

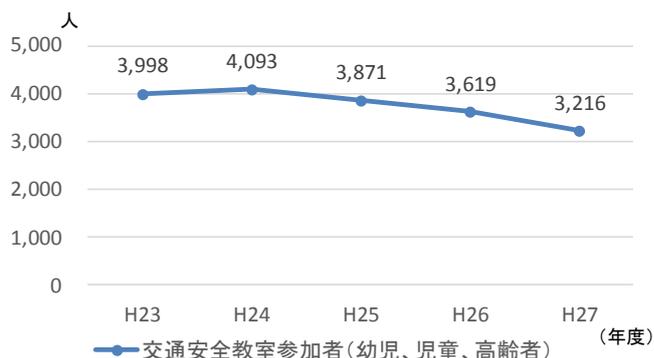
消費者団体である「くらしの会」に対する支援を行うとともに、自主的な活動を促進していますが、多様化する消費者問題に対応するため、継続的な支援が必要です。

消費生活センターは、利根郡内町村との協定により、市民のほか周辺町村民からの相談にも対応しています。消費者が利用しやすい消費生活センターを目指し、施設の充実と強化が必要です。

■ 刑法犯発生件数の状況

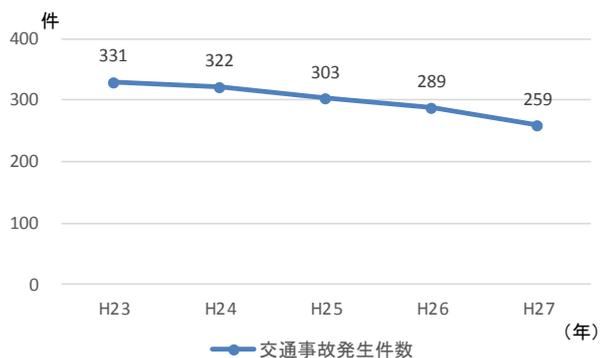


■ 交通安全教室及び区画線整備の状況

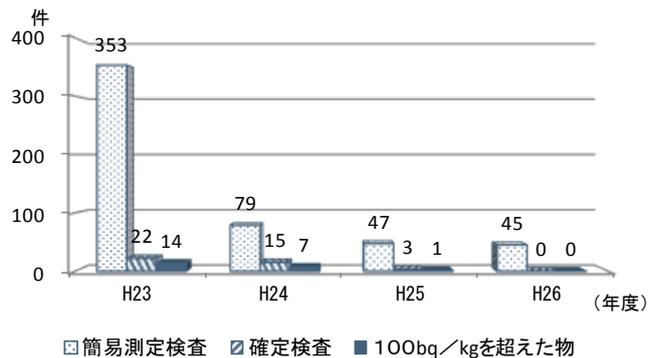


※児童交通安全教室（交通指導員活動）、幼児交通安全教室（タフティクラブ等）、高齢者交通安全教室（タフティクラブ等）の計

■ 交通事故発生件数

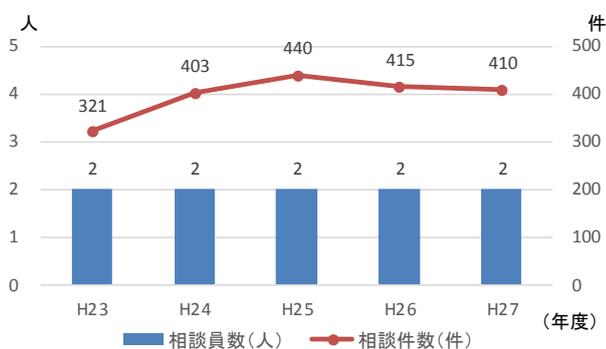


■ 食品等放射性物質検査実施状況



※平成 24 年 5 月から実施

■ 消費生活相談員数及び相談件数



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
第 10 次沼田市交通安全計画	H28~H32	交通安全対策基本法第 26 条の規定に基づき、交通安全に関する大綱を定め、具体的な交通安全対策を推進し、交通事故の発生を抑制して市民が安全で安心して暮らせる街づくりを目指す。



交通安全街頭指導

● 基本施策

(1) 防犯まちづくりの推進

- ・犯罪の発生しにくい環境づくりを推進するため、防犯灯の設置や電気料補助を行うとともに、地域住民の主体的な活動等を支援します。

(2) 交通安全対策の推進

- ・警察や関係機関の協力を得て、事故多発地点の事故防止対策を講じます。
- ・学校や幼稚園付近の歩道のない市道に、グリーン帯の設置を推進します。
- ・道路標識、防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの交通安全施設の新設、更新を計画的に推進します。
- ・第10次沼田市交通安全計画に基づいた施策を推進します。
- ・交通弱者である子どもや高齢者を交通事故から守るため、参加・実践型交通安全教室を推進します。
- ・交通指導員による街頭指導や警察・関係団体と協力して、事故を減少させるための啓発活動を推進します。

(3) 消費生活の安定

- ・消費生活に関する資料の充実を図るとともに、市民に対する消費者情報の提供に努めます。
- ・消費生活に関する各種講座などを通じ、消費者の教育と啓発を図ります。
- ・商品表示適正化のための立ち入り検査を行います。
- ・消費生活の改善活動を行っている消費者団体の育成を図るとともに、その活動を支援します。
- ・消費生活相談員の確保と育成に努めるとともに、相談事業、情報提供、指導啓発の充実を図ります。
- ・高齢者等を消費者被害から守るための見守りネットワークとして、消費者安全確保地域協議会の設置について検討します。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
交通安全教室参加人員	3,303人	3,700人	交通指導員やタフティクラブによる交通安全教室
交通事故発生件数	259件	194件	25%削減を目指す。
区画線整備延長距離	10,870m	12,000m	センターライン、外側線、グリーン帯等の補修
消費生活相談員（相談件数）	2人、410件	3人、470件	消費生活相談員数及び消費生活相談件数

第4節 日頃から危機への対応力を高めます（防災、国民保護）

● 現状と課題

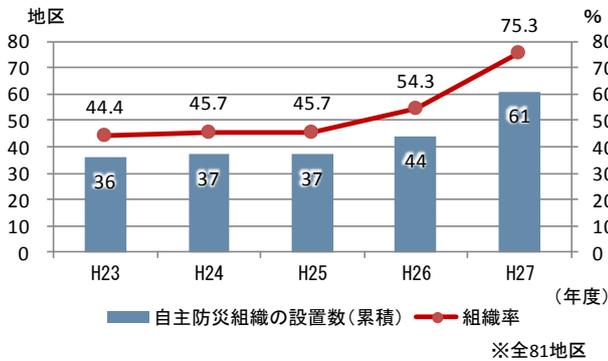
- ◆ 防災まちづくりの推進のため、自主防災組織の設立を進めており、平成28年3月末現在で、61地区（75.3%）において設立されています。今後は、自主防災組織の育成と充実、全区での組織設立が課題です。

公共建築物（市有）及び生活拠点となる住宅の耐震化が当初の計画よりも遅れています。住宅の耐震診断の結果が耐震化に反映されていないため、補助制度の拡充と更なる広報活動が必要です。

また、市有建築物は、施設管理計画を考慮し、耐震化を推進する必要があります。

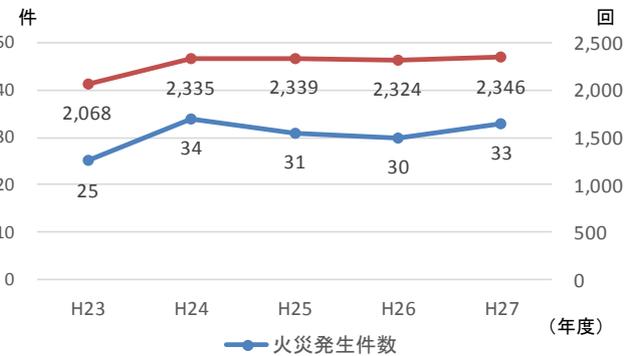
- ◆ 消防団詰所、消防水利、消防車両の更新を計画的に行い、消防力の強化を図っています。また、新成人向けに消防団員募集のリーフレットなどを配布するほか、「広報ぬまた」において、消防団員活動の紹介コーナーを設けるなど消防団員の確保対策を行っています。消防団詰所、消防水利、消防車両については、今後も計画的に更新をする必要があります。また、団員確保は依然として課題であり、地域への働きかけを行うほか、広報活動などを推進する必要があります。
- ◆ テロやミサイル攻撃等から市内の全ての人を守るために、平成19年2月に制定された沼田市国民保護計画に基づき、国、県、関係機関との連携強化を図るとともに、情報伝達機器の整備を行っています。国の指針や県の計画変更により、沼田市国民保護計画を変更する必要があります。また、国、県、関係機関との更なる連携強化を図るとともに、時代に合わせた情報伝達方法の検討も必要となります。

■ 自主防災組織の設置数



※全81地区

■ 火災発生件数及び救急車出動回数



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
第2期沼田市耐震改修促進計画	H28～H32	既存建築物の耐震性能の向上を図り、地震災害に対し市民の生命と財産を守る。
自主防災組織の育成	H28～	自主防災組織設立（沼田地区）
沼田市国民保護計画	H18～	武力攻撃事態、緊急処理事態が生じた場合、市内の全ての人々の生命・身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施する。

● **基本施策**

(1) 防災まちづくりの推進

- ・ 自主防災組織関連の座談会や出前講座を実施し、組織設立に努めます。
- ・ 自治会単位の地区防災訓練等を実施し、実効性のある組織編成に努めます。
- ・ 木造住宅の無料耐震診断の継続、耐震改修補助事業の金額を含む制度の見直しを行い、普及活動の充実を図ります。
- ・ 市有施設のうち、特に耐震化が遅れている災害対策拠点や避難収容施設の耐震化を重点的に推進します。

(2) 地域防災の強化

- ・ 老朽化した消防団詰所や消防水利などの施設については、団員の安全確保や地域の消防力強化のため、計画的に更新等を図ります。
- ・ 消防車両については、有事の際における、地域・団員の安全確保の観点からも計画的に更新を図ります。

(3) 国民保護に係る市民意識の向上

- ・ 国の指針や県の計画変更により、沼田市国民保護計画を変更します。
- ・ 国、県、関係機関との顔の見える関係づくりにより、更なる連携強化を図ります。
- ・ 武力攻撃事態、緊急対処事態に対する市民意識の向上を図ります。
- ・ 時代に合わせた情報伝達方法を検討します。

● **指標**

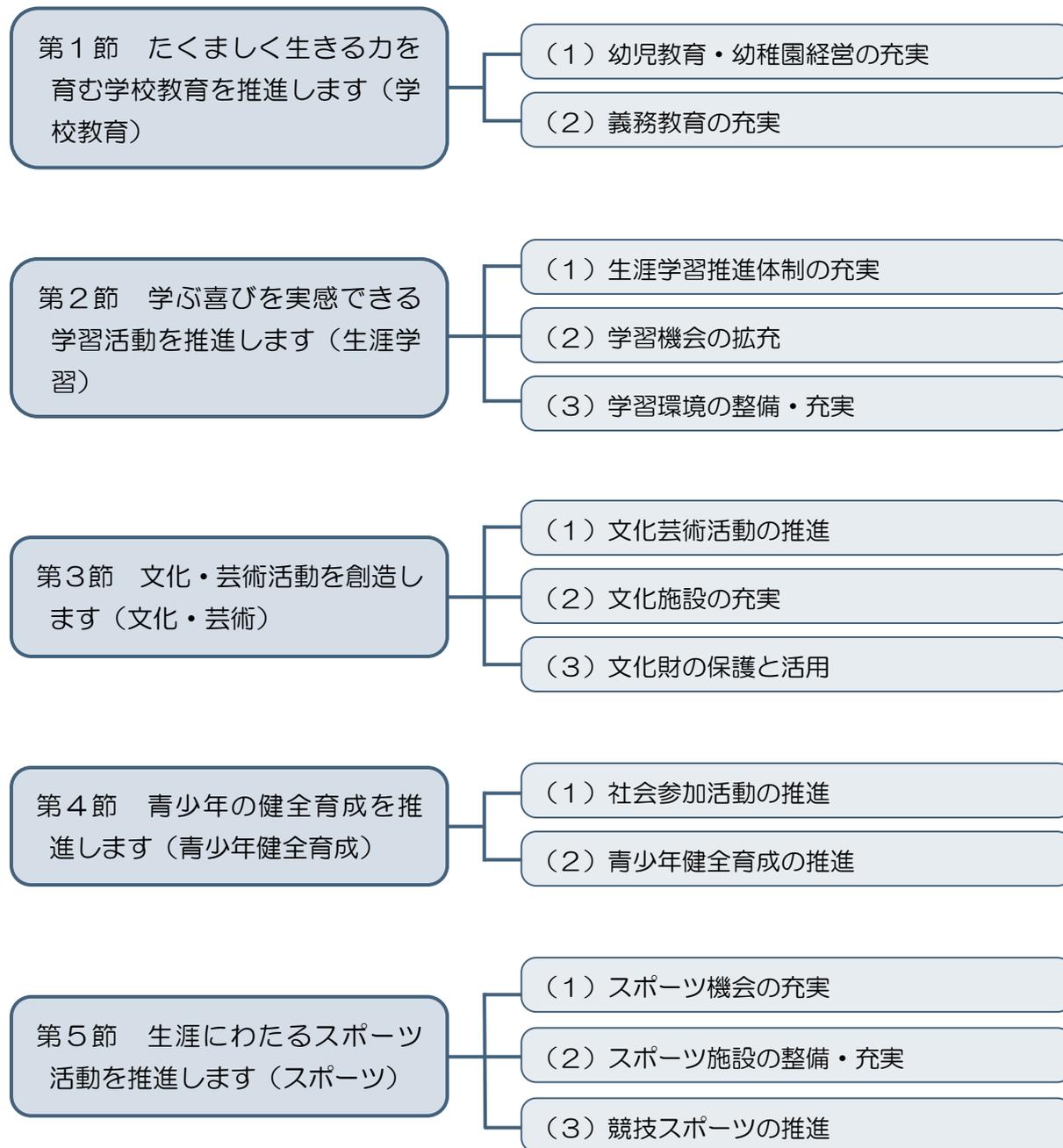
指標名	現状値	目標値	解説
自主防災組織の組織率	75.3%	100%	結成地区／全地区
住宅の耐震化率	57.1% (H27年度末)	80%	耐震性を満たす住宅／住宅総数
公共施設の耐震化率	81.8% (H27年度末)	95%	耐震補強済み市有建築物／市有建築物総数
消防体制	消防団詰所 41 か所 消防車両 41 台	消防団詰所 41 か所 消防車両 41 台	消防団詰所：5か年で5か所更新 消防車両：5か年で18台更新



消防車両

第3章 教育・文化（未来を担うたくましいひとづくり・まちづくり）

■体系図



第1節 たくましく生きる力を育む学校教育を推進します（学校教育）

● 現状と課題

- ◆ 幼児を取り巻く環境の変化や家庭、社会のニーズの多様化に対応するため、幼稚園教諭等の資質向上を目指すとともに、家庭や保育園、小学校との連携を深めながら幼児教育の充実を図っています。また、安全で適切な教育環境を整備するため、老朽化した施設の維持管理のための修繕などを実施しています。生涯にわたる人格形成の基礎を培うために、園内研修の充実を図るとともに、園児の減少や施設の適切な維持管理のための計画的な修繕と少子化に配慮した幼稚園の統廃合や、市民ニーズに応じた預かり保育の実施・通園バスの運行について検討する必要があります。
- ◆ 郷土に対する理解と愛情を深めるための「沼田大好き！ふるさと学習」への取組や教育水準向上のための研究などを実施しているほか、特別支援教育支援員や外国語指導助手などの配置により指導体制の充実に努めています。多様な教育ニーズや変化の激しい社会に対応するために、新たな英語教育や道徳の教科化などを見据えて、指導方法を改善するとともに、子どもたちをインターネットトラブルから守る情報モラル教育や豊かな心と確かな学力を支える読書活動の充実を図る必要があります。また、教職員の資質の向上や子どもと向き合える環境づくりに努めるとともに、児童生徒数の減少を受け、学校の適正規模等について検討する必要があります。
- ◆ 群馬大学や東京大学と連携し、市内中学生を対象とした講義等を実施しています。普段の授業の発展や応用となるような内容にするとともに、社会や生活とのつながりを捉えられるように工夫していく必要があります。
- ◆ 児童生徒の教育の場として、安全で適切な教育環境を整備するため、計画的に施設を改修工事などのほか、備品の購入や買換を実施し、義務教育の充実を図っています。非構造部材の計画的な耐震改修工事が必要であるほか、耐震改修を優先して対応してきたことにより老朽化による改修が急がれるため、効率的な改修計画の検討が必要となっています。また、児童生徒の減少による、統廃合についての検討が必要です。
- ◆ 望ましい食習慣を形成するために、給食センター（調理場）、学校、家庭や地域との綿密な連携が重要であることから、献立表や給食だよりなどによる情報発信、給食試食会を実施するなど、食育の推進を図っています。また、地場産物を活用した献立を提供する「沼田大好き！地場産の日」を設定するなど、食への関心を高めるための取組を継続して実施し、学校給食の充実を図っています。学校給食の安全・安心を確保するため、給食の放射性物質測定を継続して行うとともに、食物アレルギーがある児童生徒の症状や程度などの情報収集を行い、適切な対応に努めています。また、老朽化している調理場の統廃合について検討が必要です。



学校給食えだまランチ

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
沼田市子ども・子育て支援事業計画	H27～H31	国の取組や社会情勢を踏まえ、子どもたちが豊かな自然の中で、かけがえのない存在として育まれるまちづくりを進める。

● 基本施策

（１）幼児教育・幼稚園経営の充実

- ・幼稚園経営の充実のため、園長のリーダーシップによる経営方針の明確化と、特色ある幼稚園教育を実施します。
- ・幼稚園教諭の資質の向上を図るために、研修を充実するとともに、毎年、園訪問を実施します。
- ・幼稚園・保育園・小学校の連携のため、幼保小関連教育推進事業を実施します。
- ・計画的な施設の維持管理に係る修繕、計画的な備品購入を行います。また、幼稚園の統廃合の検討を進めます。

（２）義務教育の充実

- ・学校経営を充実するとともに教職員の資質の向上を図り、児童・生徒の自己有用感を高めるとともに、確かな学力の向上や生徒指導の充実に努めます。
- ・郷土を愛し、地域を誇りに思う指導の充実に努めます。
- ・社会の変化に対応する教育の充実、健康・体力・安全に係る指導の充実など、教育の充実に努めるとともに、特別支援教育の充実を図ります。
- ・英語教育の早期化・教科化・高度化に向けて、教員の指導力の向上や指導体制の充実に努めます。
- ・道徳の教科化に向けて、「考え・議論する」道徳の授業を目指し、力強く生き抜こうとする心を育てる指導の充実に努めます。
- ・インターネットの利用にかかわるトラブルを防ぐ情報モラル教育の充実と家庭への啓発に努めます。
- ・家庭や市立図書館等と連携するとともに、図書室の運営改善を図り、読書活動の充実に努めます。
- ・教職員が子どもと向き合う時間を一層確保できるように、校務の効率化に向けた環境づくりに努めます。
- ・群馬大学や東京大学と連携し、市内中学生を対象として、中学校での学習内容と関連付けて、普段の授業の発展や応用となるような講義等を実施します。
- ・計画的な施設の維持管理に係る修繕、工事等の実施、計画的な備品購入に努めます。
- ・児童生徒数の推移や地域の実情等を踏まえた統廃合を検討します。
- ・地場産物を活用した給食の提供や安全・安心を確保するため放射性物質の測定を実施します。また、食物アレルギーに係る対応、食中毒防止のための研修会の開催、調理場の統廃合の検討、老朽化した設備の計画的な改修など、学校給食センターの充実を図ります。

● 指標

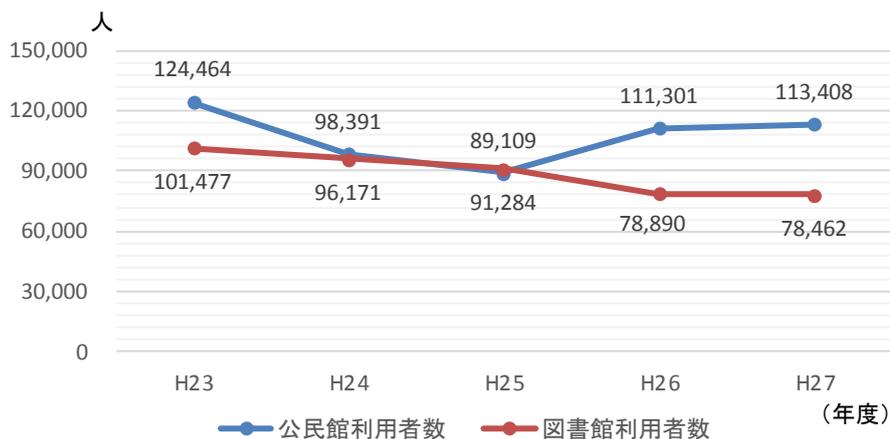
指標名	現状値	目標値	解説
教育水準向上研究の学校評価	52.1%	55.0%	教育行政方針の学校評価における4段階評価の上位1位の割合
個に応じたきめ細かな指導の工夫	37.7%	40.0%	教育行政方針の学校評価における4段階評価の上位1位の割合
自己有用感や自己決定力を高める生徒指導の充実	35.9%	40.0%	教育行政方針の学校評価における4段階評価の上位1位の割合

第2節 学ぶ喜びを実感できる学習活動を推進します（生涯学習）

● 現状と課題

- ◆ 生涯学習プログラムの充実のため、各種教養教室を開催し、広く市民に生涯学習の場を提供するとともに、地域住民の連携を図っています。市民の学習意欲を的確に捉え、教養教室ほか各種事業を開催し、広く市民に生涯学習の場を今後も継続して提供する必要があります。
- ◆ 学習成果を発表する機会、新たな学習に触れる機会を提供し、将来にわたり誰もがこころ豊かで、生き生きと生活することができる地域社会の実現を目指しています。学習成果を社会に還元する仕組みづくりが課題となっています。
- ◆ 地域の生涯学習拠点については、長期的な使用に耐えうる施設となるよう整備充実を図り、安心安全を基本としたより親しみやすい学習施設の提供を図るため、平成16年度以降、利根を除く6館（中央・利南・池田・薄根・川田・白沢）の改修工事を実施しています。社会教育施設（公民館・図書館）の老朽化が確実に進んでおり、利用者の利便性向上のためにも、今後とも社会教育施設の計画的整備が必要です。

■ 生涯学習の取組状況



市立図書館

● 基本施策

（１）生涯学習推進体制の充実

- ・生涯学習フェスティバルや生涯学習推進協議会、社会教育委員の会議などの充実を図るとともに、自主サークル支援事業や芸術文化振興基金助成事業を推進し、生涯学習推進事業の充実を図ります。
- ・公民館まつりなど公民館活動推進事業を実施します。

（２）学習機会の拡充

- ・生涯学習プログラムの充実のため、教養教室や講座の開催など、公民館活動・図書館活動を推進します。

（３）学習環境の整備・充実

- ・公民館や図書館などの適正な管理運営、計画的整備を推進し、生涯学習施設の充実を図ります。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
公民館：教室・学級受講者数	1,200人	1,300人	7公民館教室・学級受講者数
公民館利用者数	110,000人	125,000人	利根を除く6公民館利用者数
図書館利用者数	75,000人	76,000人	図書館利用者数
生涯学習フェスティバル、公民館まつり、公民館文化祭、地区民展来場者数	3,500人	3,600人	生涯学習フェスティバル＋公民館まつり＋公民館文化祭＋地区民展来場者数



沼田市文化祭

第3節 文化・芸術活動を創造します（文化・芸術）

● 現状と課題

- ◆ 各種芸術文化団体の活動を支援し、あわせて日頃の成果発表の機会を設けることにより、市民の文化意識の高揚を図ります。少子高齢化が著しく、次代を担う後継者の育成が急務となっています。
- ◆ 市内小中学生をはじめとして、全国から多くの人々が参加する沼田三大文学賞（柳波賞、おのちゅうこうふるさと文学賞、全国ふきわれ俳句大会）を開催し、豊かな詩情を通して、郷土の文化歴史・自然を見つめる機会を通じて、郷土愛の醸成を図っていくことが必要です。
- ◆ 郷土の偉人の功績を讃え、その文化芸術を学び、次代に繋げていくための施策の充実が課題となっています。
- ◆ 名誉市民生方たつ糸先生の記念文学館は、土地区画整理事業により移転新築したことから、作品展示の充実を図り、その作品や功績を広く紹介しています。文学館は短歌等の作品展示が中心であるため、企画展などの工夫により観覧者の増加が課題です。
- ◆ 地域文化を伝承するため、文化財を調査し、指定することにより文化財保護を推進するとともに、文化財の公開を進めることでその保存と活用に努めています。文化財保護には多額の費用と時間を要するため、体制整備やルールづくりが課題です。
また、散在する過去の貴重な歴史的資料を集約し、適切に管理保管するとともに展示し郷土の歴史文化を理解するための施設整備が課題です。
- ◆ 本市に残る文化財の調査に基づき、これら文化財施設の整備による利活用が課題となっています。
- ◆ 沼田公園長期整備構想に基づき、沼田城遺跡発掘調査により、沼田城の史実の把握に努めることが必要です。

■ 芸術文化行事来場者数



沼田市民音楽祭

● 基本施策

（１）文化芸術活動の推進

- ・文化芸術活動の推進については、文化祭や芸能祭を開催するとともに、各種芸術文化団体への支援を充実し、市民文化の向上に努めます。
- ・沼田三大文学賞（柳波賞、おのちゅうこうふるさと文学賞、全国ふきわれ俳句大会）の充実に努めて、郷土を愛する心を育てます。
- ・郷土の偉人の功績を理解し後世に伝えるため、沼田市ゆかりの芸術家蘇るアーティスト事業の拡充に努めます。

（２）文化施設の充実

- ・生方記念文庫の公開を通し、地域文化の再発見につながるよう隣接する旧沼田貯蓄銀行と利活用を図るため相互に連携した企画展などを積極的に行います。
- ・地域の交流拠点として、各種イベント交流事業との共催により生方記念文庫や旧沼田貯蓄銀行を活用した事業を推進します。
- ・郷土の歴史を学ぶことのできる施設として、また沼田を訪れた方に本市の歴史を紹介し、情報発信するとともに、過去の貴重な資料を適切に保管する歴史資料館の設置を推進します。

（３）文化財の保護と活用

- ・文化財の指定等を進め、市民共有の貴重な財産を後世に伝えるとともに、民俗文化財の発掘を行い、郷土文化の継承・育成を図ります。また、本市に残る貴重な郷土資料の整理・保存に努め、活用を図るための環境を整備します。
- ・沼田公園長期整備構想に基づき沼田城遺跡発掘調査を行い、歴史的事実の検証を進めます。

● 指標

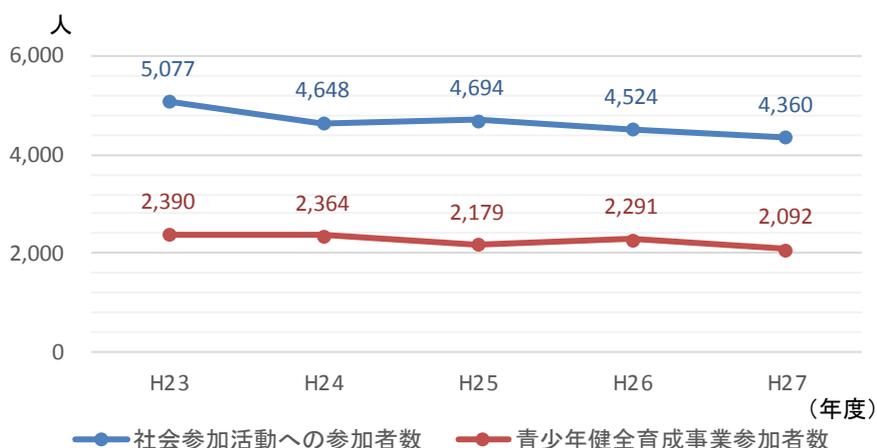
指標名	現状値	目標値	解説
文化祭・芸能祭など芸術文化行事への来場者数	11,000人	10,000人	各種芸術文化行事の来場者数
文化財の指定等件数・旧生方家住宅等観覧者	93件、4,598人	96件、5,000人	文化財指定台帳・旧生方家住宅等管理日誌
生方記念文庫観覧者数	1,400人	1,600人	生方記念文庫管理日誌
旧沼田貯蓄銀行観覧者数	0人	1,500人	旧沼田貯蓄銀行管理日誌

第4節 青少年の健全育成を推進します（青少年健全育成）

● 現状と課題

- ◆ 青少年を取り巻く社会情勢の変化は、大人の予想をはるかに超えて影響をおよぼしており、青少年に関係した様々な社会問題が顕在しています。本市では、「少年の日」「家庭の日」の普及啓発、青少年育成団体及び青少年団体の育成支援、青少年自然体験活動推進事業、成人式の開催、子ども会かるた大会の開催などを実施しています。また、青少年非行防止対策としては、関係機関と連携した青少年相談活動、有害環境浄化活動、インターネットを安全・安心に使うための「おぜのかみさま」運動などを推進しています。今後も、多年齢交流、ボランティア活動を通して、青少年の社会参加を促進するとともに、学校、家庭、地域が連携し、次代を担う心豊かな青少年の健全育成を推進することが必要です。児童生徒数の減少に伴い参加者が減少傾向にあり、定量的評価では効果を計り知ることが難しくなっています。
- ◆ 青少年を取り巻く社会環境が変化し、家庭においては基本的な生活習慣や社会性の育成などの家庭教育の充実が求められています。
- ◆ 家庭における子育てや教育を支えることのできる地域コミュニティを充実し、家庭・地域社会・学校・関係行政機関が一体となった青少年の健全育成活動の取組の充実が求められています。

■ 青少年健全育成事業参加者数



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
沼田市教育行政方針	毎年度更新	豊かな心、たくましい意志、高い知性、優れた創造力をもった、心身ともに健康で活力のある人間の育成を目指して、教育行政を推進するための基本方針

● 基本施策

（１）社会参加活動の推進

- ・子どもたちが自然の中での活動やスポーツを行い、たくましさややさしさを身に付けるとともに、多様なボランティア活動により、地域・社会との結び付きについて理解を深めるための事業の推進に努めます。
- ・青少年の参加を進めるため、事業内容の充実に努めるとともに、事業内容の周知を図ります。
- ・青少年が健やかに成長し、社会の一員として、自立した生活を送ることができるよう社会参加及び社会的自立の支援に努めます。

（２）青少年健全育成の推進

- ・家庭、地域社会、学校、青少年育成関係団体及び関係行政機関との緊密な連携を図り、次世代を担う、心豊かな青少年の健全育成に努めます。
- ・青少年健全育成活動の中心となって活動する青少年育成関係団体に必要な支援を行うなど、地域でリーダーとして活躍できる人材の育成を図ります。
- ・子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、安全・安心な活動拠点となる放課後子ども教室の拡充に努めます。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
青少年健全育成行事参加者数（青少年の社会参加活動の推進）	4,500人	4,500人	各種青少年健全育成行事参加者数の合計
青少年健全育成行事参加者数（青少年育成事業の推進）	2,200人	2,200人	各種青少年健全育成行事参加者数の合計



市民体力づくり歩け歩け運動大会

第5節 生涯にわたるスポーツ活動を推進します（スポーツ）

● 現状と課題

- ◆ スポーツに関する意識の向上を図り、気軽にスポーツに取り組めるよう各種スポーツ大会や各種スポーツ教室・講習会などを開催しています。また、小中学校の学校体育施設を活用し、市民の健康保持増進活動を推進しています。市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができるような環境整備が必要です。
- ◆ 社会体育施設の多くが建設から相当の期間が経過し、老朽化が進み、改修が必要となっており、地域や利用者の要望を踏まえ、既存施設の適切な修繕・整備に努めています。多様化する市民ニーズに対応するため、誰もが利用しやすく、安心・安全、快適にスポーツ活動を行う環境整備が必要です。
- ◆ 本市出身の競技者を育成することを目的に、指導者に対する研修会や講習会を開催し、資質の向上に努めています。また、オリンピック・全国大会等に出場した選手等に対し、激励金を支給し、競技スポーツの推進を図っています。本市出身の選手が国内及び海外で活躍できるよう指導体制や選手の育成が必要です。

● 基本施策

（1）スポーツ機会の充実

- ・東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、さらにスポーツ情報の提供・発信の充実に努めるとともに、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことができるよう各種スポーツ大会や各種スポーツ教室・講習会の充実を図ります。

（2）スポーツ施設の整備・充実

- ・市民のだれもが利用しやすい施設の環境整備を図るため、既存施設の適切な修繕・整備を進めます。
- ・（仮称）利南運動広場の整備など、計画的な施設整備を図ります。



市民大運動会

（3）競技スポーツの推進

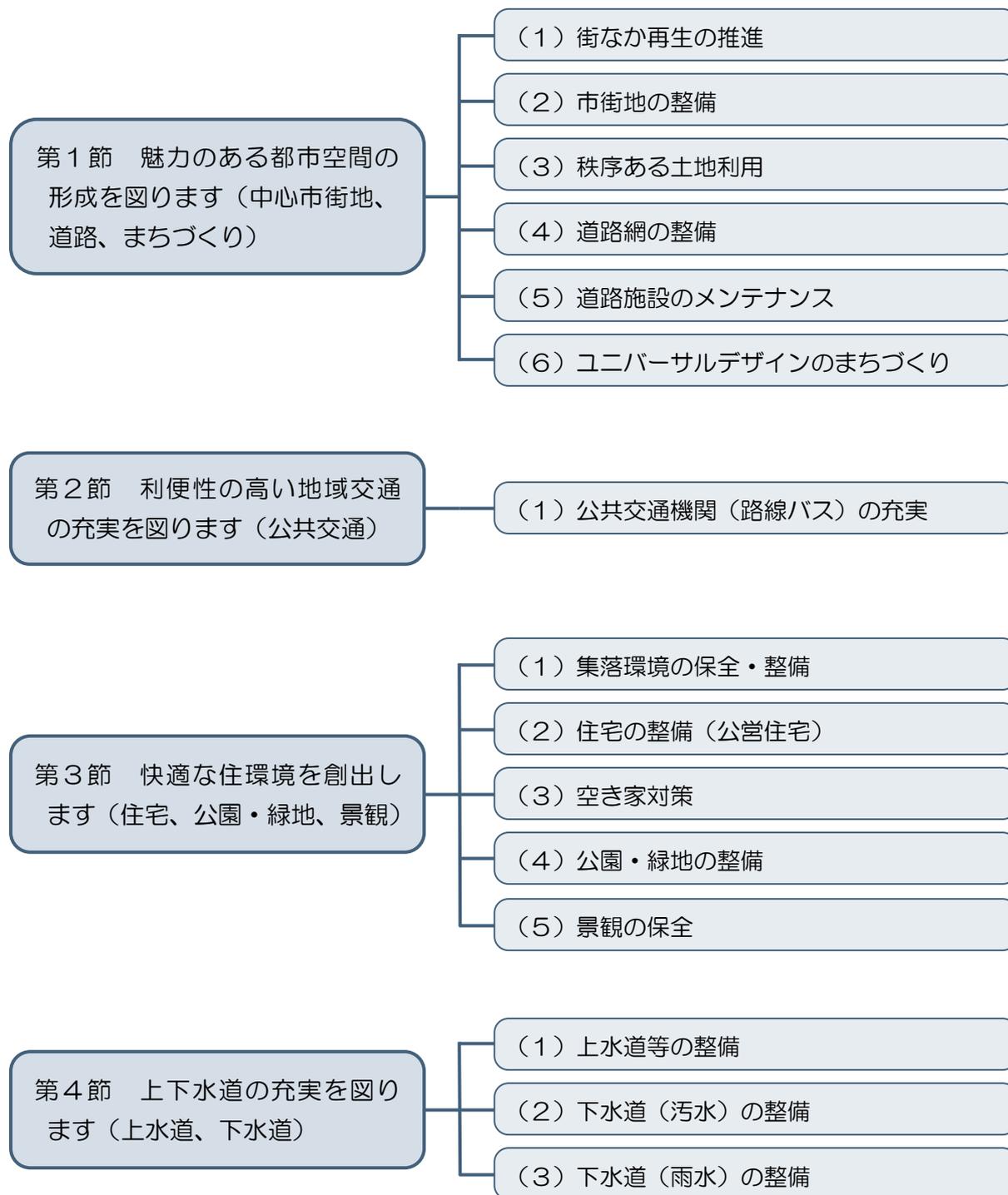
- ・スポーツ関係団体や総合型地域スポーツクラブへの支援を行うとともに、指導者の資質の向上を図るための研修会及び講習会の開催、オリンピック・全国大会等に出場する選手に対する激励金の拡充を図ります。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
学校開放登録件数・利用状況	登録 193件	登録 193件	
	利用 8,011件	利用 8,011件	

第4章 都市基盤（歴史・文化が息づく自然ゆたかなまちづくり）

■体系図

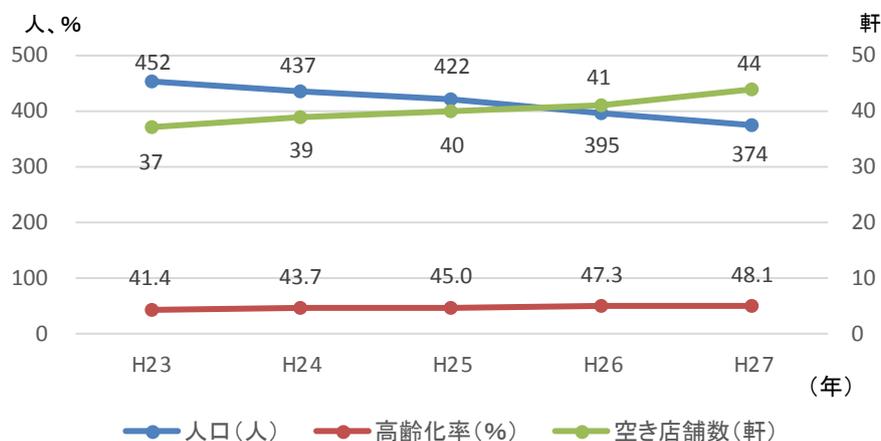


第1節 魅力のある都市空間の形成を図ります（中心市街地、道路、まちづくり）

● 現状と課題

- ◆ 平成10年度から土地区画整理事業を基盤とした街なか再生事業を推進していますが、詳細な実施計画、区画整理事業の合意形成などに時間を要し、その間にも都市の郊外化、商店主の高齢化・後継者不足、区域内人口の減少・高齢化等が進行し、活性化が思うように進んでいない状況です。このような状況の中で、平成26年度にグリーンベル21を市が取得し、市庁舎、市民活動施設及び商業・業務施設として整備することとしました。
- ◆ 土地区画整理事業は、平成17年度から仮換地指定を行い、仮換地先への移転を進めています。現在、仮換地指定率は46.3%となっていますが、建物移転補償に係る事業費が多大であり、また、建物を順番に移転させる必要があることから事業が長期化しており、公共施設整備も思うように進んでいない状況です。
- ◆ 都市の現況の変化、産業等の動向により地域の実情に合わせた新たな用途地域等の指定、変更等、あるべき土地利用の誘導を図っています。無秩序な民間開発事業を防止するため、一定の基準を定めて規制を行い、開発事業の適切な施行と良好な生活環境の確保を図るとともに、用途地域の見直し（追加）及び平成17年2月13日合併により拡大した市域を含め、都市計画区域の再編（拡大）を検討する必要があります。
- ◆ 建築基準法による道路後退が遵守されず狭あい道路が存在しています。建物の延焼防止、避難、緊急車両の進入路確保のために、狭あい道路の拡幅、違反建築物の撲滅が求められています。
- ◆ 本市の幹線道路をはじめとする主要な道路インフラは、高度経済成長期に建設されたものが多くを占めています。これらの施設については、経年変化による劣化や損傷が進行しつつある状況です。このため、安心・安全な道路インフラを将来にわたり継続的に提供していくための道路インフラの老朽化対策が重要課題となっています。
- ◆ 都市計画道路3・3・1環状線外1線（延長1,320m）を事業実施中ですが、用地交渉の難航のほか、市財政の悪化、国補助金の削減等により事業が長期化しています。
- ◆ 既存の公共施設においては、障害のある人や高齢者をはじめとする全ての人に配慮した施設であるとは言えない状況であり、人にやさしい環境を整備する必要があります。

■ 中心市街地の状況（上之町・中町・下之町）



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
沼田市中心市街地活性化基本計画	H10～H36	中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、地域の振興及び秩序ある整備を図り、市民生活の向上及び市民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
中心市街地地区土地区画整理事業	H10～H36	円滑な交通処理、宅地の利用増進を図るべく、国道 120 号を中心とした公共施設の整備改善と土地の有効利用、商業、居住等の都市機能の充実、再生を図ることにより、「沼田市の顔」にふさわしい姿に再構築することを目的とする。
沼田都市計画マスタープラン策定事業	H 29～H33	平成 27 年に改訂された群馬県都市計画区域マスタープランとの整合性を図るため、また人口減少と超高齢化が同時に進行するなどの社会情勢の変化に合わせるため、平成 21 年度に策定した沼田都市計画マスタープランの改訂を行う。
都市計画道路 3・3・1 環状線事業	H10～H31	都市活動における機動性の確保と市街地の交通渋滞の緩和や災害時の避難路として、また都市基盤整備と沿線の土地利用における有効活用の促進を目的とする。
都市計画区域等見直し事業	H29～H 33	都市の現況の変化、産業等の動向による地域の実情に合わせるため、また沼田都市計画マスタープラン等上位計画との整合性を図るため、都市計画区域等の見直しを行う。
沼田市狭あい道路整備事業	H20～	狭あい道路を拡幅整備することで、安全で良好な住環境の向上を図り、住み良いまちづくりに寄与する。
道路施設の点検・メンテナンス	H25～	改正道路法に基づく道路施設点検を継続的に行い、長寿命化修繕計画に基づく修繕・補修を実施する。
グリーンベル 2 1 活用基本構想	H27～H31	グリーンベル 2 1（テラス沼田）を市民共有の財産として有効活用を図り、複合施設として再生するため、市庁舎をはじめ、公共施設等を集約するとともに、多様な世代や様々な活動を支援する市民活動施設の整備、商業など民間サービスを提供する場として活用する。

● 基本施策

（１）街なか再生の推進

- ・街なか再生のため、活性化事業推進関連補助、土地区画整理事業特別制度融資などの事業を推進します。
- ・にぎわいの核整備事業や空き店舗活用事業などを推進します。
- ・商業施設として整備されたグリーンベル 2 1 を複合施設（テラス沼田）として再生し、市民サービスの向上とにぎわいの創出に努めます。

（２）市街地の整備

- ・中心市街地土地区画整理事業により市街地の整備を推進します。

(3) 秩序ある土地利用

- ・秩序ある土地利用のため、沼田都市計画マスタープランを見直し、その推進を図ります。
- ・都市計画区域等見直しのため、基礎調査を行うとともに、見直し事業を実施します。

(4) 道路網の整備

- ・市街地と市内各地域を結ぶ道路網の整備を進め、円滑な交通を確保します。
- ・市民生活に最も身近な生活道路について、地域の実情に配慮しながら、危険箇所の解消を図るとともに、通学路などにおける歩道整備や街路灯の設置による、安全で快適な生活道路の整備を推進します。
- ・建築基準法第42条第2項道路の後退用地やすみ切り用地の寄付を受け、狭あい道路の拡幅を促進します。
- ・道路台帳、占用物件、法定外公共物、境界確定等のデジタル化により道路管理情報の一元化を進めます。
- ・都市を支える道路ネットワークを形成し交通連絡性の強化を図ります。

(5) 道路施設のメンテナンス

- ・道路施設の損傷や老朽化の現状を把握するため、法令に基づく道路施設の定期点検（橋梁、トンネル等）を継続的に実施するとともに、長寿命化修繕計画（橋梁、トンネル等）を策定し、持続的なメンテナンスサイクルを構築し、計画的な修繕や補修工事を進めることによって、道路施設の長期的な安全性、健全性の維持・確保に努めます。

(6) ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・既存施設の改修の際は、可能な限り高齢者、障害のある人等の移動等円滑化基準に適合させ、バリアフリー化の実現に努めます。また、新たな施設の建設の際はユニバーサルデザインによる施設整備を進めます。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
整備計画道路の整備率	9.3%	30.6%	整備済み道路延長÷整備計画道路延長
3・3・1環状線供用率	61.8%	67.2%	供用済延長/7,680m
都市計画マスタープラン	2,252ha	2,252ha	
都市計画区域等見直し	2,252ha	2,252ha	
狭あい道路の拡幅長さ	2,897m	5,000m	拡幅長さ/目標拡幅長さ 拡幅長さは道路の片側が拡幅されたもの
道路施設定期点検数、補修箇所数	【点検】 橋梁：77橋済/313橋 トリソ：1坑/5坑 【補修】 橋梁：2橋/313橋 トリソ：0坑/5坑	【点検】 橋梁：313橋/313橋 トリソ：5坑/5坑 【補修】 橋梁：10橋/313橋 トリソ：5坑/5坑 シェッド：1基/1基	

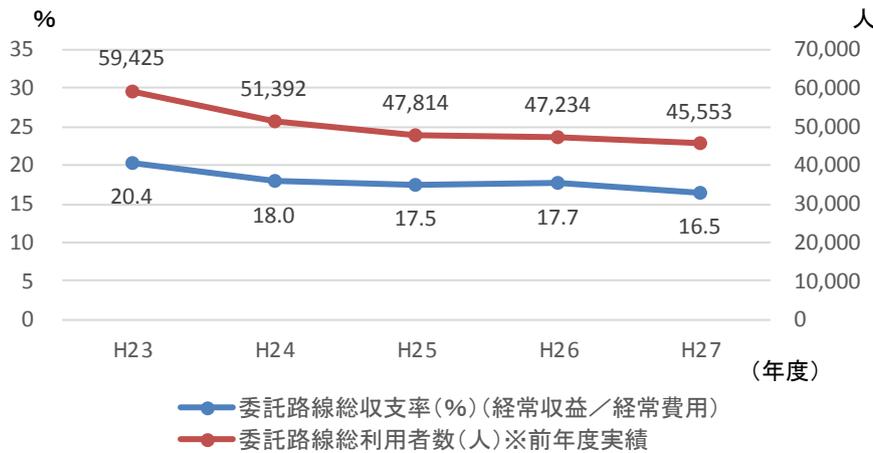
第2節 利便性の高い地域交通の充実を図ります（公共交通）

● 現状と課題

◆ 路線バスの効率的な運行について検討しています。

路線バス10路線を委託運行しており、国や県の補助、過疎対策事業債などを活用し、運行事業費の縮減を図っています。また、高速バスアップル号や川場循環線、昭和循環線に対し運行費の一部を負担するなど公共交通の充実を図っています。バス利用者の減少は今後も続くと思われませんが、高齢者をはじめとする交通弱者にとって路線バスは欠かせない公共交通機関であり、これら交通弱者への対策を踏まえながら、中長期的な視野に立ち、路線バスの維持に努める必要があります。

■ 路線バスの委託運行状況



● 基本施策

(1) 公共交通機関（路線バス）の充実

- ・ 高齢社会への対応を踏まえ、公共交通サービスの充実に向けて、バス路線の維持に努めます。
- ・ 利根沼田を生活圏として捉え、近隣町村と連携し広域路線の維持に努めます。
- ・ 前橋と沼田を結ぶ広域生活路線である高速バスアップル号の運行を支援します。
- ・ 路線バス利用者の利便の増進や本市の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会の設置を検討するとともに、都市計画とも連携しつつ、市民が利用しやすく持続可能な公共交通について総合的に検討します。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
委託路線収支率	16.5%	18.0%	収支率（經常収益/經常費用）
バス委託路線利用者数	45,553 人	50,000 人	
利用者一人当たりの経費	1,215 円	1,100 円	利用者一人当たりの経費（委託路線運行事業費/利用者数）

第3節 快適な住環境を創出します（住宅、公園・緑地、景観）

● 現状と課題

- ◆ 農村集落などの集落地域では、良好な景観を有しているものの生活環境面での整備が遅れている地域もあります。計画的な施策展開を図り、住民参加により集落地域を活性化していくことが求められています。
- ◆ 市営住宅全ての団地において老朽化が進み、最後に建築した団地においても既に約20年が経過しています。このうち特に老朽化した7団地については、すでに募集を停止しています。今後ますます老朽化が進み修繕や建替え等が必要な団地が増え、早急な対応が必要となっていますが、居住者の移転問題や建替え等には、多大な経費が見込まれます。
- ◆ 人口減少や所有者の高齢化等に伴い、空き家が増えつつあります。市街地においては、特に老朽化した空き家が危険な状態となっており、対策が必要となっています。
- ◆ 都市公園16公園、その他公園12か所、総面積29.8haの維持管理を行っています。整備の状況は、緑の基本計画の目標である都市計画区域内市民1人当たり公園面積10.06㎡/人に対し、7.8㎡/人ととどまっています。目標である1人当たり公園面積には達していませんが、既存公園も老朽化が進んでおり、将来的に維持管理、施設の更新に多大の経費が見込まれることから、新規公園整備は、維持管理を含めた検討が必要です。また、市民の憩いと安らぎの場として老朽化対策やバリアフリー化を計画的に実施する必要があります。
- ◆ 沼田公園の整備については、歴史的要素をふまえた総合公園として文化財施設や観光資源の活用を視野に入れた検討が必要です。
- ◆ 白沢村及び利根村との合併により、全市的な景観計画の策定をはじめ、景観形成に向けた検討を行うとともに、県の「はばたけ群馬 県土整備プラン」において、県内35市町村すべてを景観行政団体とするとしていることから、景観法による景観行政団体や景観条例等の制定について引き続き検討する必要があります。
- ◆ 市内の景観美化を図るとともに市民の自助・共助の意識を高めるため、花いっぱい運動を推進し、花苗の配布、実践団体の支援を行っています。市街地においては、植栽可能な公有地が限られており、植栽場所の拡大が難しくなっています。一方、類似事業を庁内複数課で実施しているため、市として統一的な取組としていく必要があります。

また、住宅の生け垣設置や地域住民による道路沿線等の花壇整備の活動に対し補助金を交付し、都市緑化の推進に対する支援を行っていますが、活動団体の固定化が進んでおり、その拡充が課題となっています。



沼田公園

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
沼田市住宅マスタープラン	H22～H31	近年の急速な少子高齢化の進展、生活様式の多様化その他社会経済情勢の変化に適切に対応しつつ、住生活の安定の確保及び向上や促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。
沼田市市営住宅長寿命化計画	H22～H31	安全で快適な住宅を長期にわたって安定的に確保するため、修繕、改善、建替えなどの方法を定め、長期的な維持管理を実現する。また、修繕・改善の計画を定め長寿命化によるコストの削減と事業量の平準化等を図る。
緑の基本計画	H13～H30	豊かな森林と歴史が物語る緑の文化を育むまちづくりを進める。
沼田市景観計画	H29～H33	現にある恵まれた自然環境などを活かした景観を保全し、新たな景観を創出するなど、良好な景観形成を図る。
空き家等対策計画	H29～H38	空き家対策について総合的かつ計画的に実施していく。

● 基本施策

（１）集落環境の保全・整備

- ・農村集落などの地域が自立していくために、持てる資源（森林・観光・農地など）を活用したハード面・ソフト面の支援を推進します。

（２）住宅の整備（公営住宅）

- ・老朽化した市営住宅の解体を進めることにより、団地統合や用途廃止を行い、建替えを実施し適切な管理を推進します。

（３）空き家対策

- ・関係部署と連携し、空き家対策を進めます。

（４）公園・緑地の整備

- ・公園・緑地の整備、施設の更新を行い、快適な住環境を創出します。
- ・沼田城遺跡発掘調査に基づき、沼田公園を歴史的要素をふまえた総合公園として整備します。

（５）景観の保全

- ・美しい景観の形成のため、市民緑化の推進と花いっぱい運動の推進を図ります。
- ・日本有数の河岸段丘をはじめ、豊かな自然や歴史的な景観の保全を推進します。
- ・景観法による景観行政団体や景観条例等の制定について検討します。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
市営住宅管理戸数	400 戸	383 戸	
市民 1 人当たり公園面積	7.8 m ²	8.3 m ²	都市公園面積÷都市計画区域内人口

第4節 上下水道の充実を図ります（上水道、下水道）

● 現状と課題

◆ 本市の上水道は、大正14年に給水を開始し、順次拡張事業を行い現在に至っています。また、上水道区域外においても簡易水道等を整備し水道水の安定供給に努めています。上水道・簡易水道事業とともに経年による施設老朽化対策が急務であり、水需要に合わせた計画的な整備を必要としています。

また、簡易水道の上水道への統合を図り効率的な経営体制の確立が必要です。

水源確保については、現状及び将来の水需要をふまえた安定した水源を確保する必要があります。

施設の維持管理については、上水道区域の浄水施設は稼働後30年以上経過しており、計画的な施設改修が必要です。また、上水道、簡易水道共に老朽管等が埋設されている場所があり、耐震管へ布設替えることが急務となっています。

経営の安定化や水道水の安定供給を行うため、施設の改修・更新や漏水調査の実施等により有収率の向上を図る必要があります。

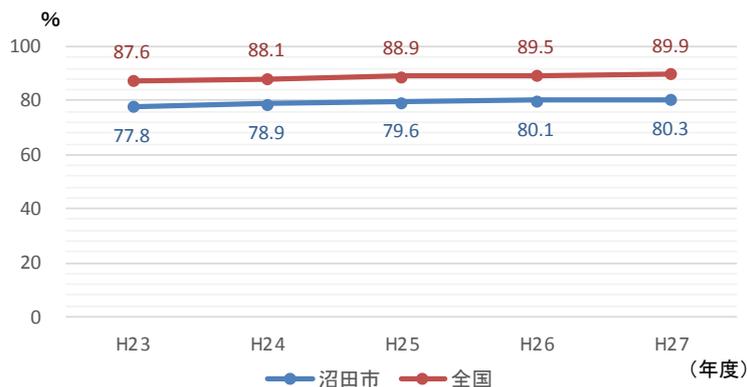
平成29年度から県営水利施設事業（沼田平地区）が開始となり、導水施設の長寿命化が図られ上水道経営基盤の強化が期待されています。また、給水人口の減少や施設改修費等経営面の向上が見込めない中、簡易水道を統合し経営の安定化等を図る必要がありますが、各簡易水道の歴史的経過や地域特性など課題が多く進捗が困難な状況です。

◆ 本市の流域関連公共下水道は、昭和53年に当初の事業認可を受けて事業を着手し、現在、事業計画区域を汚水826ha、雨水657haとして事業を進めています。また、白沢町・利根町においては、特定環境保全公共下水道による整備を平成12年度及び13年度から実施しています。このほか、農業集落排水事業として奈良・秋塚・上久屋（旧沼田）、平出・尾合（白沢町）、輪組・輪久原・中倉・多那二本松（利根町）の各地区の整備を実施しており、また、これら以外の区域においても、補助金交付による合併処理浄化槽の設置促進を図っています。平成27年度末における各地区の整備状況は、白沢町・利根町の特定環境保全公共下水道事業及び各地区農業集落排水事業は概ね整備完了となっていますが、流域関連公共下水道においては、全体計画1,152haに対し、汚水管整備率は約58%と進捗が遅れており、下水道未普及地区の早期整備が課題です。また、各地区の既存施設は、建設から相当年が経過していることから、これら施設の老朽化対策が課題となっており、施設の長寿命化及び維持修繕費の平準化に向けた修繕計画の確立と、計画的な維持修繕の実施が必要です。一方、雨水整備については、全体計画26排水区のうち、これまでに片品川第一排水区、滝坂川第五排水区等の幹線整備、沼田南部地区の幹線整備を実施しています。しかし、近年では局地的な短時間強雨が多く発生しているため、浸水被害対策が課題であり、財政状況等を考慮した計画的な雨水管渠整備が必要です。

■ 上水道事業計画



■ 沼田市汚水処理人口普及率



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
簡易水道事業認可（三峯簡易水道外市営簡易水道）	S42～	三峯簡易水道事業外市営簡易水道2 1 簡易水道事業における認可であり、水道事業を創設、またはその基礎的な条件を変更する際、適切に水道事業の運営を行うためのものであり水道法第7条の規定による。
浄水施設改修更新事業計画	H15～	沼田市上水道における浄水施設の改修更新計画であり、将来の更新回数を抑制するため、安全性を確保した上で、施設の特性を踏まえた長寿命化更新計画
沼田市水道事業経営変更認可（第五期拡張事業）	S53～	沼田市水道事業（第五期拡張事業）に伴う変更認可申請。市民生活の向上や産業基盤の変遷に伴う拡張事業によるもので、適切に水道事業の運営を行うためのものであり水道法第7条の規定による。
沼田市水質検査計画	毎年度更新	水道事業者は、水質検査計画を策定することが求められおり採水の場所、検査の回数等について明示する必要がある。水源やその周辺の状況等を勘案し、どのように水質検査を実施するかについての計画を策定している。
利根川上流流域下水道（奥利根処理区）関連沼田市公共下水道事業計画、沼田市特定環境保全公共下水道（白沢処理区）事業計画、沼田市特定環境保全公共下水道（利根処理区）事業計画、地域再生計画、群馬県利根川流域別下水道整備総合計画、群馬県汚水処理計画	S53～H32	公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質保全を図る。
利根川上流流域下水道（奥利根処理区）関連沼田市公共下水道事業計画（雨水）	S53～H32	家屋への浸水被害を無くし、市民の安心・安全の確保と生命財産を守る。

● **基本施策**

(1) **上水道等の整備**

- 上水道区域や簡易水道区域については、浄水施設整備事業、老朽管布設替事業、送配水施設整備事業を実施します。
- 三峯簡易水道、簡易水道、利根北部や南部簡易水道の水源確保のため、水源調査、水源整備工事、周辺整備工事を行います。
- 統合整備事業を行い、簡易水道の上水道事業への統合を進めます。
- 安全な水の確保と供給事業のため、県営水利施設事業（沼田平地区）により、導水施設の整備を実施します。
- 漏水調査事業として漏水調査業務・漏水修繕を行うとともに、水道台帳整備事業として管路台帳・浄水施設台帳整備を行います。

(2) **下水道（汚水）の整備**

- 公共下水道について、未整備地区の公共下水道整備を推進します。
- 公共下水道、農業集落排水の整備対象区域外については、合併処理浄化槽設置の際、申請により補助金を交付します。
- 整備済みの公共下水道及び農業集落排水の管渠、処理場、ポンプ場等施設の適切な維持管理に努めます。

(3) **下水道（雨水）の整備**

- 雨水排水施設については、浸水被害の多い区域を優先した雨水管渠等の整備を推進します。
- 整備済み施設の適切な維持管理に努めます。

● **指標**

指標名	現状値	目標値	解説
水道施設整備事業進捗率	15%	50%	当該年度までの事業費／計画事業費
経営安定に伴う整備事業進捗率	5%	50%	当該年度までの事業費／計画事業費
汚水処理人口普及率	80.1%	87%	汚水処理施設整備人口／沼田市総人口
事業計画幹線整備率（雨水）	26.8%	29%	整備済延長 3,559m／全体計画延長 13,300m（認可区域幹線）

第5章 地域経済（ブランド力と交流による元気創生のまちづくり）

■ 体系図



第1節 地域資源を活かした農林水産業を振興します（農業、林業、水産業）

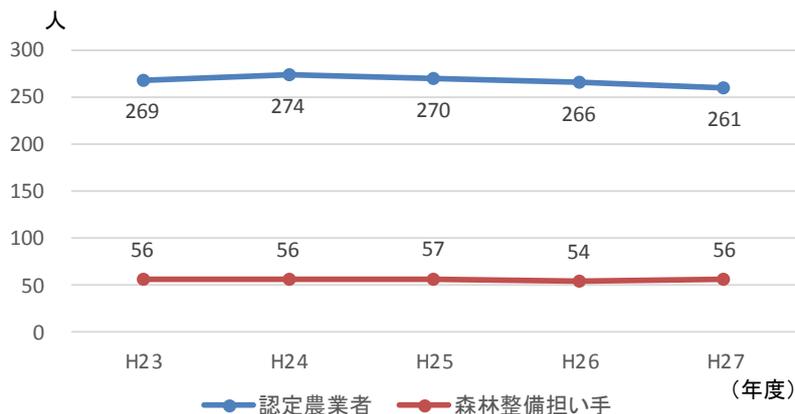
● 現状と課題

- ◆ 本市の農業は、中山間地を中心に標高差や夏季冷涼な気象条件を活かしたレタス、ほうれんそう、トマト、えだまめ等の夏秋野菜や酪農、肉用牛、こんにゃく等の大規模経営が行われています。また、関越自動車道や上越新幹線等の利便性の高い交通網が整備され、豊かな自然環境や観光資源に恵まれていることから、りんご、ぶどう、さくらんぼ等の観光果樹園が多く営まれ、良食味米のブランド化や首都圏への野菜の供給基地となっています。近年は、農業従事者の減少、高齢化による担い手不足、中山間地域を中心とした農地の耕作放棄地化や野生鳥獣による農作物被害対策が深刻な課題となっています。
- ◆ 本市では、昼夜の温度差が大きい中山間地域特有の気象条件を活かした、高品質な農産物が生産されています。平成26年には沼田市農産物ブランド化及び6次産業化推進協議会を設立するとともに、平成27年にはぬまたブランド農産物認証制度を策定・認定を行ない、農産物の高付加価値化による農業者の所得向上、雇用の創出による地域経済の活性化を図っています。6次産業化参入のための周知や支援、マーケティング戦略に基づく、商品開発と販路開拓・拡大支援、地域資源や財産を活用した新たな商品（サービス）の開発支援等を推進するための体制整備が求められています。
- ◆ 本市は、自然豊かな森林が総面積の79%を占めています。私有林面積は9,512haで、そのうちスギを主体とした人工林の面積は4,727haであり、人工林率50%で県平均とほぼ同じです。戦後の造林施策によって植えられたスギ・マツですが、間伐遅れの林分も多く見られます。森林整備としては、低コストな利用間伐を実施するための路網等の基盤整備に努め、間伐による素材生産に取り組んでいます。また、森林の持つ多面的な機能を持続するために、荒廃した山林等の整備や森林ボランティアによる森林整備に取り組むことにより保全を図っています。今後は、林業の担い手不足、木材価格が低迷する中、自然の地形を活かしつつ森林施業の集約化を推進し、計画的な路網整備と搬出間伐を実施することにより、持続的な林業経営を確立するとともに、林産物振興としては地元産材の安定した供給体制が必要です。
- ◆ 漁業は利根川とその支流における内水面漁業が行われています。水産資源の適正維持を図りながら、観光、レクリエーション機能を活かした内水面漁業の振興が必要です。



りんご（ぐんま名月）

■ 認定農業者・森林整備担い手数の推移



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
群馬県農業振興プラン	H28～H31	本県農業が、魅力ある産業として成長し、農村の活力を取り戻していくための施策の展開方向を示す計画
群馬県森林・林業基本計画	H23～H32	充実した森林資源と地理的優位性を活かして林業の再生を図り「林業県ぐんま」への飛躍を目指し、森林・林業の再生および森林を支える仕組みを構築するための計画

● 基本施策

（１）農業経営・生産基盤の整備

- ・地域特性を活かしたおいしいブランド米の安定生産と販売強化を図るとともに、競争力の高い信頼される野菜産地の育成に努めます。
- ・都市農村交流による地域農業の活性化とともに、意欲ある農業者への農地の利用集積と日本型直接支払や保全対策事業による耕作放棄地発生抑制、侵入防止柵等の設置や有害捕獲の強化などによる野生鳥獣被害対策を実施し農業生産基盤の保全整備を推進します。
- ・青年層の新規就農を支援するとともに、人材の育成・確保や次世代への経営継承等を促進します。

（２）6次産業化の推進と販路開拓・拡大支援

- ・6次産業化商品の発掘・開発を推進するとともに、6次産業事業化への支援を強化します。また、6次産業化商品の周知・販路開拓・拡大支援を実施します。
- ・ブランド認証を推進するとともに、ブランド農産物の周知・販路開拓・拡大支援を実施します。

（３）林業の振興

- ・持続経営可能な森林の保全整備を図るとともに、安定した素材生産体制の整備・強化に努めます。
- ・新しい時代の担い手の確保と育成を強化するとともに、地元産材の需要拡大、森林施業の効率化、特用林産物の生産振興を図ります。
- ・森林の公益機能の増進に努めます。

（４）水産業の振興

- ・減少が懸念される魚種を含めた水産資源の適性維持を図るとともに、漁場の活性化を推進し、内水面漁業の振興を図ります。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
認定農業者数	261人	270人	
ブランド農産物認証数	28件	60件	
森林整備担い手数	56人	60人	

第2節 商工業の振興と雇用の安定を図ります（商業、工業、労働）

● 現状と課題

- ◆ 創業・第二創業等を目指す人を対象に、商工会議所、中小企業診断士、金融機関などの協力機関と連携し、具体的成功事例や事業活動におけるリスク、会社経営のノウハウ等を習得するための「ぬまた起業塾」の運営を行っています。市内での新たな起業家を創出するため、創業支援策の展開を図る必要があります。
- ◆ 商工会議所、商工会等と連携した経営診断、経営指導及び経営者等の育成・支援や制度融資の拡充などに取り組み、中小企業の近代化・合理化による経営基盤の強化に努めています。目まぐるしく変化する世界経済情勢に対応するため、国・県や関係団体と連携し、支援体制の充実を図る必要があります。
- ◆ 商店街振興組合等の活動やイベントへの支援、中小小売業の組織化・共同化に取り組み、個店・商店街の活性化を図っています。郊外型大型店の進出による商店街の衰退や後継者不足、高速交通網の発達による消費者の市外への流出、人口減少による地方消費の落ち込みなどに対処する必要があります。
- ◆ 沼田固有の伝統工芸などの保存・育成への支援、生産設備の近代化、経営の合理化促進のための融資制度の充実、中小企業に対する新製品・新技術の開発支援等に取り組み、工業等の振興を図っています。伝統工芸や新たな分野にチャレンジする企業を引き続き支援・育成するとともに、工業等における技能者、技術者の育成が求められています。
- ◆ 横塚・生品農工地区での地下水調査や道路改良に係る設計等を実施するとともに、企業動向を調査・把握するための企業訪問や県等と連携した企業誘致活動の実施、企業誘致推進に係る優遇制度の充実を図っています。企業誘致のため、立地環境の整備に係る諸問題の解決が求められています。
 少子高齢化のほか、若年層の市外流出、団塊の世代の大量退職などにより、労働者が減少しており、地域経済の縮小が懸念されます。魅力ある雇用の場を確保するとともに、多様な働き方について調査・研究を行い、就労の機会を増やす必要があります。
- ◆ 勤労者ソフトボール・卓球大会、美術展を開催するとともに、勤労者を対象とした各種講座・教室などの開催、中小企業退職金共済制度加入促進補助金の交付、勤労者生活資金などの融資等に取り組んでいます。勤労者の福利厚生を充実させるため、労働環境等の整備を進める必要があります。
- ◆ 雇用情報の提供や新卒者、女性などへの就業支援、新規学卒者研修等の開催、優良従業員・優良技能者の表彰、建設業等における技術者育成支援、就業支援相談の開催などに取り組んでいます。雇用の安定を図るため、地域社会への若者の定着や、女性の就労率の向上、労働者として高齢者が就労することなどを促進する必要があります。

■ 地域経済に係る指標の推移

	起業数：創業・第二創業等 (件)	地域企業等への就職人数 (人)	地域企業等への新規学校卒業就職者数 (人)	商工会議所、商工会による経営指導等 (件)	一般小売業の年間商品販売額 (億円)	木材の年間製造品出荷額 (億円)	企業訪問件数 (件)
平成 23 年	—	—	—	—	—	286	176
平成 24 年	—	—	—	—	544	335	122
平成 25 年	—	—	—	—	—	371	144
平成 26 年	—	1,698	101	2,354	560	329	158
平成 27 年	—	1,587	110	2,002	—	—	130

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
沼田市創業支援事業計画	H27～H31	産業競争力強化法による国の認定を受け、民間活力を高めるため、関連機関と連携し、創業者等を支援することで、地域の活性化を目指す。
産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（群馬県地域）	H27～H29	地域の強み・特性を踏まえた個性ある産業集積・企業立地促進策を実施するため、県と市町村で基本計画を協同策定し、国から同意を受けたもの。事業者は、県から「企業立地計画」・「事業高度化計画」の承認を受けた市町村に対し、日本政策金融公庫の低利融資、課税の特例等の優遇措置を講ずる。
地域再生計画（群馬県地域 地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト）	H28～H31	安定した良質な雇用の創出を通じて地方に新たな人の流れを生み出すことを目指し、地方活力向上地域において本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について県の認定を受けた事業者に対し、債務の保証、課税の特例等の優遇措置を講ずる。
遊休公共施設を活用した職工技能者の育成による地域再生プロジェクト	H27～H31	地域再生推進法人が、遊休公共施設を活用し建設業における職業訓練校を開校することにより、技能者を育成し、若者の市内企業への定着を図るとともに、若者や女性の就業支援や子ども・子育て支援等より、人口減少の抑制を図る。

● 基本施策

（１）起業・創業の促進

- ・ぬまた起業塾を開催するとともに、国の認定を受けた沼田市創業支援計画に基づき、創業環境の整備を進めます。

（２）経営基盤の強化

- ・経営基盤の強化のため、制度融資の拡充に努めるとともに、商工会議所、東部商工会等と連携した経営診断や経営指導を推進します。
- ・各種関係機関と連携した経営者などの育成・支援を行います。

（３）個店・商店街の活性化

- ・商店街振興組合等の活動やイベントへの支援を行うとともに、中小小売業の組織化・共同化を促進します。

（４）地場産業の振興

- ・沼田固有の伝統工芸などの維持保存を支援するとともにその育成を図ります。
- ・生産設備の近代化、経営の合理化促進のための融資制度を充実するとともに、中小企業に対する新製品・新技術の開発支援を行います。

(5) 企業誘致の推進

- ・企業立地への優遇制度を活用した、優良企業等の企業誘致活動を推進するとともに、横塚・生品農工地区内の基盤整備を図ります。

(6) 労働環境の整備

- ・勤労者ソフトボール・卓球大会、美術展を開催するとともに、勤労者を対象とした各種講座・教室などを開催します。
- ・中小企業退職金共済制度加入促進補助金の交付のほか、勤労者生活資金などの融資制度の充実、子ども・子育て環境整備への支援を行います。

(7) 雇用の安定

- ・雇用情報を提供するとともに、新卒者、女性などへの就業支援に努めます。
- ・新規学卒者研修等の開催、優良従業員・優良技能者の表彰、建設業等における技術者育成支援など、就業者の雇用の安定を図ります。
- ・就業支援相談を開催します。

● 指標

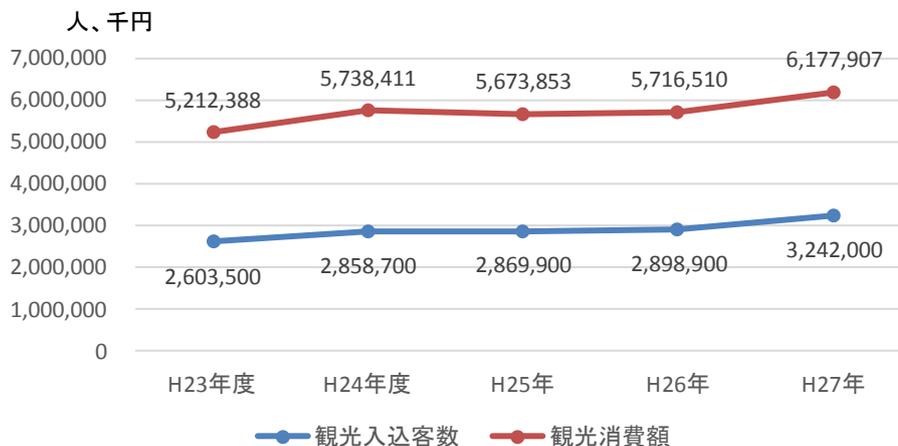
指標名	現状値	目標値	解説
市内での起業者数	0人(社)	25人(社)	平成28年度からの累計実数
地域企業等への新規学校卒業就職者数	157人	180人	沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標1「安定した雇用を創設する」施策1-3 人材育成・雇用マッチングの推進①地域企業での新卒・若年層の雇用マッチングのKPI数値目標
商工会議所、商工会による経営指導等	2,354件	2,500件	沼田商工会議所、沼田市東部商工会の総会資料による経営相談等件数
一般小売業の年間商品販売額	544億円	550億円	統計データによる。 現状値は平成24年数値、平成32年度予測値は平成29年数値
木材の年間製造品出荷額	371億円	380億円	統計データによる。 現状値は平成25年数値、平成32年度予測値は平成31年数値
企業訪問件数	150件	150件	訪問件数データ
地域企業等への就職者数	1,728人	1,800人	沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標1「安定した雇用を創設する」施策1-1 地域産業の競争力の強化①シティブロモーション事業としての地域産業の魅力発信のKPI数値目標

第3節 魅力ある資源を活かし観光を振興します（観光）

● 現状と課題

- ◆ 観光資源を発掘・活用し、観光ルートの形成や広域連携事業を実施しています。また、豊かな自然や歴史資源の活用、旬の食材や本市ならではの料理を活かした食の観光の推進など、新たな観光魅力の創出を図っています。
- ◆ 本市の観光情報を発信・PRするために、観光キャンペーンの実施、ホームページやSNSによる情報発信、マスメディアを通じた情報提供並びに広報宣伝活動、またそのための情報収集活動に取り組むとともに、今後、増加が予想される訪日外国人旅行者の誘客に関わる観光宣伝事業も行っています。引き続き、効果的な広報宣伝活動、情報の収集及び発信を推進するとともに、外国人観光客も含め、旅行者のニーズに合わせた誘客プロモーション活動が必要です。
- ◆ 観光案内標識の整備など観光受入れ体制の充実に取り組んでいます。本市が管理する玉原高原、道の駅・白沢やしあくなげの湯などの観光諸施設の整備、沼田市観光案内所の管理運営をはじめとする観光協会との連携・支援事業を行っていますが、それら観光諸施設の老朽化が進んでおり、計画的な修繕及び効果的な整備が必要です。また、本市の観光施策の方向性を統一し、より効果的なものにするため、沼田市観光協会と利根町観光協会の統合も視野に入れた連携・協議が必要です。
- ◆ 観光ニーズの多様化、少子高齢化など、社会情勢の変化に合わせた計画性のある観光振興活動に加えて、観光魅力の創出や観光関連産業の振興のため、産学官の連携による取組の強化が必要です。

■ 観光客数・消費額の推移



資料：群馬県観光客数・消費額調査（推計）結果（平成25年からは暦年）

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣旨
沼田市観光基本計画	H29～	総合計画の観光部門プランとしての位置づけ。

● **基本施策**

(1) **観光資源の発掘・活用**

- ・自然や歴史、産業観光などの各資源の発掘と観光ルートの形成、また、広域連携事業の実施など、観光魅力づくりを推進します。
- ・新たな観光魅力の創出のため、本市ならではの観光体験を活用した事業を実施します。

(2) **観光情報の発信**

- ・観光情報発信を充実させるため、パンフレットなどの各種媒体の作成、報道機関を活用した広報宣伝活動や各種観光キャンペーンの展開を推進します。
- ・外国語対応のパンフレット作成や案内表示の整備など、訪日外国人の誘致と受入れ体制の整備を目指します。

(3) **観光環境と観光振興体制の整備**

- ・観光案内標識の整備など、観光受入れ環境の整備を推進します。また、玉原高原内諸施設の整備、道の駅・白沢の管理運営、利根町諸施設の管理運営など、観光施設の整備・充実を図ります。
- ・観光関連産業の振興を促進し、産学官の連携による観光振興の取組を強化します。また、沼田市観光案内所の管理運営をはじめとする観光協会の活動支援、連携の充実を図ります。

● **指標**

指標名	現状値	目標値	解説
観光客入込数	2,898,900 人	3,188,790 人	平成 32 年度 10%増 ※まち・ひと・しごと創生総合 戦略KPIより



観光案内所

第4節 都市間交流を進め、移住・二地域居住を促進します（都市間交流、移住、二地域居住）

● 現状と課題

- ◆ 本市においても人口減少が進み、地域経済の衰退のみならず地域コミュニティの希薄化が懸念されています。これは、日本の高度経済成長を支えた東京一極集中のシステムによるものであり、その一方で地方が疲弊するという弊害が表面化してきたものです。このため、国においては地方創生により、地方の人口減少に歯止めをかける取組が進められており、本市においても人口の減少対策を強化していく必要があります。
- ◆ 都市間交流は、経済的、社会的、文化的な面において大きな効果をもたらすものです。本市においても交流都市との間で環境や防災に関する各種協定を締結するとともにイベント出展や体験学習等の受入を実施しています。本市の認知度を高め、農産物や特産品の販路拡大と観光PRを更に推進することに加え、都市、地方双方が補う関係を構築するための活動が必要です。
- ◆ 移住に興味を示す都市住民が増えていることから、緑豊かな自然の中で農業を始めとした各種体験ができる田舎体験ツアーや移住促進トライアルハウスの活用など、本市の魅力を首都圏に向け発信していく必要があります。
- ◆ 全国的にもその増加が問題となっている「空き家」は、本市においても同様であり、農村部のみならず市街地や郊外においても増加傾向にあります。都市部への人口流出や高齢化が進行し、「空き家」は今後も増え続けることが予想されることから、市内各セクションと連携した空き家情報のデータ化とその活用方法の検討が課題です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略	H27~H31	人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指す計画



田舎体験ツアー（田んぼ編）

● **基本施策**

(1) **都市間交流の推進**

- ・首都圏に向けて情報発信を適宜・積極的に行います。
- ・環境協定や防災協定などの各種協定を締結した自治体をはじめ、歴史的繋がりのある自治体や観光協会などが友好協定を締結した自治体など、本市ゆかりの自治体との交流を促進します。

(2) **移住・二地域居住の推進**

- ・NHK大河ドラマ「真田丸」により本市の認知度は高まっており、本市の生活都市としての魅力を積極的に発信し、移住に興味を持つ人へ本市の存在をアピールします。
- ・転入促進のための受入れ窓口を設置し、情報交換や各種調整の支援などができる体制を構築することにより移住相談機能の強化を図ります。
- ・移住者がその地域にスムーズに溶け込むための手助けや諸処の問題を一元的に相談できる人員を配置し、ソフト面での受け入れ体制の充実を図ります。

● **指標**

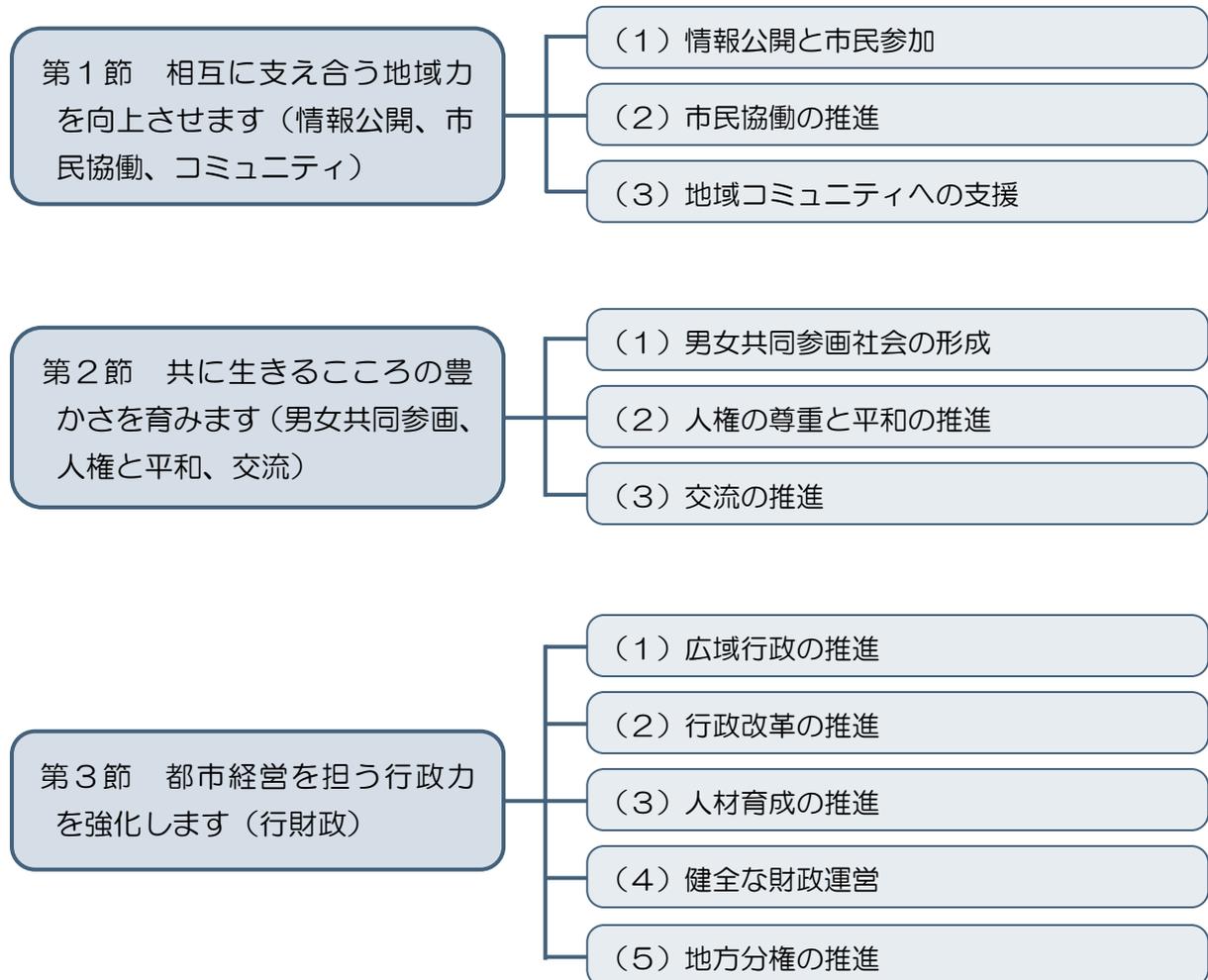
指標名	現状値	目標値	解説
都市間交流事業による来訪者数	437人	5%増	田舎体験ツアー等への市外からの参加者数
お試し住宅利用者数		15人/年	



移住相談会

第6章 構想の推進（市民協働のまちづくり）

■ 体系図



第1節 相互に支え合う地域力を向上させます（情報公開、市民協働、コミュニティ）

● 現状と課題

- ◆ 広報ぬまたや沼田エフエム放送（FM OZE）を通して市民に情報を提供し、市政の共有に努めるとともに、ホームページによってタイムリーかつ迅速に市内外に情報発信しています。また、市長への意見箱などにより市民要望などの把握に努めています。

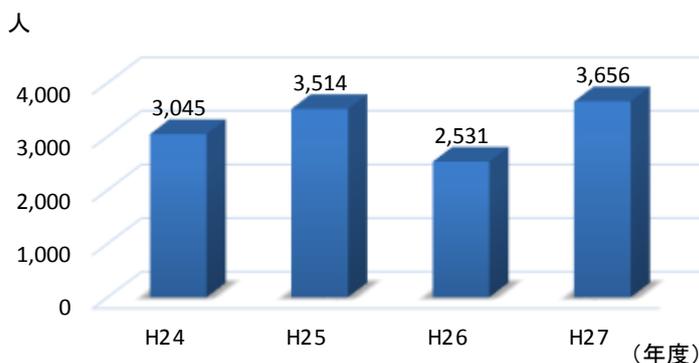
広報広聴活動は、市民主体の行政運営には不可欠であり時代に即した魅力的なものにする工夫が必要です。また、市民の市政参加意欲を促すためには、参加手法の検討も必要です。

信頼ある市政の実現のため、行政情報の積極的な公開に努めるとともに、市が保有する個人情報の適正な管理を行っています。今後は、行政情報の保存・管理などを適正に行うとともに、番号法の施行に伴い、個人情報の適正な管理をより徹底することが必要です。

本市の重要な計画等の意思決定過程における市民参画の機会の拡大、公正の確保、透明性の向上を図るため、市民意見提出手続制度（パブリックコメント手続制度）を実施しています。また、将来のまちづくりに対する意見を市政に反映させる仕組みとして市民構想会議を設置しています。市民意見の提出件数が少ない状況にあり、制度や市民意見提出手続案件の周知方法などについて検討する必要があります。

- ◆ 市民協働の意識づくりと啓発のため、講演会等の学習機会の創出や情報紙の発行を行うとともに、市民活動センターの運営による市民活動団体への支援や市民協働によるまちづくり事業補助金による市民活動を推進しています。今後は、庁内推進組織による職員の意識づくりや協働事業を推進するとともに、市民活動センター登録団体構成員の高年齢化や、新規市民協働事業の取組が乏しいことへの対策を進めていくことが課題です。
- ◆ 地域コミュニティ組織（町区）の活動への運営補助、区長会や各支部の事務局の代行などにより、各町区の地域コミュニティを支援しています。各種助成事業などの活用により、要望に基づき集会施設などの整備への補助金の交付、また白沢町・利根町のコミュニティ施設は、必要により修繕などを行っています。市民の地域社会への帰属意識や連帯感が希薄化しているため、白沢町では「白沢ふるさとまつり」開催、利根町では「集落支援員」や「地域おこし協力隊」の設置などに取り組んでいますが、コミュニティ社会を取り巻く環境は厳しい状況にあります。大規模災害時の要配慮者の支援などに大きな力を発揮するコミュニティ組織は、地域社会生活の基礎的かつ不可欠なものであり、その推進体制の強化が求められています。また、新たな地域自治組織の設置等についても検討する必要があります。

■ 市民協働交流人数



注：補助事業参加者数、啓発事業参加者数、市民活動センター利用者数の計

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
市民協働推進基本方針	H19～	市民が相互に、または、市民と行政が、信頼と理解のもとに、お互いの特性や能力を活かしながら、目的を共有し、地域課題などの解決に向け、みんなで連携し協力してまちづくりを進める。

● 基本施策

（１）情報公開と市民参加

- ・広報ぬまたや沼田エフエム放送などを通して市民に行政情報を提供し、市民との情報共有を図り、市政参加を促進します。
- ・スマートフォンや携帯電話にも対応したホームページにより、市政の最新情報を市内外にタイムリーかつ迅速に発信します。併せて、フェイスブックやツイッターなどの SNS を活用し、イベントや観光情報などの旬な情報を広く発信します。
- ・「市長への意見箱」を引き続き実施し、市民の意見・要望の把握に努めるほか、新たな手法を検討します。
- ・個人情報 の適正な管理を徹底するとともに、行政情報の積極的な公開をより一層進めることで、透明性のある市政の実現に努めます。
- ・市政に市民の意見を更に反映させるため、市民意見提出手続（パブリックコメント手続）や市民構想会議を効果的に活用します。

（２）市民協働の推進

- ・NPO法人及び市民活動団体等の活動支援のため、市民活動センターにおいて、市民活動支援事業を行うとともに、啓発事業、情報収集・発信事業の充実を図り、中間支援機能を充実させることで活性化を図ります。
- ・市民協働によるまちづくり事業補助金の交付を行い、市民と行政のパートナーシップによる魅力あるまちづくりへの取組を推進します。
- ・庁内推進委員会において、市民協働によるまちづくりを推進するため、職員の意識向上、市民協働事業の推進に取り組みます。

（３）地域コミュニティへの支援

- ・地区の要望に基づき、集会施設等の新築、改築や修繕を行うため、（財）自治総合センターコミュニティ助成事業や（公財）市町村振興協会魅力あるコミュニティ助成事業、沼田市住民センター建設費補助事業などを推進するとともに、適切な維持管理、整備等を行います。
- ・地域課題の解決、まちづくりの推進や地域コミュニティの維持活性化を図るための地域自治組織の設置とその運営を支援します。
- ・白沢町の振興を図るため、「白沢ふるさとまつり」等を引き続き実施するとともに、過疎化が進む利根町に引き続き集落支援員を設置し、集落の定期巡回及び農地、空き家等の現況把握、行政と集落との連携調整等に努めます。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
広報発行回数	12回	12回	月1回
放送回数	1日2回、365日	1日2回、365日	沼田エフエム放送による情報提供
ホームページ閲覧数	950,000件	1,045,000件	年間閲覧数、10%の増
市民活動センター利用人数	1,467人	1,541人	5%の増
白沢ふるさとまつりの参加者数	1,050人	1,050人	
集落支援員の巡回回数	72回	96回	現状値は、3名が月2回巡回 3名×2回×12か月=72回



市民活動実践講座



白沢ふるさとまつり

第2節 共に生きるこころの豊かさを育みます（男女共同参画、人権と平和、交流）

● 現状と課題

- ◆ 男女共同参画社会の形成のため、平成28年度を初年度とする「沼田市第3次男女共同参画計画」及び一体的に策定された「DV対策基本計画」や「女性活躍推進計画」に基づき、あらゆる暴力の根絶と、男女共同参画、仕事と生活の調和、女性の活躍を推進しています。
- ◆ 人権の尊重と平和の推進のため、「群馬県人権施策推進会議」等からの呼びかけによる講習会や講演会に積極的に参加し、地元のNPOやボランティア団体との連携を保ちながら、人権啓発の推進を図っています。表面的な差別行動は少なくなったように見えますが、人権侵害問題は深刻さを増しているとも思われ、引き続き人権に対する啓発活動が必要です。

同和や性別、障害、国籍など多様化・複雑化する人権侵害問題を解消するため、正しい知識を習得するための学習機会を設け、基本的人権を尊重する意識を醸成する必要があります。人権教育をテーマとする講演会や研修会については参加者が少ない傾向にあり、その増加が求められます。

いじめ防止子ども会議を開催するなど、「いじめ」や差別の根絶に向け、人権教育に関する指導方法の工夫に努めています。人権週間等においては、人権擁護委員等の外部講師を活用するなど学校ごとに創意・工夫して、児童生徒及び保護者等へも豊かな人権感覚の醸成に努めており、基本的人権の尊重にかかわる意識改革が図られてきています。社会の課題や変化に対応するため、教職員の資質の向上とともに、保護者や地域等への啓発活動の充実が必要です。

- ◆ 本市は昭和61年3月、「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、平成18年「日本非核宣言自治体協議会」に、平成20年「平和首長会議」に加入し、他の自治体との連携により、平和行政を推進し、平和への市民意識の高揚に努めるとともに、各団体の活動を支援しています。今後も継続した活動が求められています。
- ◆ 下田市との姉妹都市締結は平成28年に50周年を迎え、文化・社会・経済などの分野での交流や両市で開催されるイベントへの相互参加など幅広い交流を行っているほか、小学生による交歓絵画展などの交流も行っています。フュッセン市との姉妹都市締結は平成27年に20周年を迎え、市長等の相互訪問や児童生徒絵画交流などの交流を行っています。これらは、引き続き更に充実した交流を実施していく必要があります。

子ども達の交流を図るため、横浜市と野球大会を中心とした親善交流会を実施しています。将来を担う子ども達を足がかりに、農山村住民と都市住民が共生する新たな発展と地域の活性化を図っていく必要があります。



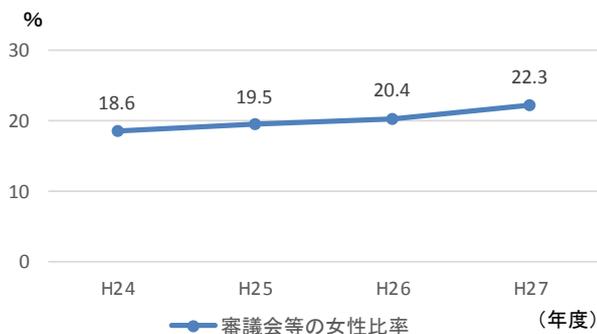
下田市・沼田市姉妹都市提携50周年記念
グラウンドゴルフ交流大会

準市民の帰郷機会の創出の場として、交流会やバスハイクを実施するとともに、登録の促進・拡大を図るため、準市民に対し関係者への準市民制度の周知依頼や市の観光情報などを提供しています。制度開始から20年以上が経過し、準市民の高齢化や転居等により登録者数が減少しており、登録者数の拡大、交流会内容の充実が課題です。

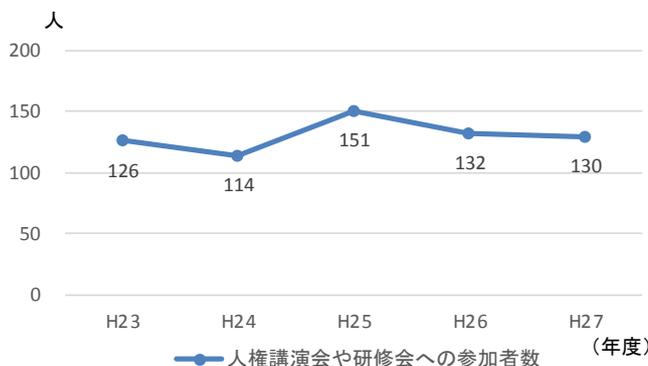
市民の国際的視野の拡大等を目的に、海外での活動経験のある方や日本で活躍する外国の方による講演会の実施、また、地域に暮らす外国人が地域に馴染み、双方の異文化の理解を深めることを目的とした交流会を実施しています。主体となっている国際交流協会において、設立後15年が経過し、会員の減少や高齢化が進み、協会運営にも影響を及ぼしていることから、会員数の拡大が課題です。

中学校国際交流事業として、オーストラリア・クィーンズランド州ゴールドコースト市の州立ハイスクールとの交流を実施しているほか、姉妹都市である下田市と本市小中学生による交歓絵画展などを実施しています。中学校国際交流事業は、参加生徒、保護者の満足度も高く、より充実した事業としていく必要があります。

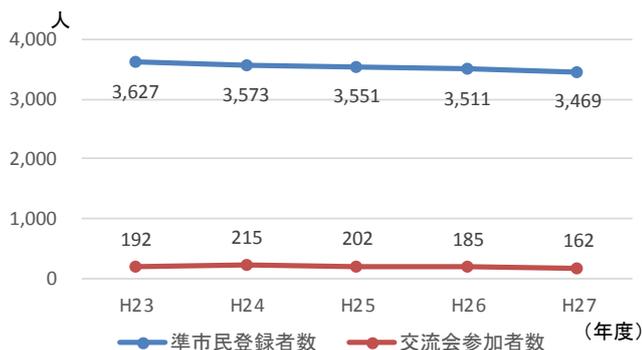
■ 審議会等の女性比率



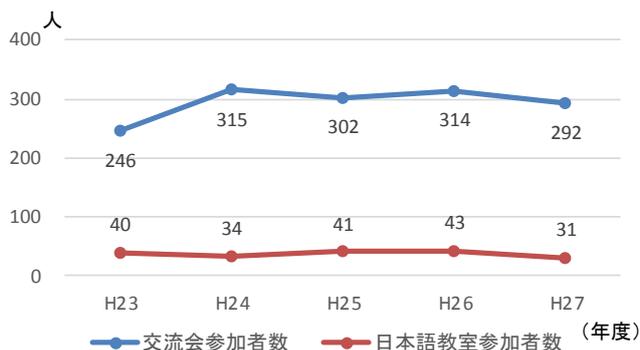
■ 人権研修会等への参加者数



■ 準市民交流



■ 国際交流会参加者数



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
第3次男女共同参画計画 (DV対策基本計画・女性活躍推進計画)	H28~H32	性別や年代などにかかわらず誰もが個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成をめざす。 (あらゆる暴力の根絶に向けて施策を推進する。) (女性の職業生活における活躍を推進する。)
沼田市人権教育推進方針	H27~ 毎年度更新	豊かな心の育成を目指し、学校教育と社会教育との連携を図りながら基本的人権を尊重する教育を推進する。

● 基本施策

（１）男女共同参画社会の形成

- ・男女共同参画に向けた意識づくりと教育・学習の充実のため、行政文書の表現配慮の情報提供、広報・啓発活動の推進、学習機会の創出を図ります。
- ・政策・方針決定過程や働く場、地域活動での女性の参画を拡大するため、女性委員登用促進、職員研修、ワーク・ライフ・バランス促進、女性活躍推進法による事業主行動計画の周知・促進、ボランティア育成・支援を推進します。
- ・DVを防止するための意識啓発を行うとともに、相談窓口の設置、被害者への支援体制の整備を進めます。

（２）人権の尊重と平和の推進

- ・人権に対する正しい理解と差別行動・差別意識を撲滅し、差別や偏見のない明るい社会づくりのため、各種人権教育講座、研修会への参加促進（社会教育委員、小中学校PTA連合会役員、学校関係者）、人権教育講座の実施（市民文化大学、中学生ボランティアリーダー養成講座）に努めます。
- ・いじめ防止子ども会議を開催するとともに、「沼田市・先生の日」における研修の実施、諸機関との連携を図った啓発活動の推進、道徳教育の充実、学校訪問における啓発など、学校における人権教育を推進します。
- ・市民の平和を守り人間性豊かなまちづくりを目指して、未来の平和を担う若者への平和意識の啓発活動や関係団体との連携により、平和行政を推進します。

（３）交流の推進

- ・姉妹都市の下田市との交流を図るため、沼田まつりと黒船祭の相互訪問、小中学生絵画交流、下田市風の花祭りへの参加等を推進します。
- ・姉妹都市のフュッセン市との交流を図るため、市長等の相互訪問、小中学生絵画交流等を推進します。
- ・野球大会を中心とした横浜市との親善交流会の充実に努めます。
- ・準市民制度の周知を図り、準市民登録の促進・拡大に努めるとともに、帰郷機会の充実を図ります。また、住環境や職場環境等を含む各地区の魅力を準市民に伝えることにより、移住への動機付けを図ります。
- ・市民と地域に居住する外国人の交流の場の提供、国際的視野の拡大のための講演会の開催、外国人を対象とした日本語教室の開催、市民を対象とした英語教室の開催等、市内における国際交流事業を推進します。
- ・中学生の国際理解の促進や国際化への対応を図るため、海外のハイスクール等に通いながら、ホームステイを体験する中学生国際交流事業を継続して実施します。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
市の審議会等における女性委員割合	20.4%	30%	現状値は平成26年度 平成27年度目標25%から毎年 1%の増をめざす。
人権尊重社会の確立	意識啓発	意識啓発	
人権講演会や研修会への参加者数	120人	130人	各種人権教育講座及び研修会への 市内からの参加者数
親善交流会開催回数	2回	2回	利根会場と横浜会場の相互
準市民登録者数	3,469人	3,550人	
下田市姉妹都市交流回数	6回	6回	
フュッセン市姉妹都市交流回数	4回	4回	
国際交流会参加者数	292人	325人	



国際交流フェスティバル



準市民交流会

第3節 都市経営を担う行政力を強化します（行財政）

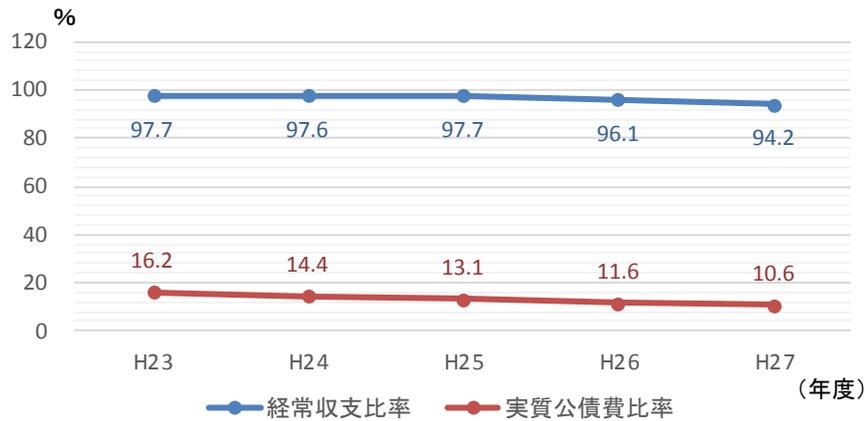
● 現状と課題

- ◆ 本市を中心とする5市町村による利根沼田広域市町村圏振興整備組合では、消防・救急業務、介護認定審査など多くの広域的事務を、沼田市外二箇村清掃施設組合と利根東部衛生施設組合では、ごみ・し尿を共同で処理しており、構成市町村との連携や事業の効率的・効果的な運営を図る必要があります。特に、ごみ・し尿の処理については、同じ目的を持った組合が二つ設置されていることから、統合を含めた検討が必要です。
- ◆ 市民福祉の向上や施策の実現、限られた行政資源の有効活用を図るため、さまざまな行政改革に取り組んでいます。本市を取り巻く状況は、より一層厳しさを増すことが予想されるため、効率的で機能的な行財政システムを整えるとともに、市民が主役の等身大の市政運営を図る必要があります。
- ◆ 文書管理は、事務改善を図る上で最も基本的なものであり、手法の見直し、効率化、適正化を推進しています。今後は増え続ける保存文書などに対応するため、電子決裁や電子文書保存等も含めた総合的な文書管理システム導入の検討が必要です。
- ◆ 「市政改革大綱実施計画」に基づき、スリムで効率的な行政運営とともに、職員数の適正化を図るためには、職員の能力開発や資質の向上が必要不可欠なことから、「沼田市人材育成基本方針」に基づき、職員研修を実施しています。また、市民ニーズの高度・多様化に対応するため、研修内容の弾力的な見直しを行う必要があります。

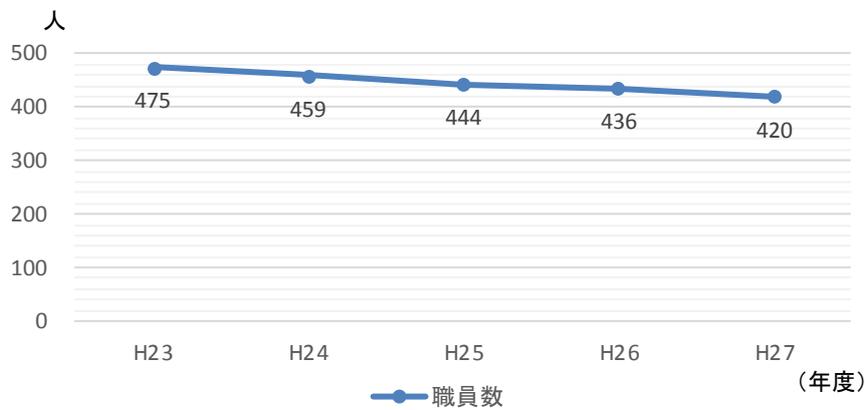
また、平成28年4月から人事評価制度が導入され、評価者の公平・公正性の確保が課題です。
- ◆ 歳入については、市税の減収傾向や地方交付税の段階的縮減などにより、財源の確保は極めて困難な状況にあります。一方、歳出については、市民ニーズの高度化、多様化が進むとともに、老朽化した公共施設等の更新などと相まって、財政需要はますます増加していくことが考えられます。

財政需要に対応するため、自主財源の確保とともに、経費節減や効率的な予算執行による歳出の削減が求められています。また、財政需要の増加に対し、財源の根幹をなす市税については、公平・公正な課税による確実な収納が求められ、県内では上位の市税収納率となっていますが、更なる税収確保、収納率維持向上のためには、積極的な収納対策が必要です。
- ◆ 財産管理については、過去に建設された公共施設等が今後大量に更新時期を迎える中で、人口減少による各施設の利用需要の変化や、市町村合併により生じた同一種別の施設の重複などを踏まえ、長期的な視点に立って更新、統廃合、長寿命化などの対応を行うことにより、施設全体の最適化を図る必要があります。また、市有林などの市有財産について、国土の保全や庁内検討組織により決定された方針を前提としながらも、多様な視点から有効活用を図る必要があります。
- ◆ 地方が自らの判断と責任のもとで主体的に住民本位の行政を展開することが基本であり、「第5次地方分権一括法」や県の「新ぐんま権限移譲推進プラン」により地方分権が推進されています。厳しい財政状況の中であって、自立した自治体として、市民とともに持続可能な都市経営を進めていく必要があります。

■ 財政指標



■ 職員数



● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
公共施設等総合管理計画	H29～	今後の公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に実施し、最適な配置による財政負担の軽減・平準化を実現するための市全体の指針として、平成28年度末までに計画を策定する。
市政改革大綱・実施計画	H27～H31	複雑化・多様化する市民ニーズなどに対応するため、効率的で機能的な行財政システムを整えるとともに、本市の地域資源や特色などの現状を的確に把握し、市民と行政が共通の認識を持ち、連携、協力のもと、市民の声を良く聞き、市民が主役の等身大の市政運営を図る。
		職員の能力開発や資質の向上を図ることにより、スリムで効率的な行政運営とともに、職員数の適正化を図る。
市税等特別徴収対策基本計画	毎年度策定	税の公正・公平の原則を確保するため、徴収率の目標を定めて、厳正な徴収に努め、財源確保を図る。

● 基本施策

（１）広域行政の推進

- ・広域圏構成市町村の独自性を活かしつつ、広域的視点をもった効率的な広域行政を推進します。
- ・広域事業の運営状況や費用対効果等を常に分析・把握し、広域行政の合理的な運営を促します。
- ・ごみ・し尿の適正処理を効率的に行うための体制整備を図るため、利根沼田地域での広域化について調査研究を進めます。

（２）行政改革の推進

- ・市民への情報提供を充実するとともに、市民が主役の仕組みを整え、市民と連携、協力して市政を推進します。
- ・「スピード感とコスト意識」、「選択と集中」、「市民目線と現場主義」、「顧客意識」といった企業経営的視点に立った市政運営を推進します。
- ・持続可能な健全財政を確保するとともに、市民との連携、協力や民間活力の活用を進め、行政組織や職員体制のスリム化を進めます。

（３）人材育成の推進

- ・職員研修の充実を図り、地方分権時代に対応できる職員を育成します。
- ・職員の能力開発や資質の向上を図るため、適宜制度の見直しを行いながら、人材育成型の人事評価制度を充実させます。

（４）健全な財政運営

- ・公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを長期的な視点で計画的に行い、施設の最適化による財政負担の軽減・平準化を推進します。
- ・市有財産の利活用に当たり、庁内検討組織により決定された方針に基づき管理運用を行うとともに、より有効な活用方法についての検討を行います。
- ・納税者の利便向上のため電子納税の導入等を進めるほか、収納窓口の拡充、差押動産や不動産のインターネット公売を行うなど、市税等の徴収対策を強化します。また、市税等の納税義務の公平確保に関する要綱により、滞納者への行政サービスの制限を徹底します。

（５）地方分権の推進

- ・自らの判断と責任のもとで主体的に住民本位の行政を展開することができるよう、環境整備を進めます。

● 指標

指標名	現状値	目標値	解説
職員数（定員管理）	420人	400人	市政改革大綱実施計画 現状値は平成28年4月1日現在
市税収納率	97.89%	98.40%	収入額／調定額



資料編

1 策定経過

年月日	会議事項等	概要
平成 27 年 6 月 1 日 ～6 月 22 日	市民アンケート	○対象者：男女 18 歳以上の市民 2,000 人 ○回収票：619 票 ○回収率：30.1%
	準市民アンケート	○対象者：準市民 500 人 ○回収票：201 票 ○回収率：40.2%
	結婚・出産に関する意識調査	○対象者：18 歳から 39 歳までの市民 1,000 人 ○回収票：235 票 ○回収率：23.5%
6 月 29 日	庁議	○沼田市第六次総合計画策定基本方針決定
7 月 1 日	沼田市第六次総合計画策定推進本部設置要綱施行	○総合計画策定推進本部の設置 ○総合計画策定委員会の設置
11 月 19 日	第 7 回沼田市市民構想会議	○第六次総合計画基本構想について
12 月 22 日	第 8 回沼田市市民構想会議	○第六次総合計画基本構想について
12 月 28 日	総合計画策定推進本部	○第六次総合計画策定委員会部会の設置について ○第六次総合計画基本構想について
平成 28 年 1 月 25 日	総合計画策定推進本部	○基本構想（素案）について ○基本計画（素案）について
1 月 27 日	第 9 回沼田市市民構想会議	○第六次総合計画基本構想について
2 月 1 日	総合計画策定推進本部・同策定委員会合同会議	○基本計画（素案）について
2 月 9 日	総合計画策定推進本部	○基本構想（素案）について
2 月 17 日	第 10 回沼田市市民構想会議	○第六次総合計画基本構想について
2 月 23 日	総合計画策定推進本部	○基本構想（素案）について
3 月 28 日	第 11 回沼田市市民構想会議	○沼田市第六次総合計画策定に係る意見・提言について
4 月 8 日	沼田市市民構想会議から市長に「第六次総合計画策定に係る意見・提言書」提出	—
4 月 11 日	総合計画策定推進本部	○基本構想（素案）について ○基本計画（素案）について
5 月 30 日	総合計画策定推進本部	○基本構想（素案）について ○基本計画（素案）について
6 月 27 日	総合計画策定推進本部	○基本構想（素案）について ○基本計画（素案）について
6 月 27 日	庁議	○第六次総合計画原案（基本構想・基本計画）の

年月日	会議事項等	概要
		決定
7月12日	第六次総合計画策定に関する特別委員会	○第六次総合計画原案概要の説明
7月12日	第1回総合計画審議会	○第六次総合計画原案（基本構想・基本計画）の諮問
7月13日 ～8月12日	沼田市市民意見提出手続き（パブリックコメント）の実施	○公表資料：基本構想（案）、基本計画（案） ○意見等受付件数：2件
7月26日	第2回総合計画審議会	第六次総合計画基本構想（案）について
8月10日	第3回総合計画審議会	第六次総合計画基本計画（案）について
8月19日	第4回総合計画審議会	答申（案）について
8月22日	沼田市総合計画審議会から市長に答申書を提出	—
8月29日	総合計画策定推進本部	○総合計画審議会からの答申について ○総合計画原案（基本構想・基本計画）について
9月6日	平成28年第3回定例会市議会へ議案書として提出	—
9月29日	平成28年第3回定例会市議会において議決	—

2 審議会

(1) 審議会条例

○沼田市総合計画審議会条例

昭和57年3月18日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、本市の総合計画策定に関し必要な審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、沼田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、沼田市総合計画策定に関する事項を審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員20人をもって組織し、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月24日条例第1号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月30日条例第2号）

この条例は、平成12年7月1日から施行する。

(2) 名簿

(五十音順 敬称略)

No.	氏名	団体名	備考
1	石田月美	沼田市生活研究グループ	
2	宇敷正	沼田商工会議所	
3	生方秀二	沼田市区長会	会長
4	小尾孝男	利根町観光協会	
5	岡村正	沼田市東部商工会	
6	櫛淵光彦	沼田市文化協会	
7	桑原幸夫	沼田市老人クラブ連合会	
8	小林昭紀	沼田市子ども・子育て会議	
9	小林一太	利根沼田農業協同組合	
10	小林由隆	群馬県立尾瀬高等学校	
11	佐藤梨絵	沼田市小中学校PTA連合会母親委員会	
12	塩野昌彦	沼田青年会議所	副会長
13	須田章夫	沼田市体育協会	
14	津久井勲	沼田市社会福祉協議会	
15	傳田直史	NPO 法人利根沼田地域ボランティアセンター	
16	中村光孝	沼田市認定農業者協議会	
17	野村武	青少年団体連絡協議会	
18	林かをえ	タフティクラブ	
19	平井良明	沼田市観光協会	
20	丸山文子	沼田市保健推進委員会	

(3) 諮問

沼企 第100号
平成28年7月12日

沼田市総合計画審議会会長 様

沼田市長 横山公一
(担当 総務部企画課)

沼田市第六次総合計画原案について（諮問）

沼田市第六次総合計画原案について、沼田市総合計画審議会条例第3条の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

(4) 答申

平成28年 8月22日

沼田市長 横山 公一 様

沼田市総合計画審議会
会長 生方 秀二

沼田市第六次総合計画原案について（答申）

平成28年7月12日付け沼企第100号で諮問のあった沼田市第六次総合計画原案について、次のとおり答申します。

答 申

本審議会では、市長から諮問された沼田市第六次総合計画原案について慎重に審議した結果、今回の計画は、公募市民を含む各分野からの委員で構成される沼田市市民構想会議の意見・提言をふまえた内容であること、また、人口減少社会におけるまちづくりを進める上で、「沼田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「沼田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をふまえた内容であることなどから、おおむね適切かつ妥当なものであると認めます。ついては、審議の中で、下記に掲げる点について、大方の意見の一致を見たので、善処されることを要望し、答申といたします。

なお、地方自治体を取り巻く環境が厳しい中、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しつつ、財政収支の状況を的確に把握し、市民との協働により計画の実現が図られますよう希望いたします。

記

- 1 本市の高齢化率が30%を超えている中で、すべての市民が、生涯にわたり健康で、生きがいを感じながら幸せに暮らせるまちづくりは、重要な行政課題であるが、保健・医療・福祉での”生涯現役”の表現は、読み手に誤解を抱かせることが懸念されるため、別の表現とするよう検討されたい。
- 2 地域経済について、商業・工業・観光・農業の産業振興と都市間交流・移住・二地域居住は異なる行政課題であるため、混在した表記をせず、それぞれ明確に区分して表現するよう検討されたい。
- 3 農業における就労者不足は喫緊の課題となっているため、「農業経営・生産基盤の整備」の中に雇用の安定化について明記するとともに、重要施策としてその支援に努められたい。
- 4 全国で人口が減少している現下、様々な面において大きな効果をもたらす広域連携や都市間交流の取組の重要性が増しているため、今後はさらに連携の強化を図る必要がある。また、都市間交流等の基礎となる民間相互の交流についてもその把握に努めるとともに、その支援に努められたい。
- 5 沼田公園長期整備構想については、教育分野ばかりではなく、都市基盤や観光分野においても関連するため、これをふまえた事業推進を行い、さらなる構想の推進を図られたい。

3 市民構想会議

(1) 要綱

沼田市市民構想会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の将来のまちづくりに対する意見を幅広い層の市民から伺い、市政に反映するため設置する沼田市市民構想会議（以下「構想会議」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 構想会議は、将来のまちづくりに関し、市長から依頼された事項又は市民から提案された事項について議論し、市長に対し報告するものとする。

2 構想会議は、将来のまちづくりに関し必要と認められる事項について議論し、市長に対し提案するものとする。

(構想会議の構成)

第3条 構想会議は、概ね30人の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項第3号の規定により委嘱された委員は、市内に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(構想会議の会長及び副会長)

第5条 構想会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、構想会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(構想会議の会議)

第6条 構想会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務めるものとする。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、協議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(委員会)

第7条 特定の事項を調査研究するため、構想会議に委員会を置く。

2 委員会は、構想会議委員及び協議事案を提案した市民をもって構成する。

3 協議事案を提案した市民の任期は、委員会での協議が終了するまでの期間とする。

4 委員会の名称及び調査研究事項は、次のとおりとする。

名称	調査研究事項
住みたくなるまちづくり委員会	安全・安心、福祉、環境、教育、文化・スポーツ等に関すること。
活力のあるまちづくり委員会	農林業、商工業、観光、都市基盤等に関すること。
新しいまちづくり委員会	コミュニティ、行財政運営、市民協働、男女共同等に関すること。

5 前2条の規定は、委員会について準用する。

(庶務)

第8条 構想会議の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、構想会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 名簿

(敬称略)

No.	氏 名	団 体 名 等 (当時)	備 考
1	小 幡 普	沼田市区長会	会 長
2	角 田 郁 夫	利南地区振興協議会	
3	田 村 肇	池田地区振興協議会	
4	林 孝 俊	薄根地区振興協議会	
5	生 方 敬 二	川田地区振興協議会	
6	根 岸 恒 雄	沼田市区長会白沢支部	
7	星 野 健 一	沼田市区長会利根支部	
8	桑 原 幸 夫	沼田市老人クラブ連合会	
9	小 林 昭 紀	沼田市子ども・子育て会議	
10	津久井 勲	沼田市社会福祉協議会	
11	櫛 淵 光 彦	沼田市文化協会	
12	武 藤 成 孝	沼田市体育協会	
13	石 澤 いずみ	沼田市小中学校PTA連合会	
14	高 橋 美津子	沼田市小中学校PTA連合会	
15	飯 田 富美子	国際ソロプチミスト利根ぬまた	副会長
16	井 熊 基 之	沼田青年会議所	
17	小 林 一 太	利根沼田農業協同組合	
18	宇 敷 正	沼田商工会議所	
19	岡 村 正	沼田市東部商工会	
20	大 塚 喜 男	群馬銀行	
21	峯 川 卓 美	利根郡信用金庫	
22	平 井 良 明	沼田市観光協会	
23	小 尾 孝 男	利根町観光協会	
24	吉 野 昇	利根沼田森林組合	
25	織田沢 幸 市	連合群馬沼田地域協議会	
26	千 明 幹 尚	公募委員	
27	入 澤 實	公募委員	
28	小 川 紀 子	公募委員	
29	金 子 文 彦	公募委員	
30	武 井 賢 一	公募委員	
31	相 澤 宗 利	公募委員	
32	小 林 豊	公募委員	
33	浅 沼 美 香	公募委員	
34	塩 野 大 吉	公募委員	
35	生 方 隆 夫	公募委員	
36	飯 島 千 明	公募委員	
	篠 田 暢 之	市民構想会議アドバイザー	

(3) 提言

平成28年4月8日

沼田市長 横山公一様

沼田市市民構想会議
会長 小幡普

「沼田市第六次総合計画」策定に係る意見・提言について

沼田市第六次総合計画の策定に当たり、下記の点について十分留意願いたく意見・提言いたします。
この意見・提言が、本市の総合的なまちづくりの方針や施策の方向性を示す第六次総合計画の策定の一助となることを要望いたします。

記

1 保健・医療・福祉等に関すること。

- (1) 高齢者や障がい者のために、移動しやすい道路、歩道の整備やスロープの設置、移動手段の整備
- (2) 高齢者のみならず、誰もが街なかに出て楽しめるまちづくりの整備
- (3) 高齢者、弱者に対する地域の見守り・支援（見守り協力員）の充実
- (4) 既存の高齢者福祉施設等の整備・充実と施設利用の周知
- (5) 子育て支援として、子育て支援センターや公園に隣接した児童館の設置、子どもが安心して遊べる遊び場としての公園の整備・充実
- (6) 医療・福祉関係として、各病院及び各福祉施設のネットワーク化の整備促進

2 防災・防犯・環境・交通安全等に関すること。

- (1) 防災・防犯について、消防団組織の整備・防災意識の高揚
- (2) 環境対策として、竹藪の問題があり、竹藪駆除及び竹の活用方法等について検討、促進
- (3) ごみ処理は重要な問題。循環利用としてどう活用するかについて検討
- (4) 景観形成について、沼田市としての特色を生かした継続性のある仕組みづくりについて検討
- (5) 新エネルギー分野の促進
- (6) 公共交通機関の充実（市内循環バスの運行等）

3 教育・文化等に関すること。

- (1) 教育・文化は重要なテーマ。教育水準の向上につながる具体的な施策を検討
- (2) 幼稚園と保育園の一元化に向けた施設整備の推進
- (3) 小・中学生に対するスクールバス運行の整備推進
- (4) ふるさと納税を原資とした給付型奨学金の創設
- (5) 郷科学習を推進
- (6) 生涯学習推進体制を拡充
- (7) 文化面におけるシンボルの検討（観光面でも有効）

- (8) 学校施設的环境整備として、エアコンの設置及び通学路などの道路整備を推進
- (9) 文化都市を目指して芸術文化の振興を図り、新しい波を起こすことを推進
- (10) 東京オリンピック・パラリンピック開催を契機としてスポーツ振興による地域の活性化を推進
- (11) 多文化共生社会の形成を図るため、外国語教育の充実と案内標識等の外国語表記の推進

4 都市基盤等に関すること。

- (1) 通勤手当の非課税限度額の引き上げに伴うUターン者対策、空き家対策、駅周辺の駐車場の整備充実の検討
- (2) 沼田公園や吹割の滝等の駐車場の整備
- (3) 国道120号から老神温泉までの道路の整備促進
- (4) グリーンベル21を街なか活性化のシンボルとして整備
- (5) 市内各地から沼田公園まで楽しく安心して歩けるような整備
- (6) 幹線道路の整備を見据えた沿線の整備、道路網の整備

5 農林業・商工業・観光等に関すること。

- (1) 農産物の6次産業化の推進
- (2) 観光と連携した農産物のブランド化の推進
- (3) 農業規模の拡大による企業的な経営の検討
- (4) 農家数の減少に伴う広域的な組織づくりの検討
- (5) 望郷の湯やしゃくなげの湯等の農産物直売所の整備
- (6) 農業後継者の育成
- (7) インターネット販売等による販路拡大の検討
- (8) 観光農園（センター）として1箇所に集約し、全国にPRする方法の検討
- (9) 「農業の地域内一貫経営」の検討
- (10) 荒廃が進んでいる森林の整備
- (11) 林業従事者の育成
- (12) 観光面における滞在施設の整備
- (13) 沼田公園や吹割の滝等の駐車場の整備（再掲）
- (14) 観光都市として沼田公園を段階的に整備。城門の設置や城堀の再現・整備
（※ 天守閣の建設については、賛否両論あり。）
- (15) 河岸段丘の景観を生かした「道の駅・白沢」の整備
- (16) 河岸段丘の整備と観光PRの推進
- (17) 幹線道路の整備を見据えた沿線の整備（再掲）

6 行財政運営・コミュニティ・男女共同・市民協働等に関すること。

- (1) 市民活動を行う場として、公共施設空きスペースの有効活用を検討
- (2) ボランティア活動の充実、インセンティブ（行動を促す動機付け）を持たせる方法の検討
- (3) 「選択と集中」による行財政運営
- (4) 利根沼田の各自治体間の連携及び事業所間、住民間の連携支援
- (5) 情報発信の有効手段であるホームページの整備・充実

- (6) ボランティア活動等について、行政と民間をマッチングできるシステム等の検討
- (7) 多様性を確保し、共同していく地域づくりの検討
- (8) 方針、計画策定を実現していくための地域住民への周知と合意形成の検討
- (9) 各事業間における相互連携
- (10) コミュニティの充実、町おこしの一つとして設置するカフェコミュニティ等の運営支援について検討
- (11) 一人暮らし高齢者等の自殺率の低下を図るため、誰もが集まることができる場所の設置
- (12) 男女共同参画社会を推進するため、市における管理職への女性登用の推進
- (13) 市民サービスの向上を図るため、住民票写し等のコンビニ店交付の検討
- (14) 公共施設維持管理計画の策定の推進

【添付書類】

(略)

4 用語解説

あ行

IC

インターチェンジの略

アイデンティティ

主体性や自己同一性のことで、自己が環境や時間の変化に影響されることなく連続する同一のものであること。

SNS

Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のインターネットを利用したサービスのこと。

NPO

Nonprofit Organization の略。非営利組織。営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

オゾン層

強い紫外線による光化学反応で、成層圏に達した酸素がオゾンに変わり形成されたオゾン濃度の高い大気層のこと。オゾンハザードは生物に有害な波長を持つ紫外線を吸収するが、フロンガス等によるオゾン層破壊が問題となっている。

か行

カーボンオフセット

まず排出削減努力を行った上で、その不足分を他の場所で行った排出削減・吸収量で埋め合わせること。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率をすべて足した数字のことで、一人の女性が一生の間に出産する子どもの平均の数を表す。合計特殊出生率＝(年齢別出生率／年齢別女性人口)の15歳から49歳までの合計。

子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。

子育てコンシェルジュ

コンシェルジュとは、ホテルで街の地理案内や交通機関・観劇の切符の手配などをする係のことであり、子育てコンシェルジュは子育て支援にかかる相談や支援を行う人のこと。

さ行

真田丸

慶長 19(1614)年の大坂冬の陣において、大坂城の弱点である城南を守るために真田信繁(幸村)が築いた半円形の曲輪(郭)のこと。

NHK大河ドラマ『真田丸』は、もう一つの意味として、戦国の世の荒波を渡った真田家を船に例えている。

ジェネリック医薬品

特許が切れた医薬品を他の製薬会社が製造あるいは供給する医薬品(後発医薬品)。先発医薬品に比べ安い価格で販売できることから、欧米の医療先進国では、医療費を抑えるために積極的に使われるようになっている。

シティセールス

都市や地域の魅力などを内・外に効果的に周知を図り、企業誘致、住民誘致につなげるための活動のこと。

セーフティネット

経済的な危機に陥っても、最低限の安全を保障する社会的な制度や対策のこと。

総合型地域スポーツクラブ

日常的に活動の拠点となる施設を中心に、地域住民が会員となって個々のニーズに応じた様々なスポーツ活動を行える組織のこと。

た行

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

東京オリンピック・パラリンピック

東京での開催が決まった、「第32回オリンピック競技大会」（開催期間 2020年7月24日（金）～8月9日（日））と「東京2020パラリンピック競技大会」（開催期間 2020年8月25日（火）～9月6日（日））のこと。

特定健診

40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした健診のこと。生活習慣病予防をめざし、「メタボ健診」ともいわれている。

な行

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人のこと。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせもち、地域の子育て支援も行う施設。3～5歳児に対しては、保護者の就労の有無に関わりなく、教育・保育を一体的に提供することができる。

は行

ホスピタリティ

hospitality。温かな対応や誠意ある態度、心遣いであり、訪れる人を手厚くもてなすことや歓待すること。

ま行

メタボリックシンドローム

内臓脂肪型の肥満（めやす：腹囲が男性 85cm以上、女性 90cm以上）に、血清脂質異常、高血糖、高血圧のうち2つ以上を重ね持った状態のこと。

や行

Uターン

Uターンは、地方に生まれ育った人が都市圏への進学や就職を経た後、再び地方の生まれ故郷に戻ることであり、Iターンは、主に都市圏に生まれ育った人が地方に移住すること。

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう施設や製品などをデザインする考え方のこと。

ら行

リーマンショック

平成20年（2008年）9月15日、アメリカ合衆国の投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻を契機に世界的金融危機が発生した。

ローリング方式

毎年度、社会経済環境の変化に対応して事業計画の修正を行う手法のことであり、計画と現実が大きくずれのを防ぐことができる。

6次産業化

農畜産物、水産物等の生産者が生産（第1次産業）だけでなく、加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わり合うことで高付加価値化を図り、生産者の活性化につなげる産業形態。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。

沼田市第六次総合計画

平成 29 年 3 月発行

発行 沼田市

編集 沼田市総務部企画課

〒378-8501 群馬県沼田市西倉内町 780 番地

電話 0278-23-2111 (代表)

<http://www.city.numata.gunma.jp/>

